

令和3年3月 5日から
令和3年3月11日まで

標 茶 町 議 会 第 1 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

令和3年標茶町議会第1回定例会会議録目次

第1号（3月5日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
施政方針	
町政執行方針	6
教育行政方針	8
厚生文教委員会所管事務調査報告	9
総務経済委員会所管事務調査報告	11
議案第92号 公の施設に係る指定管理者の指定について（総務経済委員会報告）	13
議案第96号 標茶町議会議員及び標茶町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例の制定について（総務経済委員会報告）	18
一般質問	19
鴻池智子君	19
本多耕平君	21
鈴木裕美君	28
長尾式宮君	34
深見迪君	38
渡邊定之君	51
延会の宣告	60

第2号（3月8日）

開議の宣告	65
一般質問	65
熊谷善行君	65
類瀬光信君	73
議案第3号 標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	82
議案第4号 標茶町乳幼児等医療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	83
議案第5号 標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	83

議案第 6 号	標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	86
議案第 7 号	標茶町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について ……………	89
議案第 8 号	標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について ……………	89
議案第 9 号	標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	92
議案第 10 号	標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について ……………	94
議案第 11 号	標茶町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	94
議案第 12 号	標茶町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに標茶町指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について ……………	94
議案第 13 号	標茶町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について ……………	94
議案第 14 号	標茶町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について ……………	105
議案第 15 号	標茶町予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定について ……………	107
延会の宣告	……………	109

第 3 号（3月9日）

開議の宣告	……………	115
議案第 16 号	令和 2 年度標茶町一般会計補正予算……………	115
議案第 17 号	令和 2 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算……………	115
議案第 18 号	令和 2 年度標茶町下水道事業会計補正予算……………	115
議案第 19 号	令和 2 年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算……………	115
議案第 20 号	令和 2 年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算……………	115
議案第 21 号	令和 2 年度標茶町病院事業会計補正予算 ……………	115
議案第 22 号	令和 2 年度標茶町上水道事業会計補正予算……………	115
延会の宣告	……………	124

第 4 号（3月10日）

開議の宣告	……………	129
議案第 23 号	令和 3 年度標茶町一般会計予算 ……………	129

第 4 号（3月10日）

開議の宣告	143
議案第23号 令和3年度標茶町一般会計予算	143
議案第24号 令和3年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	143
議案第25号 令和3年度標茶町下水道事業特別会計予算	143
議案第26号 令和3年度標茶町介護保険事業特別会計予算	143
議案第27号 令和3年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	143
議案第28号 令和3年度標茶町簡易水道事業特別会計予算	143
議案第29号 令和3年度標茶町病院事業会計予算	143
議案第30号 令和3年度標茶町上水道事業会計予算	143
延会の宣告	165

第 5 号（3月11日）

開議の宣告	169
時間延長	169
諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について	169
意見書案第1号 高齢者の医療費窓口負担の現行1割の継続を求める意見書	170
意見書案第2号 高齢者施設と医療機関の職員や入所・入院者全員を全額国費で一斉・ 定期的検査を求める意見書	170
意見書案第3号 高齢者施設と医療機関への減収補填、介護・医療従事者に慰労金支給を 求める意見書	171
意見書案第4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書	172
意見書案第5号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書	172
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）	173
日程の追加	173
議案第23号 令和3年度標茶町一般会計予算	173
議案第24号 令和3年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	173
議案第25号 令和3年度標茶町下水道事業特別会計予算	173
議案第26号 令和3年度標茶町介護保険事業特別会計予算	173
議案第27号 令和3年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	173
議案第28号 令和3年度標茶町簡易水道事業特別会計予算	173
議案第29号 令和3年度標茶町病院事業会計予算	173
議案第30号 令和3年度標茶町上水道事業会計予算	173
(令和3年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告)	
閉議の宣告	174
閉会の宣告	174

令和3年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和3年 3月 5日（金曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 施政方針
- 第 5 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 6 総務経済委員会所管事務調査報告
- 第 7 議案第92号 公の施設に係る指定管理者の指定について（総務経済委員会報告）
- 第 8 議案第96号 標茶町議会議員及び標茶町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について（総務経済委員会報告）
- 第 8 一般質問

○出席議員（11名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 渡 邊 定 之 君 | 2番 類 瀬 光 信 君 |
| 3番 長 尾 式 宮 君 | 5番 熊 谷 善 行 君 |
| 6番 鈴 木 裕 美 君 | 8番 深 見 迪 君 |
| 9番 本 多 耕 平 君 | 10番 黒 沼 俊 幸 君 |
| 11番 鴻 池 智 子 君 | 12番 後 藤 勲 君 |
| 13番 菊 地 誠 道 君 | |

○欠席議員（1名）

- 4番 松 下 哲 也 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|-------------|-----------|
| 町 長 | 佐 藤 吉 彦 君 |
| 副 町 長 | 牛 崎 康 人 君 |
| 総 務 課 長 | 齊 藤 正 行 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 武 山 正 浩 君 |
| 税 務 課 長 | 齋 藤 和 伸 君 |
| 管 理 課 長 | 村 山 裕 次 君 |
| 農 林 課 長 | 長 野 大 介 君 |
| 住 民 課 長 | 伊 藤 順 司 君 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 石 塚 剛 君 |

建設課長	富原稔君
観光商工課長	三船英之君
水道課長	平間正通君
育成牧場長	常陸勝敏君
病院事務長	浅野隆生君
やすらぎ園長	中島吾朗君
農委事務局長	相撲浩信君
教育長	島田哲男君
教委管理課長	穂刈武人君
指導室長	秋山豊君
社会教育課長	服部重典君
中央公民館長	松本修君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
議事係長	中嶋禎之君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(菊地誠道君) ただいまから、令和3年標茶町議会第1回定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員11名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(菊地誠道君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

5番・熊谷君、 6番・鈴木君、 8番・深見君
を指名いたします。

◎会期決定

○議長(菊地誠道君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月11日までの7日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月11日までの7日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(菊地誠道君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君)(登壇) さきの臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の1点について補足いたします。

令和3年度町立病院診療体制について、ご報告いたします。

内科につきましては、3月31日付で山本医師が退職されることに伴い、院長、副院長の2名体制であります。

内科外来の診療については、内科常勤医師の業務負担軽減を図っていくために平成26年4

月より火曜日と水曜日の午後を休診とさせていただいておりますが、新年度も継続させていただきますことに、ご理解を賜りたいと存じます。

内科医師の業務負担軽減を図るための宿直医師につきましては、札幌市の「札幌第一病院」から月1回、日曜日の夕方から翌朝までの宿直医師を派遣していただけるほか、函館市の「函館おおむら整形外科病院」に勤務する整形外科医師が月2回、木曜日の宿直業務を、東京都三鷹市の「訪問クリニック」に勤務する内科医師が月1回、火曜日の宿直業務をしていただけることになりました。

また、令和元年から日曜日の夕方から翌朝までの宿直医師について、人材紹介会社を通じ募集をしているところでありますが、令和3年度は全て決定済みとなっております。

外科は、北大消化器外科Ⅰから1週間単位での医師派遣のほか、夜間や休日の当直業務についても、今までどおり対応していただけることとなり、これにより救急指定病院としての機能を維持できることになりました。

小児科は、現在、市立稚内病院副院長として勤務されております、石岡 透医師が常勤医として着任されます。

石岡医師は、昭和60年3月旭川医科大学を卒業され、その後旭川医科大学病院をはじめ、道内の病院に小児科医として勤務され、平成27年4月以降、市立稚内病院副院長を務められております。

このたび、旭川医科大学小児科学講座のご理解をいただき、本町に赴任されることとなりました。診療につきましては、当面6月までの間は、月曜日から金曜日までの午前及び火曜日の午後とする予定であります。

なお、7月以降の診療体制につきましては、今後検討のうえ、町の広報や病院のホームページなどで周知を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

産婦人科は、札幌医科大学附属病院産婦人科学講座医局のご配慮により、本年度も昨年度同様、月1回木曜日及び金曜日の2日間、派遣していただけることになりました。

なお、出張日が2か月前に決定されることから、町の広報や病院のホームページなどで周知を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

道内三医大関係医局の状況は、医局員が増えないという大変厳しい状況が続いているにもかかわらず、本町の要請を受け止め、医師派遣いただけることとなり、心より感謝申し上げます。

今後とも町民皆様の命と健康を守り、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう努めていくとともに、信頼される医療を提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 令和3年第1回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下3点

について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、昨年12月に実施しました「標茶町学力サポートプラン」についてご報告いたします。

標茶町では、町独自に学力調査・生活学習意識調査を含めた総合質問紙アイチェックを実施しておりますが、その結果について申し上げます。

まず、学力調査ですが、小学校1年生から中学校2年生を対象とし、小学校1年生と2年生は国語、算数の2教科、小学校3年生と4年生は、社会と理科を加えて4教科、小学校5年生から中学生は、英語を加えて5教科で実施しました。

結果の概要につきましては、小学校ではどの学年もおおむね全国と同等程度の正答率でしたが、一部の学年において国語と算数に課題があることがわかりました。中学校ではどの学年もおおむね全国と同等程度の正答率でしたが、社会と数学において課題がみられました。

経年変化を見ていきますと、向上がみられた学年と、向上がみられなかった学年とがあり、その学年集団の特性などを多面的にとらえて要因を分析し、今後の指導改善に生かしてまいります。

また、学力調査と同じく実施した総合質問紙アイチェックの結果からは、生活・学習習慣について、おおむね肯定的な回答が多く、良好な状況にあることがわかりましたが、一人ひとりの児童生徒がどのように回答しているかを各学校で適切にとらえ、個別の指導に活用していくことが肝要だと考えております。

今回の結果は、各学校が問題冊子を活用して取り組んだ全国学力・学習状況調査の結果を裏付け、さらに課題のある学年や教科が明らかになり、今後の指導に生きる貴重な資料となりました。

各学校においては、自校の結果を分析し、明らかになった自校の課題の改善に向けて取り組むとともに、児童生徒一人ひとりの困り感等に個別に対応する具体的な指導に役立ててまいります。

また、教育委員会では、得られた結果をもとに、町の学力向上プランを作成し、町全体で取り組む重点を明らかにするなど、各学校における取組みの推進に努めてまいります。なお、全国学力・学習状況調査と同様に、数値的な公表はしないことをご理解賜りたいと存じます。

2点目は、町条例に基づく令和2年度の児童・生徒表彰についてであります。

本年度の表彰者数は、前期11月表彰者19名、後期2月表彰者51名で、前期・後期合わせて70名の児童生徒を表彰しました。

賞の内訳につきましては、努力賞20名、奉仕賞14名、親切賞10名、体育賞13名、学芸賞13名となりました。

3点目は、町内における各種大会、行事等の開催状況であります。

1月10日、コンベンションホールういずにおいて、新成人58名が出席し、成人式が晴れやかに挙行されました。

今年度はコロナウイルス感染拡大防止のため、来賓及び町関係者の来場を制限して実施したところです。

また、これまで前日に実施していた成人式前夜祭は中止し、式典終了後に交流会が行われております。この交流会は、新成人がみずから実行委員会を立ち上げ、企画会議を重ねて開催したものであり、恩師のビデオメッセージや町の特産品などが当たる抽選会を行うなど、微笑ましい交流会となりました。

次に、2月6日、多目的運動広場スケートリンクにおいて、第41回町民スケート大会を開催しました。大会当日は天候にも恵まれ、68名の幼児・児童が参加し、2種目において大会新記録が出ております。

同じく2月6日、コンベンションホールういずにおいて、令和2年度標茶町民憲章推進書道展の表彰式を行い、476点の中から、特別賞2名、特選9名、入選47名、奨励賞32名のあわせて90名の方々に賞状を授与しました。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して、簡易な質疑を認めます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時13分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎施政方針

○議長（菊地誠道君） 日程第4。施政方針を行います。

町長から、町政執行方針を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 令和3年標茶町議会第1回定例会の開催にあたり、町政執行の基本的な方針ならびに施策の概要について申し述べ、議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

なお今回は、新型コロナウイルス感染症対策としまして、会議時間の短縮を図るため、要点のみの朗読とさせていただきますことをご理解願います。

はじめに

世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルスの感染拡大により、町民の皆様の日々の生活や仕事などのあらゆる分野において自粛を余儀なくされるなど、ご苦勞の多い、我慢の日々がいまだに続いております。

本町では、国や道の支援策を活用するとともに、町独自の地域応援資金の創設、経営応援給付金の支給、泊まっ得・遊ん得キャンペーン、2回の「助け合いしべちゃ応援券」の全世帯配布などの対策を積極的に行ってまいりました。町民の皆様の忍耐強いご努力によりまして、現時点では感染者の拡大もなく、皆様のご協力に心より感謝申し上げます。引き続き、感染拡大防止に向けた取り組みに、ご理解とご協力をお願いいたします。

昨年も全国的に自然災害が各地で発生しましたが、標茶でも令和2年3月の大雨と融水により、釧路川が氾濫危険水位に迫る戦後観測史上第3位の水位となり、避難指示を発令しました。新型コロナウイルス感染症の心配がある中での避難所開設となりましたが、消毒液やマスクの配布、間隔をとっての設営など、それぞれの現場で主体的に感染防止対策を並行して行いました。この取り組みが、コロナ禍の中で高く評価をいただき全国放送されるなど、いろいろなところで取り上げられました。

一方で、基幹産業であります酪農につきましては、順調な生産を上げ、生乳生産で対前年比105%となりました。

新型コロナウイルスの感染拡大による消費の変化で牛乳や牛肉の出荷にダメージはあったものの、緊急事態宣言に伴う学校の休校で給食用の牛乳が大量に余るという危機的状況については、関係者の調整努力が功を奏し、加工用に回すなどの工夫で、一滴も捨てることなく乗り切るなど、影響は最小限に抑えられています。

改築が進められている雪印メグミルク株式会社磯分内工場は、テスト操業を経て、4月には新工場へ完全に移行され、最新設備での操業が始まります。

また、JAしべちゃでは、ミルクプラントの建設に着手し、生産者みずから製品化し、オール標茶の牛乳を、町内外へ発信、提供しようとしております。このように基幹産業である酪農の6次化に向けた新たな取り組みが期待されており、今年は本町酪農にとって、大きな飛躍の年になると思っております。

私は、町長就任以来、まちが元気になる情報発信の取り組みを心掛けており、その一つにふるさと納税があります。昨年で2年目となりますが、2月の速報値で7,006件、金額で1億1,190万5,000円、昨年度と比べ約5倍の寄付をいただくことができました。これもひとえに、返礼品を提供いただいた地元事業者の皆様のご努力によるものであり、標茶のふるさと納税を選んでいただいた皆様とあわせ、心より感謝を申し上げます。引き続き、今年3年目も再び標茶を選んでいただけるよう、また企業版ふるさと納税とあわせて取り組んでいきたいと考えておりますので、町民の皆様にも引き続き宣伝のご協力をよろしくをお願いいたします。

コロナ禍の中で、さまざまな課題が山積しておりますが、この町が持つ無限の可能性を引き出し、多くの町民の皆様の英知を結集して持続可能な「元気なしべちゃ」を皆様と創り上げるため全力で取り組んでまいります。

町政の特徴については

3ページの4行目からですが、政府が閣議決定しました令和3年度予算案でも、国債に頼る状況は変わらず、国における財政健全化の道のりが依然厳しい状況にある中では、財源を国へ依存する本町としましても、今後も厳しい財政運営が予想されます。

飛ばしまして、3ページの 下から6行目の後ろの部分からです。

このような中、令和3年度当初予算における町税につきましては、令和2年度と比べ2.3%の増加を見込めますことは、町民の皆様の日頃のご努力とご理解のたまものと感謝をすることであります。

自主財源の主軸である町税の確保に努め、税外諸収入金につきましても、負担の公平性を保つべく滞納整理と収納対策に力を注いでまいります。

今後も持続可能な町政を目指し、さまざまな行政課題にきめ細やかに取り組んでまいります。

令和3年度で取り組む主要な施策としまして

1点目は、地域活性化対策として、馬を核とした地域間交流事業を進め、交流人口・関係人口の拡大を図るとともに、ふるさと納税の拡大・充実に努め、企業版ふるさと納税の取り組みを進めます。また、憩の家かや沼について、施設改修を推進してまいります。

2点目は、農業振興対策として、酪農再興事業を継続するとともに、新規就農者対策も継続して取り組みます。また、羊の安定供給とブランド化を目指し、めん羊事業を進めます。

3点目は、教育対策として、標茶中学校講堂の防音工事および給食調理場の改築工事を完了し、今年度中に供用を開始します。

4点目は、子育て支援として、保育料・幼稚園保育料の無料化を継続するとともに、妊娠期から出産・子育て期への切れ目のない支援、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに取り組んでまいります。

5点目は、安全・安心対策として、防災無線のデジタル化や災害情報伝達のため、車載無線機などを整備します。

以下、施策の概要については省略いたします。後ほどお目通りをお願いいたします。

最後の17ページをお開きください。

おわりに

以上、令和3年度の町政執行に臨む方針の一端を述べさせていただきました。

私が町長に就任以来、さまざまな課題に直面しましたが、多くの町民の皆様ならびに町議会のご支援や、町内外の人的なネットワークに支えられ、ここまでやってこられたと思っております。

さらに「元気なまち」の創造を目指して、標茶の豊かな地域資源を最大限に活用し、積極的に情報を発信し、行動することによって、この町の可能性が大きく広がっていくと確信し、10年先、20年先を見据えた持続性あるまちづくりに全力で取り組んでまいります。

町民の皆様ならびに町議会、各団体のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、町政執行方針といたします。

○議長（菊地誠道君） 続いて、教育長から教育行政方針を求めます。

教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 標茶町議会第1回定例町議会にあたりまして、令和3年度教育行政方針を説明させていただき、町民の皆様並びに町議会の皆様の深いご理解とご協力

をお願いする次第であります。

今回は、新型コロナウイルス感染症対策としまして、会議時間の短縮を図るため、要点のみの朗読とさせていただきますことをご理解願います。

はじめに、

昨年は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、学校も1か月以上に及ぶ臨時休業を余儀なくされるなど多大な影響を受けました。5月には国から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」が示され6月の学校再開後は、この衛生管理マニュアルに基づいて様々な感染症対策を講じながら教育活動を進め、子どもたちの学びの保障に努めてまいりました。新型コロナウイルス感染症は未だ収束を見通せない状況ではありますが、安全・安心を第一にしつつ、協働的な学びあいの中で行われる学校教育ならではの学びを大切にしながら教育活動を進めることが求められております。

さて、令和2年度の小学校に引き続き、令和3年度より中学校において新学習指導要領に基づいた教育活動が行われます。その前文にある「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期す」という目的のもと、「知識及び技能の習得」「思考力、判断力、表現力等の育成」「学びに向かう力、人間性等の涵養」を3本の柱とし、全ての教科等で「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、児童生徒一人ひとりの資質・能力の育成が求められております。

これまで本町が取り組んできた成果を生かしつつ、社会の変化と教育改革の動向を踏まえながら、個に応じた指導を通して児童生徒の「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実させ、将来の地域社会の担い手として成長することを目指します。また、学校、家庭、地域の連携を重視し、幅の広い社会教育活動により、町民全てが生涯にわたって学び、みずからの人生をよりよいものにしていくために教育諸条件や教育環境の整備を推進してまいります。

以下、施策の概要については省略いたします。後ほど、お目通しをお願いいたします。11ページのほうに移ります。

以上、令和3年度の教育行政方針につきまして申し述べましたが、町民の負託に応えるよう努力してまいります。

町民の皆様並びに町議会の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げる次第であります。

○議長（菊地誠道君） 以上で、施政方針を終わります。

◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（菊地誠道君） 日程第5。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・黒沼君。

○厚生文教委員会委員長（黒沼俊幸君）（登壇） 厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

す。

調査の日時は、昨年11月8日と3年の2月10日、2回行いました。調査場所は7か所あるわけですが、4か所にしぼって虹別、磯分内、標茶、茶安別の保育園に出向いて、いろいろ聞き取り調査をいたしております。

調査事項でございます。保育園（所）の実情と課題についてであります。2番目の出席者については記載のとおりであります。

3番目、調査の経過及び内容でございます。

標茶町の幼児保育は、昭和26年のみどり保育園開設を皮切りに、常設保育園6、へき地保育所7、季節保育所4の計17か所で展開され、酪農の規模拡大を軸とする本町経済の発展を支えてきました。その後、昭和58年に季節保育所を廃止。以降へき地保育所の統廃合や、ひしのみ保育園のへき地保育所化などを経て、現在は常設保育所5、へき地保育園2の計7か所で幼児保育が行われてございます。保育人数は最盛期の3分の1となっております。

国の保育料無償化に加え、本町独自の子育て支援策として未満児保育を無償化しております。これにより一時保育、早朝保育、延長保育を含めた幼児保育全体の需要が高まっておりますが、待機児童が発生するなどの課題が発生しており、バランスのとれた施策が求められると思います。

4番目に委員会の所見の所見でございます。

今回調査した常設4保育園は、押並べて施設が老朽化してございます。必要な補修、改修により最低限の保育環境は保たれていますが、特に未満児を収容するスペース、水回り、外構には、さらにきめ細かな配慮が必要な状況であります。

幼児保育の充実とは、国が目指す「人づくり」のみならず、子育て世代に優しい町の姿勢を発信することで、人口減少の解消につながる可能性と就労人口の増加による働き方改革にもつながってまいります。

その子育て支援の目玉施策として、幼児保育全体を無償化して2年になりますが、保育料無償化は、人口減少が予想を超える中でも保育の需要を高め、結果として待機児童が発生する事態となっております。未満児の保育需要が予想を上回り保育士不足に陥ったためであります。保育士の確保は、町職員の定数との兼ね合いから容易ではなく拡大あるいは現状維持を基調とする施設整備も財政事情を考慮すれば慎重にならざるを得ないと考えます。現実的な待機児童解消策としては、幼保一元化されたさくら保育園の認定こども園化、会計年度任用職員の待遇改善などの選択肢があると思います。

今後、各地域の保育児童数減少も見込まれることから保育園の集約も現実味を帯びてくると思われます。幼児保育が子育ての一部であり各種無償化は子育て支援の一部に過ぎないことの認識も欠かせません。その上で、現状の改善だけに留まらず、子育てに必要なものが何であるかを町全体で協議すべきと考えております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎総務経済委員会所管事務調査報告

○議長（菊地誠道君） 日程第6。総務経済委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・長尾君。

○総務経済委員会委員長（長尾式宮君）（登壇） 総務経済委員会所管事務調査報告について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了いたしましたので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

調査事項、標茶町の農業振興対策についてでございます。

総務経済委員会所管事務調査報告書

調査日時、令和2年10月20日、令和3年1月25日でございます。調査場所はともに標茶町役場議員室でございます。

1. 調査事項 標茶町の農業振興対策についてとして、1回目は中山間地域等直接支払制度について調査をしております。

2. 出席者は記載のとおりであります。

3. 調査の経過及び内容でございます。

以下、農業企画係長より説明を受けております。

中山間地域等直接支払制度とは「農業生産条件の不利な中山間地域等において集落等を単位に取り決め、協定を締結。協定に従い、面積に応じて一定額を交付する制度」でございます。標茶町では令和2年より第5期対策としてスタートしております。

交付金は協定参加者の話し合いにより活用・実施され、市町村が実施状況を確認し、各年度ごと完了実績報告書を提出しております。

協定には所得制限があり直近3年間の平均によって制限が設けられております。第4期までは、個人分配・共同取組は50%対50%として取り決められておりましたが、事務局をJAしべちゃんに移管したことに伴い、内容の見直しを行った結果、第5期からは、所得超過者におきましては共同取組・全体取組で60%対40%、所得制限がない場合は個人分配・全体取組として75%対25%となっております。所得制限の基準は514万1,000円で対象は88件（前年は34件）でございました。

4. 調査事項 こちらは農業振興対策として、新規就農支援についての調査でございます。

5. 出席者は記載のとおりでございます。

6. 調査の経過及び内容

平成27年より受け入れ体制を編成し「標茶町担い手育成協議会」として再設立されております。

事務所はしべちや農楽校内に設置し、窓口のワンストップ化を図っており、J Aと町からの負担金で運営され、実務者の協議の場として部会を設けております。

就農コーディネーターを配置し、新規就農希望者の対応、研修生のケア、研修プログラムの検討、就農に向けた情報収集などを行っております。

研修にあたっては研修生の要望も配慮し、搾乳以外の研修にも対応しております。

新規就農希望者・酪農体験の募集・誘致活動において新農業人フェアに参画。標茶町では長期単身女性（２年間）を含む住環境の整備、実践研修に伴う、つなぎ・長靴等の支給、車両の貸与を行っております。

部会を毎月開催し、研修状況の把握、就農に向けた協議、情報共有などが行われております。

7. 委員会の所見でございます。

中山間地域等直接支払制度については、第5期対策スタートに伴い事務局がJ Aしべちや内に移管され、業務の効率化が図られております。事業収支計画においても、農業生産活動、多面的機能を増進する活動、生産性・収益の向上に関する活動、生活環境の整備に関する目標及び取り組み、など多岐にわたり事業が展開されております。予算の分配・取組率が今期より変更されておりますが、結果としてどのような効果が表れるか注視すべき点であり、中山間地域等直接支払制度のますますの活用を期待するところであります。

新規就農支援については新規就農研修施設T A C Sしべちやの運用開始に伴いしべちや農楽校が開設され、新規就農研修者等の生活・研修の中心の場となっております。廃校をリノベーションした室内は女性単身者向けの個室も用意され、さまざまな新規就農希望者に対応できるよう努めております。

新規就農実績では平成27年以降13組が研修を終え、9組が町内で就農を果たしております。また、新規就農者獲得のため首都圏・地方都市での新農業人フェアへの積極的な参加をしているところでありますが、令和2年はコロナウイルス感染拡大に伴いイベントの中止によりP R活動に影響が出ている状況でございます。

平成27年より標茶町担い手育成協議会として組織が再設立されておりますが、窓口のワンストップ化、就農コーディネーターの常勤、長期単身女性向けの就農体験環境の整備等は農業にあこがれる人たちへの良き手助けとなることを大いに期待するところでございます。

今後は標茶町担い手育成協議会のホームページのスマートフォン対応と時代に即したP Rがなされておりますが、今後I Tのさらなる活用を期待するところでございます。

標茶町において基幹産業である酪農業がこれからも発展するためには中山間地域等直接支払制度の充実した事業運営と、新規就農事業は意義の大きいテーマでございます。町内においてはどちらも時代に即した対応がとられるが、継続性の観点から今後の標茶の農業のあり方を見据えた人材育成に期待するところでございます。

報告は以上でございます。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎議案第92号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。議案第92号を議題といたします。

本案に関し、付託いたしました総務経済委員会委員長から、会議規則第75条の規定により審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・長尾君。

○総務経済委員会委員長（長尾式宮君）（登壇） 総務経済委員会審査報告書。

令和2年第4回定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第75条の規定により報告いたします。

記

1. 事件番号 議案第92号

2. 事件名 公の施設に係る指定管理者の指定について

3. 審査経過 審査日、令和3年1月14日委員会を開催しております。説明員は記載のとおりでございます。

4. 審査結果 原案可決すべきものでございます。

報告は、以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 次に、本案については、渡邊君から会議規則第74条第2項の規定により、少数意見報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第2項の規定により、少数意見の報告を求めます。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君）（登壇） 少数意見を申し述べます。

本議案は、限設計事務所が設計した「憩の家かや沼」の改修後の姿で指定管理者を公募しています。

しかし、改修に係る予算も含めて、議会で再三質問していました住民への説明や合意のないまま計画が進められています。

原案に賛成した場合、この改修計画を肯定することになります。原案に反対いたします。

○議長（菊地誠道君） これより、委員長報告及び少数意見報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） ただいま委員長から報告ありました点に私は違った考えをもっているところがございますので、質問いたします。

公募要領というのが11月末で締め切られて、その結果、指定管理者が決定したということ

は承知しております。この中で指定管理者の応募参加ができる事業者とは法人及びその他の団体とうたっております。さらに必要な資金調達ができること、経営能力を備えた団体とうたっております。今回の永寿優企画はいまだに法人資格を有しておらず、4団体がグループとして応募しているわけでございます。4団体のこれからのあり方は議会が指定団体を承認したらさらに、株主を募って大きなグループにするという意向を団体の方からうかがっておりますが、私から申し上げれば、永寿優企画が新たな参加者を増やして進めるというのは、今回の指定管理者を決めるについて、いささか悪くいうと、問題があるというふうに考えておりますので、この点委員長はどのようにお考えか伺います。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時48分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） 私も委員会に出席しておりましたが、あそこでがやがや言ってもなかなかちが明かないので、いろいろ調査したりした結果で私が今述べたようなことを議場で発言したわけで、委員長から回答がいただけないということであれば、これで終わります。ただ、委員長の考えに疑問がありますのでこの委員会報告には反対の意を表明したいと思えます。終わります。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時49分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご質疑ございませんか。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 本件につきましては募集手続きと指定を受けようとするグループの実態に関して、いくつか確認しなければならない点があると思いますが、その点について委員会の中で、どういった議論がされたかお聞きしたいと思います。

本来、債務負担行為の議決後でなければ確定しない指定管理料をメディアに公表し、さらに町ホームページの募集要項にもその金額を記載していた点、さらに町ホームページについては、途中で金額が削除され、結果として応募者を混乱させた可能性もあります。

これらの事実については総務経済委員会の中で不適切であったことを町も認めています。情報の錯綜によって不公平を生んでいることはもちろん容認すべきではないと思いますが、この点について委員会ではどういった議論がなされましたか。また、議決機関を無視してい

る点は看過すべきではないと思いますが、この点についても委員会の中ではどういった議論がなされましたか。

次に、個々を審査する入札であるにもかかわらず、募集要項で特定のものを排除する規定を設けており、指定管理者の募集要項が適正かどうか検証する必要があるのではないかと感じますが、この点については何か議論はなされたでしょうか。また、応募資格の中でグループの定義というものが曖昧なためと思われますが、認定後に組織の改編を予定しているということが、委員会の中での議論、それから担当課への問い合わせ、グループ構成員の話から明らかになっています。組織改編を前提に認定することについて委員会としてはどのような議論がなされましたか。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時54分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

長尾君。

○総務経済委員会委員長（長尾式宮君） 類瀬議員の質問にお答えいたします。

答弁に漏れがあった場合はまた質問のほど、お願いいたします。

指定管理者の金額については、委員会が開催されたときにも指摘がございまして、その中で町側が削除した経緯について説明しております。

指定管理者設置の委員会ですね、そういったものが総務経済委員会とは別にございまして、その中で学識経験者等そういった方々が集まられて審議されております。そういった中で委員会の中で報告を受けているのは、今回応募のあった会社について協議をしたところ問題ないと報告を受けております。以上です。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 数が多くなってしまって申し訳ありませんでした。1点確認させていただきたいのは、指定管理料の件について、金額云々もありますけれど議決機関である議会を無視してそういった金額を公表した点についてお話があったかどうか。不適切だということ、実際に話として出ていますので、その辺について何か議論があったかということが一つ。それからもう一つ、委員会の中で認定するかどうかということでそのグループについてのお話がでていました。もちろん、募集要項をみたら応募してきている方々ではあるんですけども、話の中で出たのは任意団体のままで大丈夫なのかと、いろんな制限がある中で任意団体で大丈夫なのかということは話としてでたと思います。さらに、そのときに任意団体のままでなくて認定されたのちに法人格を持つ、そういった予定もあると委員会の中で話がでていました。それから所管課のほうでもそういったことをおっしゃっている。委員会の議論とは別にグループの当事者もそういったことをおっしゃっている。そういった状況

で組織が変わることを前提とする認定というのが、いかななものかと思うわけですが、その点について委員会としてどのような議論がなされたか、なされないか。

○議長（菊地誠道君） 長尾君。

○総務経済委員会委員長（長尾式宮君） 類瀬議員から質問がありました２点についてお答えいたします。

まず指定管理料についてですけど、先ほどもお答えしておりますけれども、委員会の中で事前に公表するのはおかしいのではないかという話がでております。委員会が開かれる以前に町のホームページからは削除されております。その件に関しては、町のほうから対応がちょっとまずかったというふうにその場で報告を受けております。

指定管理料に関してなんですけれども、議会をとおさず指定管理料が決められたことについて議論がなかったのかということでしたけど、休憩中の話も含めてなのであれなんですけれども、金額等も含めてまだまだ議論の余地があるのではないか、金額等についての議論もなされておりました。

もう一点ですが、グループの法人化の件でございますけれども、今後どのような形になるのかという質問がありまして、委員会の中では場合によっては法人化もあり得るのではないかという報告も聞いております。ただ、それ以上委員会で議員同士の間でそれがいいのか悪いのかという議論はしておりません。以上でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「議長、６番、鈴木」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論がございますので、まず本案に反対者の発言を許します。

鈴木君。

○６番（鈴木裕美君）（登壇） 議案第92号、公の施設に係る指定管理者の指定について、反対の立場で意見を申し上げます。

私は、この議案で指定管理を受けようとする永寿優企画の構成員に対しては反対するものではありません。むしろ、よく応募してくれたと思っております。町民の間でも地元業者さんが名乗ってくれて良かったねという声も寄せられておりますし、経営が上手にいればいいと期待と不安があがっております。しかし、私が反対するのは町の姿勢に問題があるからです。一昨年（平成27年）の9月、昨（平成28）年の3月の一般質問で町と指定管理を受けようとする業者で同じ考えをもって改修に当たるようにとただしてきておりました。そのときの答弁では、ものが決まっていらないのに指定管理の指定はできないとのことでした。であれば、まだものが決まっていなく実施設計も示されておられません。なぜ先に92号の議案を提出したのですか。答弁との食い違いは納得がいきません。

また永寿優企画は一つの団体であって、定款もまだありません。会社を設立してからもう一度議会に提出すると言われていますが、会社を設立してから提案をしても遅くはなかったのではないのでしょうか。さらに世の中、コロナ禍で収束の見通しもたっておりません。応募が1団体だけで、地元以外の応募がなかったのはこの今のコロナ禍の状況をみているからではないだろうかとも考えました。

ここにきてなぜ提案を急ぐのかが理解できません。民間は経営が厳しく、赤字が続くと引くのは当たり前、年度ごとの協議事項が合意に至らず、引き受け手がなくなる可能性があるのではないかと、その場合どうするのか、ピルカトウロの二の舞になるのではと危惧しております。町民は立派な建物は望んでおりませんし、将来の財政状況に不安があるので実施設計3,000万に私は反対をしました。

以上のことから、議案第92号に反対します。

○議長（菊地誠道君） 次に本案に賛成者の発言を許します。

熊谷君。

○5番（熊谷善行君）（登壇） 私は、議案第92号に賛成の立場から討論いたします。

今回の一連の事業については、昨年議会でもいろいろ協議されてきました。その結果として今回提出された指定管理者の指定でございます。それについては先ほどありましたが、グループという言い方をしておりますが、その委員会の中でもきちんと法人化をして、より責任を明確にして、運営にあたっていきたいという表れだと私は考えております。

今後ますます多くの方がプランに参画して進んでいただけたらと思っておりますので、私は賛成の立場で討論いたします。

○議長（菊地誠道君） それでは本案に反対者の発言を許します。

深見君。

○8番（深見 迪君）（登壇） 私は多くの町民の皆さんが望んでいる形での憩の家かや沼の1日も早い再開を願いつつも、今回の提案がその希望に沿っていないのではないかという立場で議案第92号、公の施設に係る指定管理者の指定についてに反対の討論を行います。

以下、反対の理由を述べます。

第一に、指定管理者を現状のまま決めるということは、その延長線上に隈研吾氏設計の巨額の費用を投じる憩の家かや沼施設の建設があることです。私は今後のさまざまな福祉事業計画の中で、まだ町民のため、すべきことが山積している町財政の状況から再建費用、改修事業は最低限にとどめるべきと考えます。

第二に、憩の家かや沼施設及び管理に関する条例第1条の目的には、町民の健全な保養とレクリエーションの場を提供するとともに、地域観光の振興に資するためと決められております。それならば、破産から再建に至るまでの過程で町民の意見を聞く、アンケートをとるなどは最低の条件ではないのでしょうか。議会でも再三それを求めましたが、残念ながら町長はその意思はないことを表明されました。

町民の要望、意見を聞くことなく、町長の体感でこの一大事業を進めることは町民の希望に沿った内容にはならないのではないかと危惧するものであります。

第三に、指定管理者の選定に当たっては、複数のものに憩の家の経営計画や企画を提案してもらい、その中から優れた提案を採用するという、いわゆるプロポーザル方式でおこないましたが、応募は1団体のみでした。町民の意見や要望を集約していないため、提案内容に町民の要望、意見をどれだけ反映されているか、極めて疑問です。審査会でどのようなやり取りがあったのかも不透明のままです。

経営にあたっては、指定管理者の努力もさることながら、これまで同様、憩の家に対する圧倒的な町民の後押しが必要ではないでしょうか。

第四に、私がこだわるのは憩の家再生計画の随所に町長が否定してきた外国人旅行者の、いわゆるインバウンド拡大の計画が記述されていることです。インバウンドを全て否定するものではありませんが、これからの時代に果たしてここに、これほどの比重をかけてよいものか疑問であり心配です。

第五に、町からの指定管理料は令和5年度1,600万、6年度1,000万、7年度400万となっており、4年目以降は黒字との説明を受けております。もし、予定どおり経営がいかなかったらどうなるのか、町の支出は増えるのかということも明らかにはなっていません。

以上の理由で、議案第92号に反対いたします。

○議長（菊地誠道君） 次に本案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

反対討論がありましたので、本案は、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立採決の結果、可否が同数であります。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本件に対して裁決いたします。

本件については、議長は可決といたします。

◎議案第96号

○議長（菊地誠道君） 日程第8。議案第96号を議題といたします。

本案に関し、付託いたしました総務経済委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。

お諮りいたします。

本案についての委員長報告は、会議規則第39条第3項の規定により省略したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

議案第96号を委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第96号は、原案可決されました。

◎一般質問

○議長（菊地誠道君） 日程第8。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

11番・鴻池君。

○11番（鴻池智子君）（発言席） では、通告に従いまして、質問を行わせていただきます。

コロナワクチン接種の円滑な実施に向け、環境整備と適切な情報の発信をということで、これから町民に対して行われるコロナワクチンの接種には、期待とともに様々な不安を抱えている方が多くいると思います。町民の不安を解消し、スムーズな接種が行われることが望ましいと思います。そこで、町民の方が口にしておりました不安に対しての町としての対応をお伺いいたします。

まず1つ目、申込方法と接種方法は。

2つ目、接種に関わるスタッフの確保は大丈夫か。

3つ目、入院患者・施設等入居者に対する対応は。

4つ目、接種場所への交通弱者の移動手段は。

5つ目、持病を持っている方は特に不安が強いと思います。基礎疾患の内容とその対応についてもお伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、鴻池議員のコロナワクチン接種の円滑な実施に向け環境整備と適切な情報発信をとのお尋ねにお答えします。

新型コロナウイルスワクチンにつきましては、ファイザー社製のワクチンが本年2月14日に薬事承認をされ、本町としても、ファイザー社製のワクチンによる予防接種を念頭に、予防接種体制の構築を図っているところであります。

また、令和3年4月26日の週には、全国全ての市町村にワクチンを配送したいとの大臣の発言もありましたが、本町としては、ワクチンの配送日程が定まっていないため、開始時期をまだ確定できない状況であることをご理解いただきたいと思います。

1点目の申込方法、接種方法についてですが、短期間に大量の接種事務を適切に処理するため、受付専用電話による申込みの受付から開始したいと考えています。

また、接種手法としては、ふれあい交流センター地下での集団接種を予定し、準備をしているところであります。

2点目の接種に関わるスタッフの確保へのお尋ねですが、現在、町立病院の医師1名、看護師3名のほか、町の保健師数名、その他数名のスタッフを確保し、専門職以外のスタッフについては、保健福祉課をはじめ全庁的な応援態勢により確保する予定であります。

3点目の入院患者・施設等入居者への接種につきましては、特に町外の医療施設への入院患者等につきましては、入院先の医療機関や入所施設等との調整により対応することとしています。

なお、やすらぎ園の入所者の接種については、現在、調整中ではありますが、やすらぎ園内での接種を想定し、協議を進めているところであります。

4点目の交通弱者等の移動手段についてですが、インフルエンザ等の予防接種と違い、治療薬がなく、かつ高齢者の重症化や死亡率が高い感染症であり、インフルエンザの予防接種とは違った対応が必要と考えているところであり、接種したい方が接種できるよう送迎車両などによる移動手段の構築を含め、体制を整備していきたいと考えていますので、ご理解をお願いします。

5点目の基礎疾患の内容とその対応についてのお尋ねですが、基礎疾患の代表例としては、慢性の呼吸器疾患、心臓病疾患、腎臓病、肝臓病などが定義されています。

また、その対応についてであります。接種会場において自己申告により医師がワクチン接種可能と判断すれば接種が可能となります。まずは、かかりつけ医と相談し、ご自身で接種の判断をしていただくよう周知に努めたいと考えております。

現時点では、本町へのワクチンの提供日程が示されておらず、確定情報も非常に少ない状況であります。ワクチンの供給や接種日程が決まりましたら、町民に対し適宜情報提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○11番（鴻池智子君） 自治体のほうでも今のところ手探り状態という感じが受け止められるのでございますが、その中でも、やっぱり町民に対する不安を少しでも解消するということで、独自に町民に対する相談の窓口などというものの設置は考えていますでしょうか。

また、接種に向けての模擬訓練などということも、もし考えているのかということもちょ

っとお伺いしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

相談窓口については、予約の受付の電話番号というのを専用で用意しようと考えているところでありまして、その中で相談窓口にも対応していくというところで、町民がどこに電話をしたらいいかということ迷うことなく対応できるような体制を組んでいきたいというふうに考えております。

2点目の模擬訓練、よく報道なんかでもやられておりますが、そこまでではないのですけども、実際に会場を設営して、どういう流れで接種を組んでいくかというようなことも、もう既にやっております。これらを少しずつブラッシュアップしながら、実際の接種開始に向けて取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○11番（鴻池智子君） 質問ではありませんけれども、やっぱり接種を希望する人が最後まで不安がなく臨めるように、きめ細やかで丁寧な対応を希望いたします。

質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で11番、鴻池君の一般質問を終わります。

本多君。

○9番（本多耕平君）（発言席） それでは、私、2点通告してありますので、お伺いしたいと思います。

1点目につきましては、原野商法により移転登記された土地の現況調査すべきではないかということでお伺いをいたします。

昭和40年代から50年代にかけ、町内の多くの山林、原野が不動産業者により転売され、約50年経過しております。いまだに全く手つかずの状況にあります。個人所有であるがゆえに行政として実態の調査に限りはあると思いますが、今後これらの土地がどのように利用されていくのか、対処検討すべきであると思います。したがって、次の点について所見を伺います。

1つ、町内に原野商法で転売された面積は、おおよそでいいです。どのぐらいあるでしょうか。

2番目に、登記上の地目はどうなっているのか、また、固定資産税は常に完納されているか。

3番目に、全面積中、可耕地、不可耕地の割合、おおよそで結構ですが、どのぐらいの率になっているのでしょうか。

次に、公共事業や一次産業振興に支障を来す土地はないでしょうか。

最後に、森林環境譲与税で令和2年度民有地の実態調査とありますが、関連する山林について、どのような対象で何を調査したのでしょうか、お聞きをしたいと思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 9番、本多議員の原野商法により移転登記された土地の現況を調査すべきのご質問にお答えいたします。

原野商法自体の定義は確たるものはありませんが、原野などの価値のない土地をだまして売りつける悪徳商法のことをいい、1960年代から1980年代が全盛期で、新聞の折り込み広告や雑誌の広告などを使った勧誘が盛んに行われ売られた土地で、主に本州在住の方が被害に遭っているものと認識しております。

1点目の町内に原野商法で転売された面積はおよそどのくらいあるのかのお尋ねですが、平成15年頃に県外の方より土地の所在等の照会や国税局等による土地の所在等の問合せが多く寄せられるようになり、それらの土地について問合せがあっても、すぐには回答できる状況になかったため、当時の税務課において、原野商法と呼ばれる土地を対象としたかったものの、特定することが困難なため、町外の方が一覧で所有する土地を調査したことが一度だけあります。調査の方法は、町外の方が所有しており、かつ一団で所有している土地を対象とし、割り出されたエリアは町内で174か所、土地の筆数で1万5,504筆、面積で6,352万4,913平方メートルとなっておりますが、特定が難しいことから確たるものではございませんことをご理解願います。

2点目の登記簿上の地目はどうなっているか、また、固定資産税は常に完納されているかのお尋ねですが、課税事務上、その土地が原野商法によるものかどうかは必要な情報ではありませんが、前段で申し上げた土地についての登記上の地目については、ほぼ山林または原野となっております。

また、固定資産税でございますが、土地の場合の減免点、いわゆる課税標準となるべき額が30万円未満は固定資産税が課税されないこととなっており、例えば原野の単価が1平方メートル3円としますと、9万9,999平方メートルの所有で29万9,997円となり、固定資産税が課税されないこととなりますので、滞納も生じないということとなりますので、ご理解を願います。

3点目の全面積中、可耕地、不可耕地の割合についてのお尋ねですが、前段でもご説明しておりますが、原野商法と呼ばれる土地を特定することは難しいことから、可耕地、不可耕地の面積区分の調査は行っておりません。

なお、可耕地を農地として捉えるなら、基本的には所有権、賃借権など権限に基づいて耕作することが可能な土地ということで、農業委員会の農地台帳で管理しております。その中では現況農地性のある、いわゆる可耕地については確認できませんので、全て不可耕地であると推測しております。

4点目の公共事業や一次産業振興に支障を来す土地はないかのお尋ねですが、現状として本町の事業等における原野商法による土地に限っての支障はないと考えております。

5点目の森林環境譲与税で令和2年度民有林の実態調査とあるが、関連する山林についてどのような対象で何を調査したのかのお尋ねですが、森林経営管理法第5条に基づき、本町では、令和2年度から森林環境譲与税を活用し、森林経営管理移行調査を実施しています。調査の目的については、経営管理が行われていない人工林の森林所有者に適切な管理を促進

し計画的な経営管理を確保することで、放置された森林が経済ベースで活用されるとともに、災害防止や森林の公益的機能の維持増進が図られることであります。

調査対象となる森林は、地域森林計画の私有林のうち経営管理が行われていない人工林で、森林管理簿を用いて、過去の施業履歴から15年以上手入れがされていない森林等を条件に抽出し、対象としております。

調査内容については、主に自身が所有する森林について今後どのような経営管理を行っていくかの意向の確認となり、具体的には、自分で経営や管理を行っていきたい、自分で委託先を探し経営や管理を委託したい、森林組合などに経営や管理の方法を相談しながら進めていきたい、市町村へ経営や管理を委ねることについて検討してみたいといった内容で調査を実施しておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

本多君。

○9番（本多耕平君） 実は私も安易に考えて、原野商法の、今、町長の答弁で、いま一度私も勉強しなければならないかなと思ったのですけれども、一般的には原野商法の定義づけというのが、今、町長がおっしゃられたというよりも、もう少し拡大したような捉え方を私はしたいわけですよ。いわゆる違法な取引に近いような売買、ましてや農地法に引っかからない、いわゆる未開発地の原野を取得していくというようなものが大きく言えば原野商法だと実はお聞きしたわけですが、私が捉えるのは、表現の仕方が悪かったのか、言葉足らず、舌足らずだったのかは分かりませんが、その時代に原野でなくても十分山林として可耕地として使えるところでも、いわゆる重機を入れて区画を整備してどんどん売られている、あるいは買われていったという土地は、町長もご存じだと思うのです。特定した土地の場所は言いませんけれども、町内各所に、私どもは普通あれを原野商法で買われたというふうに表示していたわけですよ。そういう土地をそのまま全く手つかずに放っておくのはということから、私、実はこの質問に至ったわけです。

特に面積が実に、ある意味、多分農林課のほうで調べてくださると思うのですが、174か所そういう近い土地があるのだ、それは町長がおっしゃった原野商法の悪徳ではなくて、いわゆるある意味公正な手続でもって売買された土地も、私は含んでいるのではないかなという気がするのですよ。そこで、何番目かに質問している、いわゆる固定資産税はどうなっているのかということをお聞きしたかったのですよ。そうしたら、町長の答弁によりますと、そういう非課税になるものが多いということで、そうなのかなと。ほとんどが山林だといいますけれども、その売買されている中に宅地というのはないのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁でもあったとおり、平成15年のときに必要があって一度調査をしているというところであります。町長答弁でお答えしたとおり、地目については、ほぼ山林、原野であると。少数でありまして宅地がある可能性はあるのですが、その場合についても、議員がご指摘のいわゆる原野商法で売られた宅地というふうに、画地された宅地となると面積

が限られておりまして、現況の単価からすると免税点未満であるものが多いのではないかと
いうふうに推測をしている状況にあります。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） そこで、町長先ほどお答えになったように、何年か私ちょっと今メモ
してなくて申し訳ないのですが、本町における、いわゆる土地の所在地を求める所有者
が来られているというのは、どういう実態で来られている、それはどういう内容でしょうか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。実務的に税務課に問合せが入るケースや、あ
るいは管理課であったり、時には企画財政課のほうにというようなことが考えられます。幾
つかにまたがるので、総括して私のほうからお答えしたいと思います。

議員のお尋ねは、問合せの理由、どういった例があるのかというご質問だったというふう
に思いますけれども、主に相続によって所有権を得た人が、実際どういう土地なのだろうか、
そういう問合せのケース。それからもう一つは、原野商法も第2次、第3次の被害があるとい
うふうに報道されている例もあるのですけれども、そのような形で一度原野商法で売られ
た土地をさらに再開発計画があるのだなどの話を持ちかけて勧誘するケースがありまして、
それらについて真偽のほどを確かめるケース、主にはこういった2点が多いかというふうに
認識をしているところであります。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） 私も一昨年の管内の林活のときに、他町村から委員が、いわゆるい
い悪いは別にして、太陽光発電の非常に実態が増えてきていると。いつの間にか内地の人の
持っていた山林、原野が随分、太陽光発電の施設になってきていると。それらについて、や
はり町としてどう考えるべきだ、自分たち考えましょうというようなことがあったわけです。

それで、実態として、そういう転売された土地が自然エネルギーのものに使っていくのだ
というような兆候は、今のところ標茶では見えませんか、それは。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

結論から申し上げますと、今のところ標茶町ではそういう実例はないというふうに認識し
ているところであります。と申しますのも、いわゆる原野商法で扱われた土地というのが、
多くは道路、集落から離れた中にある中で、そこに太陽光発電のパネルを設置して接続をす
るというのが困難なケースが多いからではないのかなというふうに推測をしているところで
あります。

○議長（菊地誠道君） 傍聴席の方、議場内での飲食は禁止されておりますので、お気をつ
けいただきたいと思います。

本多君。

○9番（本多耕平君） 私は、総論の前にもう一点だけお聞きしておきたいのですが、公共
事業での支障はないかと実はお聞きをしました。原野商法云々ということよりも、いわゆる
所有者が不在あるいは分からないとかというところの、私、公共事業と言いましたけれども、

現実に町道を造る上で所有者が分からないとか、どなたが管理しているか分からないという
ようなことで、実は課長、茶安別にありましたね。場所を言いますと、いわゆる標茶中茶安
別線の、私どもといたしますか、地域の者が一番改良してほしい場所。あるいはまた、その下
が東国1線道路。同じ場所に、課長は所有者不明と私ちょっと記憶しているのですが、それ
に近いやっぱり山林があるわけですよ。原野があるわけですよ。私は、だから、そういうこ
とも含めて原野商法ということで一まとめにして言いましたけれども、所在の分からない、
所在が分かっているけど地主が分からない、所有者が分からない、あるいはまた公共事業、今
後の事業にとって支障を来すようなところ、あるいはまた一次産業、酪農、農業は時代の変
化の中で規模拡大していっています。いわゆる山林の中でも十分可耕地があるわけです。

農地に開墾したくても所有者が分からないとか、これについて実は私、昭和47年頃、農業
委員をやっているときに、農業委員会の中で局長といいますか、農業委員会でこれを調査し
ようと。できることであれば本町に買い戻す手段はできないものかということで、当時の局
長は福井に出かけました。いろいろ調査をしていました。所有者の分かっているところも詰
めながら行きました。ただ、最後は非常にやはり価格の相違等々で難しいという結論になっ
てしまいましたけれども、時代の中で、先ほど副町長が言われたように、相続ですとか、あ
るいはまた云々かんぬんで地主が替わった場合あるいはまた分からないような土地について、
今後、本町としてこの土地はきちっとどうしていくのかという位置づけを、やっぱりそろそ
ろ私は検討したほうがいいのではないかと。検討すべきだということが最後の私のまとめな
のですけれども、いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

先ほどの町長の答弁の中で、現時点に限っては公共事業について支障については認識して
いないという答弁をさせてもらっております。議員ご指摘のように、いわゆる不在地主が持
っていた土地があるがゆえにというところで、もしかすると多少の計画変更等を余儀なくさ
れたケースはあるのかもしれませんが、代わりの土地を求めることができても今までは
支障が起きていないという、そういうご理解を頂きたいというふうに思っております。

それから、道路に関しましては、今現在の土地収用法でいきますと、ハードルは高いかと
思いますけれども、必要な事業計画に従って土地を強制的に使わせてもらうという、そうい
う手だても残されているということは、ご理解いただきたいというふうに思います。

それから、不在地主の土地についての調査の関係でありますけれども、いわゆる原野商法
で取得された方、そして今多いのは、相続によって自分が所有者になったのだけれども北海
道の小さな面積のどこにあるか分からないような土地、これについては持っていては仕方な
いので引き取ってもらえないかという、そういう相談を多く受けております。それにつきま
しては、やみくもに全て受けているわけではありませんけれども、場所がある程度特定でき
るとか、そういった一定の基準を設けた上で寄附を受けているという状況であります。全体
の面積からすると一筆一筆の面積は非常に小さく限られておりまして、効果はそうでもない
のかもしれないのですけれども、将来的にはそういった消極的な形でありますけれども、本

町のほうに戻すような形については、頭の中にあるところであります。

そういった考え方に基づいて全体的な調査をとという話になってくると思うのですけれども、平成15年の調査で一団の土地として町外の方が持っている土地というものを調査すると174か所、筆数にすると1万5,000筆ものことになるわけでありまして、議員ご指摘の調査の必要性に関するところもあるのですけれども、具体的な調査に着手をするというのは、具体的な事業等がない中では取組の効果がなかなか見いだせないのが現状であるのかなというふうに考えているところであります。例えば例で言いますと、限られた地域の中の交換分合等の中で、もし可能性が見いだせそうな、そういった土地があるときに、所有者等を探してみるとか、そういったことについては考えようがあると思うのですけれども、町内一帯として先ほどの1万5,000筆の筆数を対象にした調査については、今のところ考えておりませんので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） 今、副町長がお答えになったことで、私は現段階ではその時点でしか認められないのかなということは、決して無理押しはできませんけれども、少なくとも、繰り返しますけれども、公の仕事あるいはまた一次産業振興にとって阻害になるような土地の在り方については、副町長言われたように、いま一度、早めのやっぱり手を打つべきではないかと思いますので、それをぜひご検討願いたいということで、私はこの点については終わりたいと思います。

続いて、2番目です。

道道厚岸標茶線（道道14号線）の事故防止対策を迅速に対処すべき。

この案件につきましては、私も同僚議員も幾度か議会で質問をして、改善を求めています。また、茶安別地域振興会においても常に重要案件として行政に要請していることは理解されていることと思います。標茶市街地より茶安別に向かう通称「大坂」という、急勾配でカーブが多い、特に冬は日陰が多くアイスバーン状態になり、常に危険な道路であります。日々通勤者も多く、産業道路としての重要路線でもあり、安心・安全なまちづくりのためにも迅速な道路維持を関係機関と協議し、一日も早い改善を求めるものであります。町としてさらに強い働きかけが必要と考えますが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 9番、本多議員の道道厚岸標茶線の事故防止対策を迅速に対処すべきのお尋ねにお答えいたします。

道道14号厚岸標茶線につきましては、以前より茶安別地域振興会から急勾配、急カーブの緩和について要望がございますことは、議員ご指摘のとおりでございます。

同路線につきましては、北海道釧路建設管理部への社会資本整備要望のほか、北海道釧路地方総合開発期成会より、新規事業化要望を繰り返してまいりました。釧路建設管理部からは、道路の線形、勾配緩和の調査設計に着手しているとの情報を頂いております。また、冬期間のアイスバーン対策として日陰の解消を図るため、国有林を管理する根釧西部森林管理署に伐採の要望をしております。森林管理署からは、来年度一部区間ではありますが、伐採

を計画しているとの情報を頂いております。

本町としまして、町民の生活や物流及び産業に欠かせない重要な路線と認識しており、安全・安心に通行できるよう引き続き早期事業化及び維持管理の強化を関係機関へ要望してまいりますので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

本多君。

○9番（本多耕平君） 町長、この問題は私も議員になって10年やらせていただいています。以前も、地域会の中でいろいろと活動している中で、確におっしゃるように道路の急勾配あるいはまたカーブの変更ということも出しています。緊急対策として後段に出されていましたが、いわゆる日陰、冬のアイスバーン状態が厳しいから少なくとも木だけでも切ってくれないかというのは、10年間いろんなところでいろんな方が言ってこられているのです。要望されているのです。要望したときの答えは、課長も多分、今回の茶安別の12月の行政懇談会の要望書で出されていたと思うので、私も見ました。答弁書、回答書を見ました。10年間、同じ答弁なのです。関係機関とよく協議をして迅速な対応をするというようなこと、10年間ですよ、私になってからでも。

その間に実は、多分議員の方々もご存じかと思うのですが、斜網、いわゆる網走、斜里から西港へのいわゆる産業的な道路の位置づけとして、391かな、これを走っていると。しかし、391も例えば洪水とかなんとかで通行止めになるので、この道道14号線を使って272に、それから西港へ行くというような計画があるというのは、前町長からも私はお聞きいたしました。ただ、その計画が途中で中止になったのか、私もちょっと記憶が定かでないのです。凍結になっているのか、計画中なのか。そのときに、いわゆる今の大坂のあの急カーブ、急傾斜をつなげて道路を改善していくのだという実は報告もあったのですが、町長、斜網西港線の道路というのは私はちょっと凍結というふうに記憶しているのですが、全くそれ、今は計画はどうなっているのでしょうか。進捗状況はあるのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 議員から今ありましたように、この路線については、本当に地域から要望が出されて、これまでいろんな対応をしてきたところですが、今ご質問のあった計画路線については、これは高規格道路の一部ということで、今、釧路中標津線が高規格道路として整備路線に昇格して作業が進んでいますが、ここの標茶―美幌を結ぶ新たな高規格道路として候補路線として上がっています。ただ、まだ計画路線には昇格されていないという状況の中で、引き続き候補路線から計画路線になるよう要請をしているところでございますので、ご理解を頂きたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） 確かに道路のそういうこととなれば、長い目で見なければならない。そこで、地域住民のあるいはまた利用する者にとっては日陰の対策、これは私も簡単に言えば、あそこの木を切ればいいのですから、林野庁の木を切れば。国有林ですよ。そういうことについては全く今までに、先ほどちょっと何か計画があるや否やに聞いて、地域住民は

何年間もそれで納得したわけですがけれども、もうそろそろ町長、首をかけて、道路の凍結は解除、迅速に対処いたします。林野庁としながら、今シーズン何とかしますというご返答は頂けませんか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 実は、ここの部分、国有林を管理している根釧西部森林管理署に対して、私、署長さんと何回かお会いをしています。実は今回、答弁もしましたけれども、一部区間伐採をしていただけるということで、恐らく私、初めてこの木を伐採するという前向きな回答を頂けたのだらうなと思っています。私としても、それを確認しながら、さらに今回道路を管理している釧路建設管理部のほうに、木が、日陰が解消されて、道路のほうの改修計画がそういうことで終わってしまっては困るなということで、引き続き国有林の一部伐採に併せて、さらに引き続き勾配の緩和等の対策をしていただきたいということで、先ほど計画は今進めているという回答も頂いていますので、それと併せて国有林のほうと道道のほうの管理、一体的な改修を進めていただきたいという話を強く要請しておりますので、引き続き本多議員の意に沿うように、できるだけ早く改修していただくよう、要請を引き続き行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） ぜひ、今、私も初めて森林管理署の方々との伐採計画があるというふうに、町長からより具体的な説明を受けました。今までは関係機関と協議してなんていうことだったわけですがけれども、そのようなことで私に3度目の同じような質問をさせないような、ぜひ1年、地域の者と一緒に、あるいはまた利用者とともに道路の安全のために頑張っていきたいと思いますので、町長、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で9番、本多君の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君）（発言席） 通告に従いまして、2点についてご質問申し上げます。

1点目につきましては、国の第3次補正臨時交付金で経済支援をということで通告をいたしております。国の地方創生臨時交付金第3次補正で経済支援について伺います。

新型コロナウイルス感染症対応として、地方創生臨時交付金第3次補正で本町は1億2,400万円が交付されると伺っておりますが、感染症対応分と地域経済対応分の使途について伺います。

感染症が1年以上経過し、感染者数は減少してはきています。しかし、収束の見通しは立っていない状況で、様々な経済活動に影響を与えています。

昨年、国の臨時交付金で町は、独自の経営応援給付金、上限30万円を事業主に支援をし、大変喜ばれました。しかし、不要不急の外出自粛生活が続いていますから、厳しい経営状況が続いていると聞いております。支援をした後の経営状況について、その後、調査をしていますか。伺います。

自粛生活が続いているため、旅館業や飲食業、特に夜の居酒屋さんやスナックさんなどは、今も厳しい経営状況と聞いております。特に3月、4月はこれらの事業者にとっては売上げが大きく伸びる時期ですが、現状では期待できません。一昨日の新聞報道でしたか、釧路でクラスターが発生して、市を中心に管内市町村長が集まって、市長が呼びかけたのかな、緊急会議を行ったということで、会食等の送別会等の自粛ということも新聞で報道されておりました。国の第3次補正地方創生臨時交付金の地域経済対応分で、もう一度支援をしてはと考えますが、いかがでしょうか。伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 6番、鈴木議員の国の第3次補正臨時交付金で支援をのお尋ねにお答えいたします。

本年1月28日に国の令和2年度第3次補正予算が成立し、そのうちの市町村単独事業分の交付限度額については、議員ご承知のとおり、本町では1億2,404万6,000円と内示されております。

初めに、町の独自支援した後の経済状況について、どのようになっているか調査しているかのお尋ねですが、昨年5月に実施しました新型コロナウイルス感染症の影響に関する実態調査を12月から本年1月にかけて再度実施し、196事業所の皆さんからご回答を頂いており、回答率は68.8%でございます。その内容でございますが、現時点で既に影響が出ているとした事業所が95件、率で48.5%、現時点では影響が出ていないが今後影響が出る可能性があるとした事業所が49件で、率で25%でございます。また、現時点で既に影響が出ていると回答した事業所で、令和元年12月と令和2年12月を比較した上で売上げの減少があったと回答した事業所が45件、率で30.6%でございます。令和2年4月から12月の売上げの影響では、前年に比べて5割以上の減少を見込んでいる事業所が14件、率で25%、令和2年4月から令和3年3月の売上げ見込みの影響では、前年に比べ5割以上の減少を見込んでいるのが12件で、21.4%の結果でございます。

次に、第3次補正交付金でそれらに対してもう一度支援をすべきと考えるのがいかにかのお尋ねですが、第3次補正予算における地方単独事業分については、本町においては全額、本省繰越しを希望し、令和3年度に事業を実施してまいりたいと考えております。

交付金の活用については、前段申し上げた調査結果などを踏まえ、より効果的なものとなるよう整理、検討をし、実施してまいりたいと考えております。その内容でございますが、まず感染症対策では、高齢者を預かる介護施設への抗原検査キットの配付、消耗品ストック事業の継続、感染拡大防止対策、新北海道スタイル実践事業の第2弾を検討しております。

次に、経済対策として、金利保証料などの金融面での支援事業、いわゆる地域応援資金及びセーフティーネット保証に係る借入金の利子・保証料の補給、それからアウトドア応援事業助成金、いわゆる「遊ん得」、それから宿泊応援事業助成金「泊まつ得」の継続、それから新規で夜の飲食店向け応援企画を検討しています。また、助け合いしべちゃ応援券の第3弾を実施することを検討しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 町長が今述べられたとおり、影響が出ているということでパーセントにすると48.5、つまりは半分ぐらいの事業者さんがこのコロナによって影響が出ていることは理解いたしましたし、さらにこの予算を、3年度の事業の予算の中で事業を実施していくというふうにお答えになりましたので、期待をしたいというふうに思うのですが、今、町長が使途についていろいろもろもろ述べられましたけれども、議長、資料としてそのことを配付していただけるかどうかのお諮りを、まずお願いしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたしたいと思います。

町長の答弁にもございましたが、第3次補正予算につきましては、一応内閣府のほうとしては本省繰越しということをお願いしておりまして、令和3年度予算で執行させていただくということで考えております。一応町長の答弁の中では実施予定である事業名は述べさせていただきましたけれども、令和3年度予算につきましては、まだここで議論が済んでおりません。大変申し訳ないのですけれども、予算をご提案申し上げる段で金額等まだしっかり詰めている部分でもございませぬので、名称の部分はお渡しできるのですけれども、事業規模等について示せと言われても、先に示してそれをお配りすると皆さんに失礼になるかなというふうに考えられます。詳細が決まりましたら、皆さんにお話ができる段階というか、議会に提示できるような段階になりましたら、それは資料として全然出すことはやぶさかではないと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 理解をいたしましたし、金額までもというふうに私は考えていませんでした。事業名とか業種といいますか、そういうものについてというふうに考えておりましたけれども、今、課長のご答弁がありましたので、それを待ちたいというふうに思っております。

それに、さらに町長の答弁にもありましたように、夜の飲食店にもというふうなお答えもされておりますので、私が言いたかったのは、やっぱり経済が影響されているというのが、特に夜の飲食店等さんが本当に大変な思いをされているということを聞いておりますので、ぜひそういうところにもご配慮いただければというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。

何度も申し上げているのですが、ファミリーサポート事業の「まーぶる」に助成をし、利用料を無償にしてということのご質問を申し上げます。

町長の選挙公約で子育て支援として全ての保育利用料が無償となりました。しかし、社会福祉協議会が子育て支援として実施しているファミリーサポート事業まーぶるは、有償です。そのため、まーぶるの利用料に助成を求めるとして、以前同様の質問をいたしました。無償化した場合にはどのくらいの利用者が拡大をするのか、あるいは社協と協議を行い、様々な角度から検証し、判断をしていくとのご答弁でした。様々な角度とは、では何を指すのかを改めて伺います。また、社協との協議はどのようにされたのかも伺います。

ファミリーサポート事業まーぶるは、町が実施している一時保育と同様の事業です。町が全ての保育事業を無償にしたことから、保育利用対象者年齢がゼロ歳から6歳までと同じく、まーぶるは対象年齢が6歳から12歳までですが、町の保育対象年齢に合わせて、ゼロ歳から6歳までの利用料に助成をして対象者のまーぶるを無償にするべきと考えますが、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 6番、鈴木議員のファミリーサポート事業「まーぶる」に助成し、利用料を無料にののお尋ねにお答えいたします。

ファミリーサポート事業は、平成27年から社会福祉協議会の事業として運営し、現在の提供会員は7人、依頼会員は昨年4月の時点では27名と伺っております。令和元年度の利用は16件、令和2年度については2件となっております。

1点目の様々な角度から検証とはのお尋ねですが、提供会員の状況や無料化した場合の状況について検討していくということであり、提供会員の状況については、アンケート調査により実態把握に努めたところであります。

また、無料化した場合の影響については、単純に比較できるものではありませんが、無料化の前後による一時保育の増加率などを参考に検証しております。

社会福祉協議会との協議につきましては、会議という体裁は取っておりますが、適宜アンケート調査の実施や会員情報を増やす手段等について協議を行ってきております。

2点目のまーぶるのゼロ歳から6歳までの利用料を助成にて無料にののお尋ねですが、保育園の一時保育は、無料化前と比べて保育回数が約27%増加しております。提供会員のアンケート調査から、提供会員数や依頼会員数の不足の声が寄せられており、また、一時保育の状況とは違いますが、ファミリーサポート事業の利用料を助成した場合には、相当程度の増加が見込まれると推察されます。ファミリーサポート事業は、提供会員と依頼会員の信頼の上で成り立っている事業であり、依頼会員の増加に対応できない事態が生じた場合、双方に混乱や疲弊、信頼関係などの影響も考えられます。

これらを総合的に勘案した場合、まずは提供会員の会員数を増やし、依頼しやすい環境の構築を優先したいと考えております。令和2年度の提供会員の募集及び講習会の開催はコロナ禍により開催できませんでしたが、状況が改善した折には社会福祉協議会に協力をお願いし、依頼会員が依頼しやすい環境の構築のため、提供会員の増員に向けた取組を進めたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 確かに有償から無償にした場合には、依頼会員のお子さんの利用者数が増えるということは考えられるかなというふうに思っております。しかし、実際に提供会員、お子さんを預かる側としては、会員が増えていないですよ。それはやっぱり要は預かる側の方々にとっては、有償であるがために心苦しいといいますか、そういう考え方に立つのだと思うのです。実際に私も提供会員の一人ですけれども、利用料を頂くことが規則ですから、やむを得ず頂いてはいるのですけれども、本当に心苦しくてというふうに思っておりますから、まさに町の一時保育と同じ事業でありますので、私がここで改めて前回と違うように申し上げている、ゼロ歳から6歳、つまりは町の保育対象者です。年齢対象者の分だけでも助成することは、やっぱり私は公平な子育て支援になるのではないかと。特に町長が子育て支援をというふうに訴えておりましたから、そのことにつながる、町長の施策につながるのではないかなというふうに思います。そういう意味では、増えていないのですけれども、また金額を上げると、そのぐらいのと言われるかもしれませんが、利用者数の人数から言うと、それほど大きな金額でもありませんし、まーぶるを実施している社協側さんの担当者も、本当に依頼会員さんの利用しやすいような環境といいますか、そういうのを受け止めて提供会員さんをお願いに当たっているわけですよ。

ですから、なぜ私、同じ子育て支援、それも町が実施している一時保育も同じなのです。ただ、事業主体が町か社協かという違いであって、でもそれは国の補助金があって、本来は町がやる事業であるけれども、社協に委託している。全部の実施している市町村はそうなのですが、そういうふうにしていますよね。本来は町がすべき事業だというふうに私自身も認識しておりますけれども、町長、子育て支援は本当に大事だというふうに思うのです。保育料だけが子育て支援でないのは十分に理解をしておりますけれども、まーぶるにも、ぜひこのゼロ歳から6歳までの方々の利用料に対して助成をしていただきたいというふうに考えますけれども、町長のお考え方といいますか、胸のうちをぜひ伺いたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

何点かあったのですけれども、保育料無償化をしている中で、一時保育と同様のファミリーサポート事業についてもという部分でございますが、何とか保育所のほうも一時保育で受ける努力をしているところでもありますし、また、一時的に無償化が先行してしまったときに、議員からのご指摘でもありましたけれども、依頼会員がやっぱり増加したときに、最終的に町長の答弁にもありましたけれども、提供会員と依頼会員の信頼関係の上に成り立っている事業だと思っております。そういう部分で、いや、預かれないとか、この日は無理だわというようなことが度重なってしまうと、やはり事業自体の根底を揺るがすことになりますので、まずは町といたしましては、提供会員を増やして、かつ周知なんかも少ないのではないかなというようにご指摘も頂いております。それらを含めながら、まずは提供会員の増加の後に、また改めてそういう部分については考えていきたいというふうに考えているところで

ございます。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えします。

本当に子育ての環境づくりについては、可能なものから順次やってきているというふうに私は思っています。ただ、このまーぶるについては、提供会員が少ないという状況の中で、利用できる時間についても、月曜日から金曜日の朝7時から夕方7時まで、さらに土曜、日曜、祝日、年末年始、上記の時間帯以外でも実はお話がつけば可能だという状況の中です。これだけの時間帯を全て無料にしたときに、本当に今の提供会員の人数の中で、本当に利用会員の希望に沿う形で提供できるのかという心配が一番先行しているというのが、今、保健福祉課長がご説明した内容なのですね。

ですから、まずは環境を整えながら、可能なところから例えば拡大していくとか、そういった方法しかないのかなと思っていますし、それともう一つ、やはり提供会員と利用会員がお互いになることもできるというふうになっていまして、どちらかという私が思っているのは、相互扶助的にお互いに困っているときに助け合うという、そういう精神の仕組みなのかなと思っていますので、一方的に無料にしてしまうと、保育料のほうの一時保育を無料にした結果どうなっているか等を含めると、やはり本当に困っている人が利用できなくなるのではないかなという心配が実はどこかであります。今までも保育園の一時保育のところ、月7日という上限を最初にもうある個人の人が埋めてしまうという状況の中で、一定程度2日に1回しか利用できないように制限したり、混んでいるところはそういった対応をしながらやりくりしている。その中で、本当に困っている人が、一時保育を緊急的に保育園を利用しなければならないという人たちを救うという形の対策をしながらやっているということもありますので、今の現状の提供会員の中では非常に厳しい状況かなというふうには考えておりますので、引き続き提供会員を拡大していくということを社会福祉協議会と進めていきたいな、そんなふうに思っていますのでご理解を頂きたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） ご答弁いただいて、なるほどというふうにも思います。しかし、町長が述べたように、町の保育の一時保育というのは、働いている方々が月にしたら7回しか利用できないと。広報にも載っておりました通常のリフレッシュ等々の方々については2回というふうになっていて、そこも目いっぱい7回、2回、町の一時保育を利用している。それでも足りなくて、結局はまーぶるにお願いに、ぜひぜひということで依頼会員さんはお願いするのだと思うのです。

そういう意味では、助け合うと町長は言いましたけれども、本当にお互いに困っているから、まーぶるについても助け合うという精神で事業が進められているのだろうというふうに理解いたしますが、だったら一時保育をまーぶるではなくて、町の一時保育をもっと拡大、これいつも議論になる保育士さんが不足しているという、保育士がいらないというふうになってしまうのかもしれないけれども、一時保育を拡大して、まーぶるを利用できない、しないような形というのを取れないのかなというふうにも思うのですね。本当に働いている方々

が保育園に入れなくて、結局は一時保育を使い、まーぶる事業も使い、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんが地元にいच्छやるといこと、おじいちゃん、おばあちゃんもお仕事されているのだけれども、預けられなければならないという今の環境なのですね。

ですから、やっぱり私は、町長の言う子育て支援から考えてみたら、何でもかんでも無償という言い方ではなく、一時保育という同じ事業ですから子育て支援として助成をしてはどうか。してはというよりも、私はするべきというふうに考えております。実際に今言ったように、祝日等々も関係なく提供会員さんの合意が得られれば、土曜日だろうが日曜だろうがというふうに、まーぶるはなっておりますよね。でも、特に働くお父さん、お母さんにとっては、町の一時保育といことを考えたら、まーぶるについても同様にいうふうに思うのは当然だといふふうに思います。

ただ、まーぶるのほうが、正直言って融通が利くといひますか、例えば保育園ですと時間延長しても6時半までです。でも、まーぶるの場合は、どうしてもという場合には、お互い双方で決めた時間以外でも延長もできますから、強いて言えば夜中まででもというふうにも当然考えられますし、ちょっと私自身勉強してこなかったのですが、道内のどこでしたかな、ある市では、まーぶると医師が連携を取りながら、例えば保育園で熱が出たときに、すぐ保護者にお熱が出ましたのでという連絡が来て、保護者が迎えに行くと。だけれども、その辺をお母さん、お父さんは働いていますから、まーぶるの提供会員が保育園にお迎えに行って、そしてそのお子さんをまーぶるの提供会員が病院に連れていってくれるという、そういうように事業としてやっている、ちょっと都市名を忘れたのですが、道内にあるのです。ですから、そういうこともこれからはやっぱり考えていかなければならない事業でもありますから、だとすれば、やっぱり町の保育と同じく助成をしてあげてほしいというふうに思いますし、ほしいという願望ではなくて、するべきだといふふうに考えますので、もう一度町長のお考えを、変わらないかもしれませんが、伺いたいというふうに思います。

(何事か言う声あり)

○議長(菊地誠道君) 町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君) いろいろご意見はあるというふうに理解していますし、そういった考えも1つあるのですが、ただ、今の環境の中で無料化を実施すると非常に問題が発生するということだけのご理解いただいているのかなと思いますので、それらが改善されて、多くの人を受け入れる体制が例えばできるとか、そういったことになれば、議員のご提案も考えられるかなと思いますので、いましばらく検討させていただきたいと思っています。

(「終わります」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 以上で6番、鈴木君の一般質問を終わります。

長尾君。

○3番(長尾式宮君)(発言席) 私のほうからは、2点質問いたします。

1点目は、町営プールの老朽化に伴う適切な運用をということで質問いたします。

町内では、5か所のプールが運営されております。運営期間は限られておりますが、町民の健康増進や小中学生の体育授業の場として広く利用されております。町営プールも古いと

ころでは昭和53年に設置されており、町民、児童が安全にプールを利用するに当たり、老朽化を踏まえた今後の運用をどうすべきか考える時期が迫っているのではないかと思います。

町として今後、町内5か所プールがございますが、プールの運用をどういうふうを考えているのか伺います。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 3番、長尾議員の町営プールの老朽化に伴う適切な運用についてのお尋ねにお答えをいたします。

本町のプール施設は、標茶水泳プール、磯分内水泳プール、虹別水泳プール、茶安別交流館、阿歴内交流館があり、町内5つの地域に設置されていることで、保育園や学校の授業など、幼児から高齢者まで幅広い年代で利用されております。施設についてはどの施設も設置後20年以上経過しておりますが、議員ご承知のとおり、一番古い標茶水泳プールについては、昭和53年に設置され、既に42年が経過しております。また、磯分内水泳プール、虹別プールについても、昭和58年、59年に設置しており、設置後既に40年近く経過している状況にあります。

平成30年度から社会教育委員の会で、体育施設の有効的な活用方法について検討していく必要があるとして、体育施設使用料の見直しを含めて協議を重ねられ、昨年11月に見直しに係る建議書としてご提起を頂きました。その中でプール施設に関する事項が4点あり、その主な内容については、1点目、本町のプール施設には採暖室や観覧室などの設備がないことから、他の市町村のプール施設から見ると使用料が高いのではないかと。2点目、特に老朽化が著しい標茶水泳プール、磯分内水泳プール、虹別水泳プールについては、施設建設後約40年が経過していることから、施設の建て替えを検討する時期ではないかと。3点目、プールの利用者は年々減少しているため、今後の利用状況や施設の維持管理経費等を踏まえ、施設の統廃合も含め検討が必要ではないかと。4点目、施設の統廃合に当たっては、町内の設備の整った核となるプールを整備することが必要ではないかという内容でありました。

教育委員会といたしましても、体育施設の中でも特にプール施設は老朽化が進んでおり、計画的に整備する必要があると認識しておりますが、施設整備に当たっては、各施設の利用状況等を考慮し、特に利用者が減少している施設については、統合することも含め、町内全体のプール施設の在り方を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 3番、長尾議員の町営プールの老朽化に伴う適切な運用をのお尋ねにお答えいたします。

本町の公共施設につきましては、基本的に総合計画に基づき整備等を進めるとともに、平成29年度に策定した標茶町公共施設等総合管理計画において、スポーツ・レクリエーション系施設の考え方として、スポーツ実践の場である各施設については、効率的な在り方の検討を進め、計画的な施設の改修、修繕を進めることとしております。

議員お尋ねの町内5か所のプール施設につきましては、社会体育施設を管理する教育委員

会の指針に基づき総合的に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

長尾君。

○3番（長尾式宮君） 今、教育長のほうから、社会教育委員のほうでまとめた結果、料金の問題あるいは老朽化に伴う建て替えの検討が必要ではないか、そして統廃合した場合、核となる施設の検討をすべきではないかという答申があったというふうにお答えいただきました。また、町長のほうから、平成29年に総合計画の中で、スポーツ振興の中では、これからも効率化を図るため、改修事業等も計画していく、そういうふうにお答えいただいております。

そういった中で、町のほうでは計画的に話を、プールに関しての計画を立ててはいるのでしようけれども、特に市街地の町営プール、ここが一番古いということで、昭和53年でございますけれども、安全面の観点から今までどういった小さな工事、多分大規模なものも幾らかあるのかもしれませんが、今までそういった改修工事をやってきたのか、そして、これからどういったことを検討しているのかお知らせ願います。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君） お答えします。私のほうから、どのような改修工事を行ってきたかの部分について、ちょっとお答えさせていただきます。

過去においては、標茶プール、平成24年に水槽の防水塗装工事を行っております。他のプールにつきましても、平成25年には虹別プールの温水設備と併せ外部改修、それと20年には磯分内プールの鉄骨の防水塗装工事等を行っている経過がございます。

○議長（菊地誠道君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

施設の安全対策につきましては、シーズン中におきましては施設の従事者において毎日点検等を行っており、何かあればその都度連絡が来て、対応している状況にあります。

また、毎年度プールシーズンの開館前と閉館後に、管理従事者を集めた会議を開催しております。特に開館後の会議につきましては、施設等の修繕箇所等についての確認や、あと業務の改善点について聞き取りを行っており、この会議の中で出た事項につきましては、後日現地を確認させていただき、利用者の方に危険性があると判断した部分につきましては、次年度オープンに向けて新年度に予算要求するなどの対策を講じております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 長尾君。

○3番（長尾式宮君） 随時適切な補修等も含めて対応しているということで、次の質問に参ります。

2点目は、名誉町民について伺うということでございますけれども、これまでに名誉町民になられた方がいると思われませんが、どのような経歴の方が選ばれてきたのか伺います。

また、審査に当たってどのようなプロセスを要するのかも伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 3番、長尾議員の名誉町民について問うのお尋ねにお答えいたします。

本町には、昭和50年3月に議員提案により可決されました、標茶町名誉町民条例が制定されております。これまで3名の方に名誉町民の称号を贈り、顕彰させていただいたところでございます。

議員ご質問の1点目の名誉町民の方はどのような経歴の方がという点につきましては、地方自治の発展に貢献され、また、本町の産業、教育、文化、福祉の向上に偉大な功績を残された方でございます。条例第2条では、本町に引き続き20年以上住所を有する者という期間の定めはございますが、公職歴等の期間の定めはございません。これにつきましては、条例制定時、規則を定める際に、顕彰の基準、例えば公職歴の年数の基準等について、町議会と協議したとされています。その結果として、年数による画一的な基準を設けることはしないという結論に至ったとされているところでございます。

2点目の審査に当たってのプロセスについてでございますが、条例第2条に定められておりますが、町長が該当者を推薦し、町議会の議決を経るという手続が定められているところでございます。条例第1条では「本町発展のため地域開発および社会文化の振興に卓越した功績があった者に対し、その功績と名誉を讃え、もって町民の公共の福祉に貢献する気風の高揚を図ることを目的とする。」と定められており、今後におきましても、該当者につきましては、ご推薦申し上げることとしておりますので、ご理解を頂きますようお願い申し上げます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

長尾君。

○3番（長尾式宮君） 審査に当たってのプロセスのご返答の中で、町長発案したものを議会が承認するという流れであるというふうにお答えいただきましたけれども、その前段というか、ほかの方法として、例えば地域から推薦したい、あるいは議会というか議員というか、そちらのほうから推薦したいということも方法としては考えられるのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答えしたいと思います。

名誉町民条例、議会提案により昭和50年につくられた条例でございますが、この条例第2条に、先ほど町長が答弁したとおり「町長が該当者を推せんし」というのが明文化されておりますので、これ以外の推薦方法はないというふうに考えておりますが、その情報を頂く際には、その前段での情報については、各地域会等々を含めたいろんな団体からのご推薦があっても、それはやぶさかではないというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

（「以上です」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 以上で3番、長尾君の一般質問を終わります。

深見君。

○8番（深見 迪君）（発言席） 通告に沿って、質問いたしたいと思います。

初めに、前回も伺いましたが、もう少し突っ込んだ形でG I G Aスクール構想について質問したいというふうに思います。

G I G Aスクール構想とはどのような内容か、従来の教育内容とどのように変わっていくのか伺います。また、その利点と問題点についても伺います。さらに、本町の小中学校ではどのような授業でどの程度の時間、端末を使用する計画か、それも伺っておきます。

I C T機器を取り入れた教育が特徴と思うのですが、I C T端末の使用による脳や学力への悪影響はないでしょうか。文部科学省が「児童生徒の健康面への影響等に関する配慮事項」の通達を出していますが、具体的にはどのような配慮が必要なのでしょう。

G I G Aスクール構想では、文部科学省が健康面への配慮事項を出さざるを得ない内容なので、できるだけ学校教育あるいは端末機使用頻度による弊害など、パンフレットなどを作成し、家庭での注意喚起と使用頻度について適切な指導を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

「電磁波過敏症」の症例もあります。本町の児童生徒の中で、この症状を持っている子供は確認しているでしょうか。また、無線L A Nのほうが有線L A Nよりはるかに電磁波の影響は強く、国や地域によっては、かなり配慮した端末利用を考えていると聞いていますが、この点、本町では配慮すべきではないでしょうか。さらに、ブルーライト対策についてはお考えがあるでしょうか。または実施しているでしょうか。

今後、G I G Aスクール構想に基づく教育を推進するに当たって、以上のような影響についてどのような手だてを講じるのか。また、影響についての検証はどのように行っていくつもりなのか伺います。

最後に、「第5世代移動通信システム5 G」について伺います。既に国内の一部で運用が始まっていますが、今までよりも強力な電磁波が生じ、学者の間でこれによる健康障害についての意見が多数出ています。それはどのようなものなのでしょう。本町での運用の計画は現在ありますか。また、実際の教育現場でも使用される計画はありますか、伺います。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 8番、深見議員のG I G Aスクール構想は子供の発達に有効かとお尋ねにお答えします。

1点目のG I G Aスクール構想の利点と問題点、授業での使用計画に関するお尋ねですが、議員ご案内のとおり、文部科学省は、I C T教育を「学習意欲・論理的思考力を高め、国際競争力のある人材を育てる教育法」として位置づけており、それを推進するのがG I G Aスクール構想であります。

今後のI C Tを活用した教育内容につきましては、これまでの一律の目標の下で一律の内容を一律のペースで一斉に受け身で学んできた教育から、これからは自分の個人目標と選択を基に、多様な内容を多様なペースで個別に主体的に学ぶ教育へ変わっていくと言われております。

また、I C T教育の利点として、視覚、聴覚からの情報量が増えることで学習内容が理解

しやすくなることや、板書を写す時間が不要になること、作文、レポートの修正、加筆が簡単になることなどが挙げられます。

一方、問題点としては、ＩＣＴ機器への設備投資やランニングコストなどの費用面、セキュリティ対策などの管理運用面などの課題に加え、議員ご指摘のＩＣＴ機器の使用による健康面への影響も指摘されております。

なお、授業におけるＩＣＴの利活用につきましては、各学校が一律に同じ内容、同じ時間で端末を使用するのではなく、児童生徒一人一人の課題や目的、学習状況に応じて全ての教科で効果的に使用することから、何時間使用するかは明確にお示しできませんが、長時間の使用とならないよう、一定の使用時間を校内において配慮してまいります。

２点目のＩＣＴ端末の使用による脳や学力への悪影響と健康面の配慮事項に関するお尋ねですが、電磁波につきましては、国の電波防護指針の中で人体に有害な影響を及ぼさない基準値を示しており、ＷＨＯ（世界保健機関）もこの基準値を満たせば安全上の問題はないと表明していることから、電磁波の安全性や健康についても適切に対応されているものと認識しております。

また、議員ご指摘の文部科学省の通達では、児童生徒の健康面への影響等に関する配慮事項として、１日当たりの利用時間に制限を設けることや、授業内容にＩＣＴ機器を使う活動と他の活動を取り入れ、ディスプレイを見続けることがないように授業を構成すること、また、ディスプレイの明るさ、コントラストを定期的に点検することや、教室の照度測定を行い適切な照度を確保することなどの配慮が必要とされています。

３点目の家庭での注意喚起、使用頻度の指導に関するお尋ねですが、児童生徒のＩＣＴ機器の使用に当たっては、２点目でお答えした配慮事項に留意の上、文部科学省発行の「児童生徒の健康に留意してＩＣＴを活用するためのガイドブック」や電気安全環境研究所発行の「学校教職員用の電磁波説明ガイド」などを活用し、学校における取組、家庭への啓発などを適切に指導してまいります。

４点目の電磁波への配慮、ブルーライト対策に関するお尋ねですが、初めに電磁波過敏症の症状を持っている児童生徒について、各学校に聞き取り調査を行いました。本町では該当する児童はいないことを確認しております。

次に、電磁波の影響についてのお尋ねですが、ＷＨＯ（世界保健機関）では、電磁波と電磁波過敏症との関連についての科学的根拠は現時点ではないとしており、国内においても電波防護指針に基づき、タブレット端末のＩＣＴ機器が使用されています。電磁波に関しては、今後も国の指針や基準などの動向を注視しながら、ＩＣＴ機器を安全かつ適切に使用してまいります。

また、ブルーライトの健康面に与える影響については、目の疲労や睡眠障害など様々な議論がなされており、医学的な評価が定まっていないものと認識していますが、タブレット端末は画面が見にくいと児童生徒の目の疲労が増し、学習に支障を来すおそれもあることから、画面への映り込み防止や姿勢に関する指導を行い、児童生徒の健康に留意してまいります。

５点目のＧＩＧＡスクール構想による影響の手だてと検証についてのお尋ねですが、ＩＣ

T機器の使用による健康面の対応につきましては、ただいまお答えしてきたとおり、ガイドブック等の活用により、児童生徒の健康面に最大限配慮するとともに、保護者に対しても適切な啓発を行い、その結果を検証してまいります。

6点目の第5世代移動通信システム5Gについてのお尋ねですが、本町のGIGAスクール構想による校内通信ネットワーク環境の整備につきましては、文部科学省が示した校内LAN整備の標準仕様にのっとりたものであります。議員ご指摘の5Gの教育現場での使用計画につきましては、現時点では考えはありませんが、今後、文部科学省や本町の動向を注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、深見議員のGIGAスクール構想は子供の発達に有効かのうちの、第5世代通信移動システム5Gについてお答えします。

初めに、5Gの健康障害についてですが、世界中のいろいろなレベルで調査が行われ、意見が述べられております。WHO（世界保健機関）の研究では、非常に高いレベルの電磁界への短期暴露が健康に害を及ぼすことに疑いはないが、低レベル電磁界への暴露が人間の健康に有害だと結論できるだけの証拠はないとしております。我が国においては、5Gが健康に与える影響については、携帯電話やスマートフォンなど誰もが安心してできるように国において電波防護指針が策定されており、5Gを用いたサービスの安全性や健康への影響についても、関係法令に基づき適切に対応されているものと認識しているところです。

5Gは、これまでの4Gと比較して、高速で大容量、タイムラグがなく多数の端末の同時接続が可能となるなど、次世代の通信の形と言われております。代表例では、車の自動運転がそうであるかのように、暮らしの利便性が劇的に向上すると予測されております。一方、それらを享受するには、総務省の計画では、10キロメートルメッシュの中に1基地局の建設が必要であり、民間事業者により設置されるものと言われております。現在、民間事業者が本町で基地局を設置するという計画あるいは情報はありません。

また、スポット的に5Gシステムを構築できるローカル5Gの整備についても、現時点で整備する計画は持っておりませんが、町としましては、安全性、そしてセキュリティに十分配慮しながら、町民の皆さんの利便性の向上などに効果がある事業が実施できるよう、積極的に調査研究していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） 私は、前回このGIGAスクール構想について非常に危惧を持って質問しました。そのときに、経済的な、いわゆる経済界の意向に沿った形でこれが進められているのではないかとことを伺いましたけれども、それはないと教育長は言いました。

だけれども、今、町長が答弁されたこととも関わりがあるのですけれども、いわゆるエドテック（EdTech）ですね。室長に聞いたほうがいいかなと思うのですけれども、教育革命、エデュケーションとテクノロジーをくっつけたエドテック。これを、経産省の「未来の教室」とEdTech研究会」というのを行って、そしてそれらを受けて、これを提言して文部科学

省が支えて、今、町長がお答えになったSociety5.0に向けた人材育成の報告というのが出されて、ここから出発してGIGAスクール構想が具体化されてきているのですよね。だから、いわゆる経済界のそういう要求と、産学協同なんていう言葉も使うけれども、平たく言えばそれとは密接に結びついているのだというところで、私は今日行った質問をしたわけなのですよ。非常に心配なところがあって、このまま突っ走っていったらどうなるのだろうと。

教育長のご答弁も非常に、こう言うてはなんですけれども、抽象的にならざるを得ない答弁でしたよね。例えば、端末機を使う場合に、タブレットを使う前に、では学校にいる時間帯の中で何十分ぐらいまでは許容されるのかとか、そういうのが出ているのではないですか、もう。そういうことを今しっかりつくっておかなければ、子供の健康に責任を持った教育を行うとは言えないと思うのですよ。だから、そういう点では非常にタブレットについての影響も大きいけれども、そうならないように注意していきますみたいな、失礼ですけども、抽象的なお話ではなくて、学校の教育の中でのいろんな基準みたいなものがもう出てしかるべきではないかと、これ、もう具体化してきているわけですから。その点はどうか。○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） 学校の時間等の安全対策については、担当のほうから後ほどお答えすると思いますけれども、先ほど前段で今回のGIGAスクール構想が経済対策かどうかという話の議論で、前回もなされたことであります。教育を預かる者として、実際にはGIGAスクール自体が経済と密接関係にないという話では僕はないと思っています。議員おっしゃるとおり、経済と教育の関係は将来的な経済に携わる子供たちがどういう形に育てていくかということが多分あるかと思っています。

ただ、タブレット、ICTの関係を経済のために全部投資したというよりも、教育からいうと、将来的なICT化に向けた環境整備、これは5か年計画で2018年から学校教育のICT化ということで、随時進められてきていたことであります。ですから、前にコンピュータを、3.4人でしたかね、1台という当初の目標から大きく前進した形で、1人1台という形に多分今回はなってきたらというふうに私も理解しているので、これからの教育環境をどういう形で進めていくかということで私は捉えていますので、ただ経済とまるっきり、僕は経済のために全部やったという話での理解はしていないものですから、そういう答弁をさせていただきます。

ですから、これからどういう形で学校現場で、ICT化によって授業の在り方、安全面の在り方、こういった部分を構築していくかというのは、かなり5年ほどかけてタブレットを入れるのが早くなりましたので、そういった部分では、今ちょっと準備といいますか、体制の部分も若干遅れている部分がありますけれども、学校現場で先生方もそれに対応する研修も含めて随時進めていかなくはなりませんので、そういった部分も含めてこれからより安全対策を含めて進めていきたいという基本的な考えで、今、取り組んでいるところでございます。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えします。

学校での利用に関わる基準といいますか、安全を含めてこういった形が望ましいかということかなというふうに思いますけれども、先ほど教育長のほうからご答弁あった文科省で出していますガイドブックの中では、授業で使う分に関しては、さほど子供たちには影響はないだろうと。というのも、ずっと連続して画面を見ているわけではなくて、例えば教科書を見たり、先生の顔を見たり、そういった形で授業が進んでいきますので、さほど影響はないだろう、むしろ家庭で帰ってからのほうが長時間、タブレットなり、そういったものを見る時間が長くなるということで、学校でのそういった取組も必要なのではけれども、家庭での啓発も十分必要だという見解がございます。

特に、授業で使う場合については、ガイドブックの中でも、30分続けて画面を見ていたら10秒程度、20秒程度画面から顔を外すとか、そういったことも載っていますので、そういったところも今後参考にしながら、学校現場の中で指導できるような形でこちらとしても指導していきたいな、そのように考えております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 経済界の要望で大容量、高速化、これが教育の世界にまで急速に入ってきた、これについては今日、質問の趣旨でないのではありませんけれども、私は今でもそう思っているのです。

それで、文部科学省もかなり無理をしているように僕は見えるのですよ。通達は、同じ文書を恐らく持っていると思うのですが、この中で、今日の教育長の教育行政方針の中で文部科学省の通達と一致しているところは、個別最適な学びと協働的な学びを充実させるという部分だけです。文部科学省はもっと具体的に「ドライアイ」とか「視力の低下」「姿勢の悪化」「ストレス」に対する影響、それからタブレット、デスクトップ、「ドライアイ」「視力の低下」「睡眠の質の低下」、そして見逃せないのは「認知機能の低下」等への影響が大きいと書いてあるのです。これ、文部科学省の通達ですよね。認知機能の低下というのは何ですか、これ。学力の衰えではないですか。だから、それが教育委員会の教育長の先ほどの中で、確かな学力の育成というふうにならっているのですが、GIGAスクール構想と、文部科学省の通達と照らし合わせてみたら、かなり矛盾しているのではないかなというふうに思うのですね。

タブレットパソコンとデスクトップパソコンを比べたら、タブレットのほうがほとんど全部の指標について悪いのですよね、タブレットを使うということは。そういうことと併せて、視覚系、目に対する影響、それから教室環境の調整が必要だ、備品・使用機器に関する調整が必要だ、見逃せないのは筋骨格系、これへの健康面への影響、首、肩、手首、背中などの疲労・痛み、姿勢の悪さによる影響等、こういうことを、あとは精神性ですね。それから全身に対する影響、これ文部科学省の通達に、もう事細かに書かれているのです。どうしてこんな悪い影響のあるものを現場の中に取り入れるのかなと。

今、課長が言われたのは、大した使わないからあまり影響ないのだと、むしろ家庭に問題があるとは言っていないけれども、というようなことを言ったのですけれども、これさっき私、経済界と文部科学省が一つになって次の教育構想を練っているのだという話を、書い

てありますから言ったのですけれども、GIGAスクール構想は今にとどまらないで、どんどんどんどん進んでいくということを危惧しているのです。だから、文部科学省のこの物すごい内容、児童生徒の健康面への影響等に関する配慮事項、すごい内容がいっぱい書かれているのですけれども、大丈夫ですか、これ。これにきちんと対応できる、課長に言わせたら大した使わないから影響ないのだというようなふうに聞こえるのですけれども、本当に心配なのです。どうですか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをいたします。

GIGAスクール構想、先ほど健康面で課長が申し上げたとおりの、ガイドブックの内容であります。基本的に、電磁波の部分では、今、私たちが生活している家電製品全てにおいて電磁波が出ているというふうに理解しております。それが大なり小なりいろんな部分での量、量が違う部分というのがあって、タブレットがどのぐらいか、あるいはいろんな電化製品の違いがあって、それをどれだけ時間でリスクがあるかという、いろんなことがあろうかと思います。全てリスクにおいて100%安全という部分は多分ないだろうというふうには理解しています。その中で、どこまでどういう部分で、先ほど答弁で申し上げたとおり、健康に害がある基準がどこかというのは、私ども素人ですので、一定程度の専門家の部分の数字に基づいて判断せざるを得ないというふうに考えて、今時点に対応できることを対応している。深見議員おっしゃるとおり、健康にどこまで影響があるかというのは、それぞれ多分心配するほうがよりいいわけで、より心配にこしたことはないというふうに理解していますので、そういった部分では適切に、より安全に向けたそれぞれ対応をしていきたいと。

ちょっと雑駁的な答えになってしまいますけれども、そういったことで、学校現場でより適切な対応をしていきたいというふうに思いますので、ご理解を頂きたいと。現状ではその部分で考えておりますので、ただ、将来的な教育現場でICTをなくすという、これからの社会において私は多分ならないだろうというふうに理解していますので、どこまでこれが進歩するかというのはまだ分かりませんが、そういった部分ではこれからの社会の在り方というのが、またこれ変わって安全面でもっとよくなるかもしれませんでして、そういった部分ではちょっと私も今時点で将来的な部分のICT化のどこまで進むかというのは今お答えする答えを持っていませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） まだ来たばかりで、具体的な学校での運用基準とか、そういったものはこれから検討していくのだと、準備していくのだというようなことなので、それはそれでぜひ準備していただきたいと思うのですが、いろいろな書物、私、読むのですけれども、どこを開いても無線LANのほうが有線LANより、より有毒だと、害が大きいということが書かれてあるのです。仮に無線LANにどうしてもしなければならないという場合には、それをさっき課長が言ったように短い時間以外使わないときは切ると、それを切ってしまうというふうな細かいことも配慮が必要なのではないかな。そういう点、学校では、今、有線LANから無線LANに切り替えつつあるのではないかなと思うのだけれども、その辺はどう

ですか。その辺の健康面の配慮とか。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

まず、私、先ほど答弁した中で、学校ではそんなに使わないということではなくて、授業の構成の中で例えば別な活動をやったり、子供たちでグループで話し合ったりする場面もありますし、先生の話聞く場面もありますので、その画面をずっと見続けることはないということですので、その辺ちょっとご理解いただきたいなと思います。

それと、タブレットの関係ですけれども、今、無線LANの部分も含めてなのですが、これからは自分の普通教室、それ以外の特別教室あるいは外に出てというようなことで、タブレットを使用していくということになりますので、これ、どうしても有線ですとそういったところが支障になりますので、無線LANで整備をしていくという形を取らせていただいているということでございます。タブレットの部分については、議員もご承知のことだと思いますけれども、文部科学省のガイドラインのほうで、例えば改善方法のポイントということで、姿勢に関する指導等とか、あとその映り込み防止のため角度をつけて使うとか、そういったところもそのガイドブックのほうに出ていますので、そういったところを丁寧に学校の現場の中で実践していく、それでもって子供たちの健康に最大限配慮していくような形で、この端末の使用をしていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 具体的にまだ全てがGIGAスクール構想について動いているわけではないのだと思うのです。だから、そういう点では今日の質問はこれが限界かなというふうに思うのですけれども、さっきの無線LANの話、切らないと電磁波が出続けるわけですから、そういう点では使用しないときは元を絶つとか、そういう配慮というのは、ぜひ今度の機会にまた聞かせていただきたいなというふうに思います。

町長がお答えになった第5世代のやつなのですが、第4世代の情報化時代をさらに超えたやつで、第5世代のシステム5Gは、まさに町長がおっしゃったように、まだまだ標茶町が向き合う環境ではないなというふうに、例えば第4世代のアンテナ一つ、4Gにしても、それ1本に対して4本ぐらい新たにつけなければならないとかというようなことなので、そういう環境にまだ標茶はなっていないなというふうに思います。それはそれでいいのではないかなというふうに思って、次の質問へ移りたいと思います。

次の質問は、児童生徒の負担軽減の問題ですね。読み上げます。

両手に重い学習道具を抱えて登下校する児童生徒をよく見かけます。健康や安全について問題点はないでしょうか。

文部科学省は、平成30年9月に通学時の荷物の重さについて重量などに配慮する通知を、これようやく出したのですが、それはどのような内容で、本町の教育委員会はどのように受け止めているのでしょうか。学習道具を学校に置いておく、いわゆる「置き勉」を健康、安全を配慮して実施している学校が増えていると聞くのですが、本町でもそのような配慮が必要

ではないでしょうか。

一般的に体重の10%以下が望ましいという小児科医の報告もあると聞きます。海外では、児童生徒が登下校するときに、これ以上の重さを持たせて登下校させてはいけないよということを法律で制定されているという話も聞くのですけれども、教育委員会ではこの問題についてどのように考えていますか。

それから、道具の重さだけでなく、私もしばしば見かけるのですけれども、両手に大きな荷物を持って学校に行く子供の姿を見るのですよ。基本的には、ランドセルというのは背中にしょって、両手を空けて、いろんな危険に対応できるような姿で登下校することが望ましいですね、それでランドセルというのができたのだと思うのですけれどもね。そういう姿を時々見かけるのですけれども、これに対する配慮は教育委員会ではされているでしょうか。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 8番、深見議員の児童生徒の負担軽減のため学習道具の軽減をとのお尋ねにお答えします。

1点目の両手に重い学習道具を抱えて登下校することに健康や安全について問題点はないかとお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、両手に学習道具を抱えて登下校しなければならない状況は安全管理の面で好ましくない状況であると認識しております。

このような状況は日常的ではなく、学期末に授業で取り組んだ作品や絵の具セットなどの学習用具を家庭に持ち帰ったり、長期休業期間後に再び学校に持ってきたりする場合に見られることがあります。このことについては、学校においても学校評価等で同様のご指摘を受けたこともあり、特定の日にとくさんの持ち帰り荷物が集中しないよう、時間割を工夫するなどして、現在、改善に向けて手だてを講じております。

引き続き、児童生徒の健康や安全に支障がない対応となるよう求めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の文部科学省の通知がどのような内容で、どのように受け止めているか、そして本町でも、いわゆる「置き勉」について配慮が必要ではないかとお尋ねですが、初めに通知の内容についてですが、「児童生徒の携行品に係る配慮について」という表題で出されており、児童生徒の携行品が過重になることで身体の健やかな発達に影響が生じかねないことへの懸念や配慮を求める声が保護者から寄せられていることから、学校においても適切な配慮を講じるよう求めている趣旨となっております。

本町といたしましても、その通知内容を踏まえて対応するよう学校に通知しており、現在の状況を申し上げますと、教科や教材の種類は学校や学年ごとで異なりますが、どの小中学校も発達段階や必要性、通学上の負担等を考慮して置き勉を認める配慮をしております。

また、学習教材については、学習習慣を身につけさせる視点において、日常的に持ち帰り、家庭学習での活用を促す必要性もあることから、児童生徒に過重な負担になっていないかなど、児童生徒の健康上に影響がないよう適切に配慮することを改めて学校に求めてまいりま

すので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目の体重の10%以下が望ましいということについてどのように考えるかとお尋ねですが、この件について国や道から正式に通知されたものはなく、体重の何%が望ましいかについては様々な立場から様々な意見があると認識しております。

海外の法律については把握しておりませんが、過度の通学荷物にならないよう、子供の成長度に応じた配慮を学校に求めてまいります。

4点目の道具の重さだけではなく、両手を塞ぐような学習用具の持ち方に安全性の面から問題を感じるとのお尋ねですが、1点目でもご説明いたしました、議員ご指摘のとおり、登下校時の安全確保の観点からも好ましくない状況であるとの認識を持っております。

児童生徒の携行品が過重な負担にならず、安全な登下校が担保されるよう、適切な配慮を行うよう学校に対して求めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） そういう配慮を細やかにしていただけるといいなというふうに私は思いながら聞いていました。

今、教育長が紹介された児童生徒の携行品に関わる配慮についての各地の、例えば工夫例というところに幾つか書いてあるのですがけれども、いつの頃からか、学校で絵の具の筆やパレットを洗ったり、習字の道具を洗ったりすることはしてはいけないと言われるようになって、学校でそれができなくなって、だから、そういう重たい荷物というのかな、それを置き勉できない、家に持ち帰らなければならないという状況があるので、その例も文部科学省の工夫例として載っているのですがけれども、それは事実ですか。学校で洗ってはいけないというのはどうなのですか、実態として。

○議長（菊地誠道君） 指導室長・秋山君。

○指導室長（秋山 豊君） お答えいたします。

私どもが把握している範囲では、絵の具セットや習字セットを必ず家に持ち帰って洗わなければならないという指示は出していないというふうに聞いています。ただ、子供さんによっては、家できれいに、学校ではどうしても短時間で処理をすることになりますので、家に持って帰ってきれいに洗いたいというお子さんはいるというふうに伺っております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 指示は出していないけれども、そういう実態は多少は、多少というか、あるということですか。いや、よく見かけるのですよ、週に1回必ず絵の具セット、習字の道具を持って登下校している子供たちの姿を。だから、置き勉、文部科学省がこういう通達を出した背景もよく配慮して、そういうことについてもちょっと考えてもらいたいと思うのですが、その辺どうでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 指導室長・秋山君。

○指導室長（秋山 豊君） お答えいたします。

町内の8つの学校、小中学校も含めて全て置き勉は認めているところなのですが、議員ご指摘のとおり、その状況は様々でございます。置いていいものの種類、それから教科等は様々でありまして、状況によって持って帰らなければならないことも出ていることは確かだと思います。

先ほど教育長も申し上げたとおり、改めて平成30年9月の通知の内容を学校に確認をして、より子供や保護者たちの意見もお聞きして、どういう状況がいいのか確認をしていただくように、今後お話をしていきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） これ、私は、中にはそのぐらいの重たいものを小さい頃から持たせて体を鍛えるのにいいというような人もひょっとしたらいるかもしれませんが、少なくとも外国の例で、健康に障害を与えているということで何年も前からこれが問題視されたのです。例えば背骨の湾曲とか腰痛とか、そういう小さな発達期の子供に影響を非常に及ぼしていると。数年前に比べて3キロも持ち物が増えているとかという、これは兵庫県でしたか、そういう調査を行ったところもあるのです。私、学校の行き帰りの子供たちのランドセルの重さを確かめるなんていうことをしたらまずいわけですから、できませんけれども、これはぜひ教育委員会もそういう調査をして、それから、さっき言いましたように、法律までつくってガイドラインをきちっと小児科の医者の考えも聞きながらやっているところもあるぐらいですから。

なぜ今こんなことを言うかといったら、子供の教科書を見たら分かりますよね、教科の種類を見たら。急激に重量が増してきているのです。ですから、その辺ぜひ調査されて、子供たちの健康に影響が及ぼさないようにしていただきたいなということをお願いしたいと思います。

3つ目の質問です。3つ目の質問は、一日も早い保育所の待機児童解消をということです。

保育所待機児童解消の努力を行ってきたと思いますが、かなり少なくなったというふうには聞いていますけれども、待機児童が現在何人、何世帯ぐらいいますか。待機児童が生まれる要因は、保育士不足によるものだけなのでしょうか。ほかにも要因はあるのでしょうか。

本議会でも幾度となく取り上げられていますけれども、保育所に入所できないため町外に職場を求めている町民がいると私は聞いていますけれども、そういう実態は把握していますか。

保育士不足を解消するために、単なる一般的な募集だけでは打開できないと思いますけれども、どのような方策が必要と考えているか、見通しも含めて伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、深見議員の一日も早い保育所の待機児童解消をのお尋ねにお答えいたします。

平成31年4月から、保育所や保育園の無料化を国に先駆けて実施させていただきました。あわせて、国の3歳以上に対し、全ての児童を対象とした無料化を実施しております。また、

待機児童の解消に向けて、新年度で新たに6名の保育士を採用するとともに、退職園長4名の再任用も決定し、保育士の確保に努めてきたところであります。

1点目の現在の待機児童は何人、何世帯か、待機児童が生まれる要因は何かのお尋ねですが、待機児童について、本年2月末時点で13世帯14名となっております。

また、待機児童が生まれる要因は何かのお尋ねであります。最大の要因は3歳未満児の保育希望が増加したことによる保育士の不足であると考えているところであり、市街地保育園の入所人数の不足もその要因であると推察しているところでもあります。

2点目の保育所に入所できないため、町外に職場を求めている町民がいるが、実態を捉えているかのお尋ねにつきましては、保育事業の原則は、保護者の就労等によって家庭での保育が困難な児童に対して保育の場を提供することにあります。

お尋ねの保育所入所のために町外に職場を求めている実態については、保護者の就労先は町の内外に関係なく、保護者の就労等により保育基準に該当した場合は入所の対象となります。また、町外への就労等により町内保育所及び町外の保育所の利便性が高い場合には、区域外入所の仕組みもありますが、就労を目的とした区域外入所は相談を含めて今年度はゼロ件であります。

3点目の保育士の募集について、どのような方策を考えているかのお尋ねについては、これまで町の広報やホームページばかりでなく、一昨年は釧路市内の養成学校に直接連絡の上、求人票を送付し、学生の目に留まるような周知を実施しました。本年度は、全道の養成学校に求人票を送らせていただき、少しでも学生の目に留まるよう周知に力を入れてまいりました。また、コロナ禍ではありますが、実習等の依頼があった場合には積極的な受入れを行い、本町の保育業務に直接触れる機会を増やすなど、保育士確保に向けた対策を図ってきているところでもあります。

今後の見通しについては、養成学校への働きかけが重要であると考えており、児童数の変化に合わせて年齢や経験など、その時々で適切に判断しながら採用を行っていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） ただいまの町長の答弁の中で、13世帯14名という数字にちょっと私びっくりして、こんなに多かったのかと、もっと少なかったのだと思っていたのです。これはもう何としても早期に解決してやらなければならないと。

先駆けて標茶町は、佐藤町長になられてから保育所の無料化、幼稚園も含めて公約どおり実施した、これは本当に優れた施策だったなというふうに思っています。そこに殺到して、では私も働くという方々が増えたというのは、これは考えてみれば当たり前かなというふうに思うのですけれども、しかしこれを何とか解決するという、待機児童を解決するということが保育所の無料化と一対なのですね。保育所無料化したけれども入れないというのでは、これはもう町長の考えているような施策ではないのだというふうに思うのです。

いろんな努力をされていると思うのですが、今日の厚生文教委員会の所管事務報告を見ま

したけれども、認定こども園についてはいろいろ議論があるところですが、この中ではやっぱり会計年度任用職員の待遇改善、言ってみれば職員にしろということが決定的なのではないかということなのですね。経済的な町の財政上の理由もあるというふうには言っていましたけれども、ここが解決されなければ、私は現在13世帯14名、これを劇的に解消するということにはならないのではないかなというふうに思うのです。

それで、厚生文教委員会の所管事務調査のこの保育士の待遇改善の選択肢、これについては私もそのとおりだ、極論を言えば、これしかないのではないかなというような気はするのですけれども、どうですか、その点では。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

町長の説明で2月末現在で13世帯14名ということでご報告させていただいているのですが、今年、保育士6名を新規に採用いたしまして、退職園長4名を再任用という形で保育園に残っていただけるということで、来年度4月に関しては待機児童を2名まで減らすことになったというところであります。

特に未満児のほうが昨年の4月時点で43名の入園に対して待機が5名という形でありましたが、今の見込みで令和3年度の4月時点では、56名の入所、待機が2名という形で、やはりどうしても市街地の保育所については、今の未満児の保育する部屋の大きさの問題もあります。一定程度の基準で人数を計算するのですけれども、その基準以上の子供たちが来ているというのも1つ要因としてございまして、単純に会計年度が少ないから待機児童が発生しているという状況でもないであろうというふうに思っているところでありまして、確かに会計年度任用職員の待遇が改善されることは、総体的にはいいことだとは思いますが、いろんなことをお聞きしていても、なかなか今、保育士の未就労されている方々で、お話を聞きましても、まだお子さんが小さいという方がかなり多くて、一定年度の年齢になるまでは保育所で働きたくないというようなお声も頂いておりまして、その辺がなかなか難しいところではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 私も2名という話はちらちら聞いていましたので、随分頑張ったなというふうに思っていたのだけれども、さっき13世帯14名というので、えっと思ったのですが、4月には2名にまで減らすことができるのだということで、前進はしているのですね。

それで、これ最後になりますが、課長のほうから会計年度任用職員の待遇改善のお話がありましたけれども、お金のことでですから、ぜひ理事者にその点全く考えていないのか、伺って終わりにしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今の議員からご提言を頂いております保育士の会計年度任用職員への手当等の支給でありますけれども、会計年度任用職員の仕組みからすると、それについては非常に難しいというふうに考えております。

ただ、議員のご指摘の中で考えられるのは、正職員化あるいは全体の定数を考慮した中で保育士の増員、そういったものについてはまだ検討の余地はあるというふうに考えているところでありますけれども、これにつきましても、従前から申し上げているように、将来的な子供の数や何かを考えながらやっていかなければいけないというところで、結果として4月においてもまだ2名が待機ということで、完全解消にはつながっていないというところがあります。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 単純なことなのですけれども、難しいというのは何が難しいのですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） ご案内のとおり、会計年度任用職員の賃金体系は正職員との責任のバランスによって作成されたというのは、会計年度任用職員の制度が策定されたときの条例の説明の中で、ご審議の中で答弁しているとおりでございまして、その中で会計年度任用職員の賃金体系は決まっていくというのは、施行当時もこれからも変わらないということが1点と、それから手当につきましては、保育士を想定した手当というのは、例えば平成11年度に廃止しましたが、特勤手当の中でも、国においてその部分について国が想定していない特勤手当は廃止すべきという通達に基づいて本町の特勤手当の部分につきましても全面改正をさせていただいた経過がありますので、その部分に特化した特勤手当というのは、これからは想定できないという意味で困難だという答弁になるかと思います。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 制度があるから難しいというのではなくて、福祉事業ですから、実態から出発して必要な施策を行うということが大事なのではないですか。制度を誰がつくったか分からないですけれども。それは、だから理事者に聞いているのですよ。それを一言で難しいと返されたら、何も言いようないですけれども、そういうふうにして待遇を改善して保育士を増やすという方向を考えるつもりはないのですか。最後と言って、だらだら続けていますけれども。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えします。

今回の待機者が出ている要因については、いろいろ先ほどご説明しましたが、保育士の確保だけではなくて施設的な限界等もありますので、保育士を満度に、例えば今以上に、今でも実は退職者を想定しながら、前倒しをしながら実は採用しています。さらに再任用の方が働いていただけるという状況の中では、これまで以上に保育関係のマンパワーは増えてきているという状況なのですね。

ただ、それでも施設的な部分、狭隘的な部分でこれ以上、例えば拡大が難しい。あるいは今いろいろ内部で出ているのも、さくら保育園と幼稚園が合築していますけれども、あの施設をもう少し有効に、定員が例えば幼稚園が空いている分を有効に入れられることができない

いかとか、そういった意味で認定こども園という話も出てくるのだと思うのですけれども、それから将来的なみどり保育園をこれからどういう形で制度設計していくとか含めて、もうちょっと時間はかかるのですけれども、最大限待機者を減らしながら、これを乗り越えていかなければならないかなというふうに考えておりますので、なかなかその会計年度任用職員の分だけでは私どもではすぐ解決できる問題ではない、全部の会計年度任用職員にまで波及することかなと思っていますので、そういうことで、そういう対応を、今、検討しているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 面積の基準については、私も承知しています。法律ですから、今すぐどうこうするというふうにはならないわけで、だからそういう点では理解できますけれども、今、町長がおっしゃったように、ぜひ頑張って検討していただいて、どんな角度から行けばゼロにすることができるのかということを頑張っていただきたいなということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で8番、深見君の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 3時00分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君）（発言席） 私は、3つの質問をさせていただきます。

最初に、障がい者の居住施設の整備をについて質問いたします。

本町には、障がいのある人が自立して生活する施設が足りないとの声がありますが、町長の認識を伺います。

また、グループホーム入所の現状と、今後、保護者の高齢化等によりどの程度の人数がグループホームを必要としているか、状況をお聞きいたします。

生まれ育った町から遠く離れた地域で、施設、グループホーム生活をしている障がい者の方の思いと、その家族の要望である居住施設の整備のため、グループホーム等の建設、確保が必要と考えますが、具体的な構想があれば伺います。

本町が集約した平成30年3月障がい者計画の中でも、グループホームの確保が求められています。また、この資料の中で、18歳未満の子供さんを持つ保護者の回答でも、アパートやマンション、グループホームのようなところで自立した生活ができる環境を求めています。将来に向けてどのように考えているか伺います。

個人または団体が施設の建設、運営に携わることに對して、町として支援制度の創設等を図るべきではないかと思いますが、所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1 番、渡邊議員の障がい者の居住施設の整備をのお尋ねにお答えします。

ご案内のとおり、障がい者の居住施設につきましては、大きく分けて障がい入所施設と共同生活援助、いわゆる障がい者グループホームがあり、町内には釧路市の地域生活支援センター・ハート釧路が運営するグループホーム事業所が1か所あります。このグループホームの定員は6名で、令和3年2月末現在で4名の方が利用されている状況です。

また、本町の福祉サービス受給者証によるグループホームを利用している方は34名で、その主な内訳としては、釧路市が大半を占め、続いて弟子屈町、その他市町村となっております。

また、平成30年3月に策定された標茶町第3期障がい者計画の住民アンケートでは、お子さんには将来どのように暮らしてほしいですかという問いに対し、45.8%の方がアパートやマンションを借りて自立して暮らしてほしいと回答し、16.7%の方が自宅で暮らしてほしい、4.2%の方がグループホームで暮らしてほしいと回答しており、6割強の保護者が将来的に自立した生活を望んでいることが読み取れます。

1点目の本町には障がいのある人が自立して生活する施設が足りないとの声があるとのこと指摘ですが、先ほど申し上げましたとおり、町内グループホームでは定員に余裕があり、現時点で不足しているとの判断はしておりません。しかし、ライフスタイルの多様化など、個々のニーズに対応するためには、町村独自での対応には限界があり、管内市町村を生活圏域として捉える必要があると考えております。

どの程度の人数がグループホームを必要としているのかのお尋ねですが、入所希望については障がい者本人その他保護者の希望を尊重し、対応することが必要であると考えており、具体的な必要数の把握はしておりませんが、入所を希望される方があった場合に備え、事業者や相談支援専門員などとグループホームの空き室の状況などについて情報を共有し、相談体制の構築を図っております。

2点目のグループホーム等の居住施設の整備の具体的な構想とお尋ねですが、かつては管内市町村の資源が不足しており、他管内に転出せざるを得ない状況もありました。近年は、管内で複数のグループホームが運営されており、管外に転出して入所するという状況には至っていないところであります。

グループホームの設置については、社会福祉法人やNPO法人等、障がいサービスに関わる事業所での設置が想定されますが、本町の障がい者計画の中では、個々の障がい者サービスにどの程度対象者がいるかを推計した計画となっており、具体的な居住施設整備等の構想は策定しておりませんので、ご理解願います。

将来の自立した環境を求めているが、どのように考えているかのお尋ねについては、1点目でもお答えしたように、障がいの程度によりグループホームでも24時間対応や必要最小限の対応など、グループホームに望む機能も異なることから、町単独での対応には限界があり、管内全体として障がい者を支えていくべきと考えております。

3点目の個人または団体が施設の建設、運営に関わることに對して支援制度の創出を図る

べきとのご指摘であります。グループホームの運営については既存住宅等を利用した運営、また、アパート等を転用した運用など、様々な運営事例があります。グループホームの運営の原則は給付費と利用料による運営が原則であり、バランスの取れた経営が必要となります。町としても、支援制度の創設につきましては、国や道の補助金等を活用できる場合もあり、既存施設を利用した方法や効果的な支援の在り方について今後も研究していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） まず、第1点目の町長の認識の部分と現状についてでありますけれども、平成30年3月の障がい者計画の中の数字を見ても、地元で生活したいというような意思表示をしている方、自宅で生活させるといような数字が高いのですけれども、しかし、これはそういうグループホーム的なものが本町には少ないということがそういう数字の結果として出ているのではないかと思うのですけれども、その辺の認識を再度お願いしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

障がい者福祉計画の中でのアンケート結果について、お子さんの将来についてという設問に対してのアンケートの結果の中で、アパートで暮らすというところが45.8%、それから自宅で暮らす16.7%というふうに町長のほうでもお答えしているとは思いますが、このアパートの部分については、町内、町外を問うていないというところがまず1点であります。

また、アパートで暮らすというところが、実際にグループホームで暮らすということを念頭にお答えされているものか、同じ設問の中でグループホームという言葉は直接的に使った設問もあり、当然保護者として将来に対してかなりいろいろな不安というのは抱えながら、どうやってお子さんの将来を考えていくかということが、ここの数字に表れているのではないかというふうに捉えているところであります。

実際に町内で施設が不足という形になった場合に、町長の答弁の中にもありましたけれども、例えば24時間の支援が必要な障がい者であったり、今、実際町にありますグループホームですと、日中の一時的な支援だけで済んでいる障がい者の方々もあります。これらをそれぞれに合わせた形でのグループホームの設置となった場合に、どれほどの施設が必要であろうかというところはまだ資料から読み取れないところではありますが、かなりの数が必要になるのであろうというふうに思っているところであります。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） そういう意味では、標茶の中でそういうグループホーム等の施設が少ないということもあり、そういう障がいを持たれた家族の皆さんに対するグループホームがどういうものであるかということが、なかなか伝わっていない部分もあるのではないかと私は考えています。

それから、先ほど答弁いただいたのかと思いますけれども、この町から遠く離れた施設で

グループホーム等の生活をされている方の人数、さっき36という数字はその数字だったのか、ちょっと確認。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

先ほど大部分が釧路市であるというふうにお答えをしていると思います。手帳を交付しているグループホームを利用されている方が全体で34名、そのうち標茶町のグループホームに入っている方が1名、そのほか釧路管内に入っている方が23名、十勝方面のグループホームを利用されている方が7名、根室方面が2名、オホーツクが1名という内訳になっております。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 質問の中身に記載していないのですけれども、こういう三十何名の方々が本町からよその地域で生活をしている、この人たちに対する本町からの支援というのが、金銭的に出ている部分はあると思うのですけれども、もしそういうものが幾らぐらいなのか出していただければ。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

昨年度の数字ではありますが、給付費として町から支出をしている部分で、町内については251万円、管内ごとに分けてはおりませんが、町外全体6,500万円ほどの支出となっております。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） そういう意味で、大変なお金がそういう町外で生活されている部分に給付金として出ているということであります。そういう意味で、もし私の質問の趣旨が理解していただけるかどうかということなのですけれども、本町のそういう障がい者施設、グループホーム等の施設が少ないという、将来に向けてそういう施設が標茶にできていれば、その出ている予算がそういう施設運営とか建設とかというものに充当できる予算なのか、ちょっとお伺いしたいのですが。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） 説明不足で申し訳ありません。先ほど申しました給付費というのは、町から各グループホームに対して利用者の費用として支出しているもので、生活費の一部というか、それぞれ指導員の費用とかに充てられる部分で町が支出している部分であって、建設費だとかそういう部分については、この中には含まれていないと。

また、個人としては施設ごとにそれぞれ利用料というものも発生しまして、安いところから高いところまで、たくさんいろいろあると思うのですけれども、ちょっと釧路市の一部のグループホームでは月に10万円ぐらいの個人負担が発生したりするということで、施設の対応方法、障がいの程度によってそれぞれ利用料も異なるということでございます。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 本町でも民間の方が作業場等を立ち上げて、その子たちの将来、本

町で生活する場所、そういうグループホーム等がどうしても必要だという思いを訴えられているわけなのですけれども、そういう意味で、先ほど答弁でありましたけれども、将来的にそういう施設を建設するのに対する交付金とか、そういうものはありますか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

今、直接的に障がい者施設を建設するための費用に対する町独自の施策としては持ち合わせていないというところでございます。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） ここに、僕もあまり、ちょっと資料を取り寄せるというか、手にする資料がありましたので、国のほうでは地域づくり総合交付金というようなものが出ていて、グループホーム等の建設事業の実施に必要な経費とか工事請負費とか工事事務費とか、そういうものがありますよという資料があるのですけれども、その実施主体は市町村ということでいろいろ書いてあるのですけれども、こういう事業を利用してグループホーム等の建設とか、そういう交付金の関係はご存じですか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えします。

地域づくり総合交付金事業、地域づくり推進事業という部分でいきますと、グループホーム等の整備というところで、これについては交付対象経費として、工事請負費、工事事務費などもあるのですが、それらについては共同生活介護または共同生活援助に当たって既存の建物を買収し改修する場合の費用ですから、新しく建てるという費用には充てられないというところでございます。

また一方で、国のほうでは令和4年度に向けて障害福祉施設等施設整備補助金というものがございます。これについては、国の採択が必要になるのですが、これらの重度障がい者向けのグループホーム等の建設については、こういうような費用もございまして、こちらについては新設、新しく建築する、建物を建設する場合の費用についても対象となるということでございます。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） そういう制度をつぶさに取り寄せ、研究していただいて、本当に本町にもそういうグループホームが必要だと、自立するための生活施設が足りないと訴えている、障がいを持つ親御さんがおられますので、ぜひその部分でも対応していただきたいと思いますが、その思いを理解していただきたいということで、町長、障がい者の人が本町で自立するための施設について、今後、検討する余地があるかどうかお聞きして、この質問を終わりたいと思うのですが。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 先ほど来、渡邊議員の質問にお答えしていると思うのですが、障がい者のグループホームについては、本当に様々な障がいに応じた施設の対応が必要だということで、それで先ほどもそれぞれの目的に合ったグループホームが釧路管内で最近できてき

ているというのは、実はそういうことで、そこをうまく活用しながら、さらに標茶町でもこういった部分が給付と利用の割合で経営的にもできるというような方向性まで出れば、そういったことについては検討してもよろしいのではないかなというふうに考えておりますので、今すぐ町のほうでグループホームをやりますよというような状況ではないのかなというふうに考えておりますし、引き続き実際に障がいをお持ちの方、ご苦労されているのは十分承知しておりますので、その人たちの意見も伺いながら引き続き研究してまいりたいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 最後に一言、この質問で話しすることを忘れたのですが、この問題、障がい者の居住施設のことを質問する過程の中で、標茶で70年以上生きて子供さんがちょっと遠くの施設で生活していて、迷いに迷ってその子供さんの近くに移住するという結論を出された方がいました。本当に会いに行くのにも体力の限界、こんなご時世になって会いに行っても何もできない、そういう思いを訴えられました。そういう意味で、本当に生まれ育った町で生涯を全うできるような、障がいのある方がちゃんと生活できるような、そういう施設ができればなということを訴えて、この質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 2つ目の質問に移ります。

新型コロナウイルス感染症禍の下、オンラインに対する対応について伺います。

コロナ禍の下、会議、研修等の開催がオンラインで行われることが多くなってきていると思いますが、本町においてオンラインに対しての考え方を伺います。

オンラインを利用することにより様々な利点も報告されていますが、例えば公民館単位にオンラインを利用できる環境が準備されれば、行政、各種団体にとっても様々な利用価値があると考えますが、伺います。

また、そのような環境、設備を整えるとなると、どの程度の負担が生じるのか伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、渡邊議員の新型コロナウイルス感染症禍の下、オンラインに対する対応についてとのお尋ねについてお答えいたします。

今般の新型コロナウイルスにより、人と人との接触、いわゆる3つの密を避けることが集団発生防止に重要とされ、それに伴い社会生活が大きく変わり、さらにはその環境下にあっても生活または経済活動を維持していく上で、オンラインなど情報通信を活用した会議、研修会等も多く開催されてきたものと認識しているところであります。本町役場内でも、今年度、この2月末現在であります、これまで180回以上、大小様々ではございますが、会議、打合せ、研修等にオンラインを利用しており、コロナ禍において新たな選択肢として定着してきたと認識しております。

1点目の本町においてのオンラインに対しての考え方につきましては、オンラインであれば、緊急事態宣言下で往来が制限されている地域に居住されている方とも通信可能であり、また、時間的にも移動がなくなることから講師等の拘束時間が減るなどの利点もあり、こう

して利点を最大限活用することができ、会議開催の目的あるいは研修会のニーズに対応できるものについては、積極的に推進すべきものと認識しております。

ただし、全てにおいてオンラインに移行するというものではなく、例えば研修会では、やはり実際に研修会に参加し、その場の雰囲気を感じ取る、あるいは研修会後の情報交換など、人と人とが実際に会って話すことも大切だと考えておりますので、その研修会のあるいは会議の内容によっては、オンラインあるいは実際に出向いて参加するなどの選択肢が必要だと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

2点目の公民館単位でのオンラインの環境が準備されれば、行政、各種団体にとっても利用価値があると思うがどうかのお尋ねですが、ご指摘のとおり、行政だけではなく、今後、例えば文化、スポーツの講演会、講習会などもオンラインでの実施は可能性が高まることも予想され、また、今までは遠隔地で参加できなかったものもオンラインでは参加できるなど、学ぶ機会の幅は今までより広がるものと期待しているところであり、その利用価値は十分にあると考えております。

令和4年5月には、光回線が本町全域に敷設されることとなっており、その後ご希望の各ご家庭でも光回線が利用できる予定となっております。光回線が導入され、何が変わるか、何ができるようになるかを職員研修を実施してまいりました。議員ご指摘のオンラインなど、町の皆さんがより便利になるなどの施策を提示できるよう努めてまいりますので、ご理解を願いたいと存じます。

また、どの程度の負担になるかについては、光回線が敷設後の通信体制の中で、どのように利用するかによって施設投資額も変化することが予想されています。利用する部屋のインターネットの環境や必要に応じた大型モニターやプロジェクターなどの機器も必要となり、現時点で明確な金額は算出できないことをご理解願います。金額的な部分につきましても、今後、利用形態を調査するとともに、総合的に検討し、ご提示させていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 僕の質問に対する答えとして、本当に積極的にこのオンラインの利用について検討していただけるという具合に私は受け取りましたので、この質問についてはこれで終わりたいと思います。

3つ目の保育時におけるマスクの着用により子供への影響について質問いたします。

新型コロナウイルスの感染を防ぐため、保育所でも保育士がマスクを着用しています。マスクの着用による日常生活になって1年ほどが経過しましたが、保護者や保育現場でのマスクの着用について、発達科学の専門家は乳幼児の発達に悪影響を及ぼす可能性があるという指摘していますが、町長の所見をお聞きいたします。

また、本町の保育現場では、どのような状況になっていますか。実際に保育を担当している現場の保育士は、どのような意見を持っていますか。

「笑いかけても笑顔を返さない」「言葉の発達が遅い」等、マスク着用前の子供と現在では

変化があると考えますが、このような変化に対応した手だてを取るべきと考えるが、どうですか。

対策として、保育士の顔が見えるマウスシールドの着用を試行している保育園もあります。が、本町としては何らかの対策は検討しているのか伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1 番、渡邊議員の保育時におけるマスク着用による子供への影響についてのお尋ねにお答えします。

現在、新型コロナウイルスへの感染は減少傾向が続いておりますが、いまだ収束のめどが立たず、釧路管内ではクラスターも発生し、予断を許さない状況であることは議員ご案内のとおりであります。

保育園では、保護者からお預かりした児童を安全・安心な保育環境下で保育することを常に心がけています。保育園では、新型コロナウイルスをはじめとする各種感染症の発生状況を勘案し、感染予防を徹底し、対策を図ってきているところであります。新型コロナウイルスへの感染については、特に飛沫による感染が多数を占めていると言われており、飛沫感染予防のためには、密閉、密集、密接の、いわゆる 3 密の回避が非常に重要であるとされています。保育園の環境下では 3 密の回避は困難であり、感染症予防のため、昨年の流行時より保育士には保育時間中のマスク着用をお願いしているところであります。

1 点目の乳幼児の発達に悪影響を及ぼす可能性があるとの専門家の指摘があることについてですが、そのような指摘があることは承知しています。しかしながら、悪影響を及ぼす可能性について、正確な情報や知見に基づく研究結果等も報告されていない状況であることから、今後も情報収集に努めていきたいと考えております。

現場での保育士の意見等につきましては、「表情から気持ちを酌み取る」や「距離による声の大きさ」など一定の難しさについて心配の声がある一方、「それほど大きな影響があるとは思えない」との声もあり、保育現場においても意見の相違が見られます。また、保育士は状況に応じて一時的にマスクを外すなど工夫しながら保育を行っており、現時点で議員ご指摘のような悪影響があるという状況にはないものと判断しているところであります。

2 点目の変化に対する本町としての対策はとのお尋ねですが、保育士がマスクを着用して 1 年ほど経過していますが、議員お尋ねの児童の変化については報告されておらず、適切に保育活動が行われているものと考えます。また、児童の発達においては、保育園での活動ばかりでなく、家庭における保育が表情や言葉の表出に多くの影響を与えるものと考えているところであります。

保育園では、フェースシールドやマウスシールドを購入しており、状況に応じた保育を行っている認識しています。一方で、マウスシールドは顔とシールドの間に隙間が多く、一般的なマスクと比べ飛沫防止の性能が低いことや、児童との接触によるけが等の危険もあり、感染予防についてはマスクの着用が有効と考えているところであります。

いずれにいたしましても、保育園では感染症の発生防止に努め、安全で安心な保育活動を最優先に努めていきたいと考えていますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） この質問をするきっかけになったのが、ある文章で、「保育所は子供の健康の保持にとどまらず、子供の健全な心身の発達を図る場である。そのため、保育者がマスクで口を覆うことが、乳幼児とのコミュニケーションや保育活動に及ぼす影響の有無についても注意すべきである」という文章を読みまして、こういう問題が身近なところで起こるのだなということを認識して質問しています。

3歳ぐらいの子供さんにとって、表情が分からない中で保育されるということ、それが将来的に発達障害に結びつくような結果になるおそれがあるという、そういう文章だったのですけれども、そういう意味では、今は問題はないという具合にお答えになったと思うのですけれども、こんなことを言えば保育士さんに申し訳ないのかもしれないけれども、やっぱりそういう観察、状況をしっかりと見るという、そういうことが本当にされているのか、そういうことを観察して子供の成長を見守っているのか、その辺のことは現場に徹底されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

保育士は、毎日毎日お子さんを観察して、連絡帳というものを各ご家庭に返しております。それは、個々のお子さん一人一人に対して、今日の気づきであったり、いろんなことを家庭にいる保護者の方々にお伝えするということで、きちっと観察活動をしているものというふうに私どもは認識しております。

また、議員ご心配の表情とかという部分に関しましては、必要に応じて保育士はマスクを外しながら、各保育の状況状況に応じて適切な保育活動をしていると思っておりますので、実際の発達に関わる部分での影響というのは今のところ確認はできていないというところであって、今後もそういうことがないように保育士には申し伝えていきたいというふうに、観察をよくしながら保育活動に努めていただくように指導はしていきたいというふうに思っております。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） そういう意味では、ちょっと僕自身、保育所と子供さんの表情とかということに関しては、なかなか疎いといいますか、そういう部分もありますので、そういう意味では、質問の中にもありましたように、笑いかけても笑顔を返さないとか、言葉の発達が遅いとか、そういう変化には現場では十分神経を使って対応していただきたいという具合に思いますが、その辺の確認をしていただいて終わりたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） 笑いかけても笑わないとか、発達の状態はいろんな種類というか段階もありますし、状況もそれぞれ違います。そこについては、保護者との懇談の中でもいろいろな自分のお子さんに関して心配事であったりとか、そういうことを相談を受けながらの保育にもなりますので、ご家庭の心配がないように保育活動に努めていきたいと思

っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

(「以上で質問を終わります」の声あり)

◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

本日の会議は、これにて延会をいたします。

(午後 3時37分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 5 番 熊 谷 善 行

署名議員 6 番 鈴 木 裕 美

署名議員 8 番 深 見 迪

令和3年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和3年 3月 8日（月曜日） 午前10時00分開議

第 1 一般質問

第 2 議案第 3号 標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第 3 議案第 4号 標茶町乳幼児等医療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5号 標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 4 議案第 6号 標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 5 議案第 7号 標茶町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 議案第 9号 標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第10号 標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 標茶町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに標茶町指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 標茶町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第14号 標茶町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

第 9 議案第15号 標茶町予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定について

○出席議員（12名）

1番 渡 邊 定 之 君

2番 類 瀬 光 信 君

3番 長 尾 式 宮 君

4番 松 下 哲 也 君

5番 熊 谷 善 行 君

6番 鈴 木 裕 美 君

8 番 深 見 迪 君
1 0 番 黒 沼 俊 幸 君
1 2 番 後 藤 勲 君

9 番 本 多 耕 平 君
1 1 番 鴻 池 智 子 君
1 3 番 菊 地 誠 道 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 吉 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	齊 藤 正 行 君
企 画 財 政 課 長	武 山 正 浩 君
税 務 課 長	齋 藤 和 伸 君
管 理 課 長	村 山 裕 次 君
農 林 課 長	長 野 大 介 君
住 民 課 長	伊 藤 順 司 君
保 健 福 祉 課 長	石 塚 剛 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
水 道 課 長	平 間 正 通 君
育 成 牧 場 長	常 陸 勝 敏 君
病 院 事 務 長	浅 野 隆 生 君
やすらぎ園長	中 島 吾 朗 君
農 委 事 務 局 長	相 撲 浩 信 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教 委 管 理 課 長	穂 刈 武 人 君
指 導 室 長	秋 山 豊 君
社 会 教 育 課 長	服 部 重 典 君
中 央 公 民 館 長	松 本 修 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐 藤 弘 幸 君
議 事 係 長	中 嶋 禎 之 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開議)

◎一般質問

○議長(菊地誠道君) 日程第1。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

熊谷君。

○5番(熊谷善行君)(発言席) 私は、3件について質問させていただきます。

1件目でございます。

光回線整備のスケジュールはということで質問させていただきます。

本町のホームページに掲載されていますが、昨年、「標茶町全域に光回線を整備します！」として、事前申込みを令和2年9月11日締切りとして実施した結果、9月11日現在の申込件数は663件と、これはホームページにも記載されています。締切り後の状況なども含めて、次の点について伺います。

1点目、昨年の締切り後以降に追加申込みなどの状況を含めて、令和3年1月末現在の申込件数は何件か。

2点目、当初予定件数より多くの申込みがあったと考えますが、今後の光回線整備事業の推進に当たり、NTT東日本とはどのような協議をされているのか。

3点目、事前申込案内時点では開通が令和4年5月となっていましたが、協議されている中において、開通も含めての整備スケジュールを伺います。

○議長(菊地誠道君) 町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君)(登壇) 5番、熊谷議員の光回線整備のスケジュールはのお尋ねにお答えいたします。

1つ目の光回線の整備に係る申込件数は、令和3年1月末現在、一般の方の申込みは703回線、公共施設は35回線の合計738回線の申込みがあり、NTT東日本に事前申込みを行っております。

2点目の当初予定件数より多くの申込みがあった中でのNTTとの協議につきましては、まず令和4年5月の開通以降、個々の世帯への工事が行われる予定となっていますが、一日でも早く開通できるようにとの申入れを行っております。全道の多くの自治体で光回線の整備が一斉に行われることもあり、現時点ではNTTからどの地区にいつ頃工事を開始する旨の連絡がありませんが、そういった情報が判明次第、速やかに住民の皆さんにお知らせすることとしておりますので、ご理解をお願いします。

また、工事に当たっては、地元企業をはじめ、地元の飲食業、旅館等もぜひ利用していた

だきたいとの申入れを行っており、NTTからは、できる限り配慮していただける旨の回答を頂いているところであります。

3点目の整備スケジュールについてですが、先ほど申し上げたとおり、開通については案内時と変わらず令和4年5月供用開始を目指して事業を行っていただけるとのことであり、変更はございません。個々の家庭への工事はそれ以降となり、時期的な部分など、詳細が判明次第お知らせすることとしておりますので、ぜひご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

熊谷君。

○5番（熊谷善行君） 大まかに理解いたしました。

ただ、1点だけちょっとお聞きしたいのですが、開通が令和4年5月、本申込みといいますが、NTT東日本に対して各戸が本申込みをするのは、それより先でないと工事に入らないのではないかと思いますので、その点についてはいかがですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 担当のほうからお答えさせていただきます。

議員ご指摘の部分、そのとおりだと思います。開通、令和4年5月以前に本申込みのほうの手続が進むと思いますが、その辺、基本的には各ご家庭から直接NTTということも想定されるのですが、その中で私どもも担当として入らせてもらって、町の皆さんに手続がスムーズに行われるようお手伝いをさせていただくということを想定しておりますので、その時期が来ましたら、いろんな手段を使って町の皆さんに本申込みについてのお願いですとか、申込みの仕方についてご案内させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 熊谷君。

○5番（熊谷善行君） いずれにしても、特に農家でも若い世代の人方は、もう自由にスマホを扱うような状況になっています。今回の光回線についても非常に期待していますので、できるだけ、今、課長が答えたようなことを情報としてスムーズに流して、申込みもスムーズにやり、もし分からないことがあったら行政としてもお手伝いするということを知らせたほうがいいと思いますので、よろしくお願いします。

次に移ります。

2番目ですが、総務省が示しているデジタル変革をどのように捉えているか。

総務省は、「デジタル変革を通じた新しい地域と社会の構築（総務省重点施策2021）」として、デジタル変革の加速による「新たな日常」の構築、ポストコロナの社会に向けた地方回帰支援、防災・減災、国土強靱化の推進、経済・社会を支える地方行財政基盤の確保、持続可能な社会基盤の確保として、115ページに上る重点施策集が示されています。

また、北海道も機構改革案を固め、次世代社会戦略監を新設し、市町村のデジタル化を支援とされています。

本町としては、これからのデジタル変革・デジタル化の推進などを、どのように捉えて検討や計画をしていくのか伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 5番、熊谷議員の総務省が示しているデジタル改革をどのように捉えているかのお尋ねにお答えします。

デジタル変革につきましては、ＩＣＴの利用などによりアナログとデジタル両方を住民皆さんが選択して利用することができる社会を、自治体として何から行うことが可能なのか、今後、必要が検討と考えており、昨年12月に職員研修会を開催し、また、2月には、総務省北海道総合通信局長、道庁情報政策課ＩＣＴ推進担当課長、総務省地域情報アドバイザーに登壇いただき、本年度2回にわたり職員向け研修会を開催し、今後の取組について共通認識を深めているところでございます。

北海道においても、機構改革を行うことにより、北海道Society5.0の実現に向け様々な取組を行っていることにつきましては、議員ご指摘のとおりでございまして、過日開催しました研修会では、道のＩＣＴ推進担当課長からは、まず住民サービスの向上を基本として、様々な分野でＩＣＴの推進を検討していただきたいとの提言を頂いており、道と連携あるいはご指導を頂きながら進めてまいりたいと考えております。

デジタル変革は、本町の直面する課題である人口減少あるいは少子高齢化、さらには担い手不足など、その解決の切り札として、ＩＣＴやロボット技術を活用したスマート農業、無人店舗、インフラ、交通、金融など、様々な分野で変革が起きる可能性が秘められており、さらに分野や業界の垣根を越えた企業間連携にもつながり、大きなビジネスチャンスになるのではとも期待されております。

そのためにも、現在まず職員が学習し、国、道あるいは他の市町村と連携しながら、地域課題の解決に向けた取組を展開していきたいと考えております。そうしていかなければならないものと認識しております。人材や財源等の制約はありますが、そういった取組が本町の抱える交通、経済、防災、高齢化等の諸課題を解決し、町の皆さんの生活の質を高め、持続的な発展を可能にするものと考えているところであります。後ほど提案申し上げる事務分掌条例の中にも、デジタル化の推進を明確にしながら、誰もが住みたい、住み続けたい町の実現を目指していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

熊谷君。

○5番（熊谷善行君） 了解しました。

いずれにしても、まだ内容について、多分令和3年度からいろんなことが示されてくるのだろうと思います。何日か前に総務大臣が言っていましたけれども、デジタル庁そのものの新設も9月ぐらいになるだろうなんていう話も言っていました。そういう意味では、内容がこれからいろんなものが示されてくると思うので、できればそういう内容の情報を的確に捉えて今後の政策、本町に関わる部分の情報をきちっと捉えて、それをうまく活用できるようにやっていっていただきたいと思います。

この件につきましては、以上で終わります。

3番目です。

ごみ分別の仕方の検討と分別の徹底をということでお伺いします。

国は、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする目標を掲げています。また、世界中の海で確認されている「プラごみ流出による海洋汚染問題（マイクロプラスチック）」についても、各国が取組を始めています。

本町では、「第2期標茶町地球温暖化防止実行計画（平成28年度～令和2年度）」として二酸化炭素排出量を基準年度（平成25年度）に比較して3.8%の削減目標を設定していますが、令和元年度の実績では、基準年度に比較して1.09%の減少にとどまり、目標の達成が難しい状況にあります。要因の一つとして、燃やせるごみの中に含まれるプラスチック類の大幅増加があります。広報12月号13ページに掲載されておりました。

また、昨年の9月定例会で「じん芥処理の現状と課題について」として厚生文教委員会所管事務調査報告がされ、ごみの減量や資源化につながる問題解決には町民の理解と協力が不可欠と記されています。

令和2年4月には、新たな「標茶町家庭ごみ分別マニュアル」が配布され、ごみ分別のあり方とルールを守ることを呼びかけています。

これらを踏まえて、下記について伺います。

1点目、分別マニュアルのタイヤに関する記載で、これはマニュアルの中のページで言います。11ページの「町では収集・処理できないもの」として「処理困難物」の欄では、「※ホイールを外したタイヤ（大型タイヤ以外）は、担当へお問い合わせください」。また、26ページでは「資源とごみの分別一覧」で「タイヤのみ」「検討中」、それからその横に「担当へお問い合わせください」と記載されています。町のホームページの「標茶町では収集・処理できないごみについて」ということで、「1. 処理困難物」の欄には、「※ホイールから外したタイヤ（大型タイヤ以外）は、それぞれ町で収集・処理できます。」と掲載されています。3記載とも、ちょっとそれぞれが理解、整合性がないように理解しがたく思います。本来は全てのタイヤがタイヤ販売店や引取り業者に処分を依頼するべきと思うのですが、それについてはいかがですか。

2番目、分別マニュアルの産業廃棄物に関する記載で、先ほどと同じですが、11ページの「町では収集・処理できないもの」「処理困難物」では、「なお、標茶町では紙くず・木くず・廃プラスチック・感染性の産業廃棄物の処理を行えます。」と記載されていますが、多分、感染性の産業廃棄物というのは医療系のごみだと思うのですが、感染性の産業廃棄物とはどのようなごみなのか明確にするべきではないでしょうか。

また、事業所から排出される産業廃棄物は、自ら産業廃棄物処理施設に搬入するか、産業廃棄物収集運搬許可業者に依頼すべきものと記載されています。また、事業系一般廃棄物は、自らクリーンセンターに持ち込むか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ運搬を依頼することとなっています。受入れの際に、一般廃棄物なのか産業廃棄物なのかの確認をどのような方法で実施しているのか伺います。

3点目、12月21日の新聞記事で、「環境・経済産業省は、プラスチックごみのリサイクル強化策として、家庭から排出されるプラスチックごみ全般の一括回収を自治体に促す。包装資

材や建材などを大量に排出する事業者には新にリサイクル義務を課す関連法案を今通常国会に提出し、2022年度以降の施行を目指す。」と掲載されておりました。

また、1月26日の新聞記事では、日本はプラスチックごみ排出量が世界第2位の記事並びに大手飲料メーカーが5年以内を目標にプラボトルの循環利用に本格的に乗り出す記事が掲載されておりました。また、2月18日の新聞記事で、コープさっぽろは使用済ペットボトルの再利用を後押しする取組を本格化すると掲載されております。

まださきの記載に関する情報などは示されていないと思いますが、本町のマテリアルリサイクル推進施設（令和3年3月供用開始予定）も稼働することから、どのように捉えているのか伺います。

さらに、関連するものでちょっと。記載されていませんが、いいですか。マテリアルリサイクル推進施設の中に、現状である資源回収リサイクルかな、今、既存のD型、あれの関連は、この新しいマテリアルリサイクル推進施設の中に移動するのでしょうか。それらをお伺いします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 5番、熊谷議員のごみ分別の仕方の検討と分別の徹底をのをお尋ねにお答えいたします。

1点目の町が示すタイヤの処理に関する記載が理解しがたい、また、タイヤはタイヤ販売店や引取り業者に処分を依頼すべきと思うがいかがかのご質問ですが、廃タイヤにつきましては、一般の消費者が排出される場合は一般廃棄物として取り扱うことができるものですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3の規定による適正処理困難物として、必要な措置を講ずるよう事業者の協力を求めることができるとされております。

本町における廃タイヤ処理の経過としましては、従来、粗大ごみまたは可燃ごみとして受け入れており、平成30年4月からは現焼却施設におきましても可燃ごみとして受入れをしております。

しかし、現焼却施設で受け入れる場合には、粗大ごみ破砕機で一定程度小さくしてから焼却をしておりますが、タイヤの部材に鋼鉄の針金状のものが使用されていることから、どうしても破砕機の刃に影響を及ぼす形となっております。また、一度に多くの量を焼却する場合には高濃度の排ガスが発生するために、排ガスを基準値以内に抑えるために薬剤を多く使用しなければならないことから、非効率であり、コストが増加する事態となっていることから、受入れを抑制している状況にあります。そのため、町民への周知につきましては、分かりづらい表現となっておりますことから、分かりやすく統一された内容に修正をしていきたいと思っております。

なお、タイヤ販売店や引取り業者に処分を依頼すべきとのご指摘につきましては、今後、関係する事業者と協議を行いながら協力を求めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の感染性の産業廃棄物はどのようなごみなのか明確にすべきではとのご質問ですが、一般的には感染性病原体が含まれるか、付着しているか、またはそれらのおそれのある産業

廃棄物とされており、本町におきましては注射と薬剤容器などが主なものですが、各事業者において熟知しているものと判断されますので、洗浄等、具体的な内容につきましては広く示すことは考えておりません。

なお、本町の施設で受け入れる産業廃棄物は、事前に産業廃棄物処理契約を行った事業者が持ち込むか、または産業廃棄物収集運搬許可業者が搬入する廃棄物となっております。

また、一般廃棄物なのか産業廃棄物なのかの確認はどのような方法で実施しているのかのご質問ですが、クリーンセンターで受け入れる際に持込み者の名前を把握し、産業廃棄物処理契約者であれば産業廃棄物として受入れを行っている状況にありますので、ご理解を賜りたいと思います。

3点目の本町のマテリアルリサイクル推進施設も稼働することから、どのように捉えているか伺うのご質問ですが、議員ご指摘の新聞報道等にありますとおり、日本におけるプラスチック製容器包装製品のごみにつきましては、海洋汚染の問題に加え、最終的には生態系や人間の健康に悪影響を及ぼすとの指摘もあります。

環境大臣は、プラスチックごみの削減に向けた新たな法案を、現在開会中の通常国会に提出すると発表しましたが、詳細な情報につきましては得ておりません。どのような形で容器包装リサイクル法規定以外のプラスチック製品等の回収となるのか、関係法律の施行や関係省庁の動きを注視しつつ今後の対応を決めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

いずれにしても、町民皆さんに対しまして、さらに徹底した分別をお願いすることになると思っておりますが、他の媒体の活用や分かりやすい記載とするなどの周知方法を含め、可燃物のごみに不燃物が混入されている事案や、未洗浄のまま資源物が排出されるなどの課題について、さらなる検討を加えていかなければならないと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） 熊谷議員の最後の質問でございます、現資源ストックヤードから新たなマテリアルリサイクル推進施設への資源物のごみ移行についてというご質問でございますけれども、現在、本町における資源物の回収につきましては、衣類、缶類、瓶類、ペットボトル、食品トレイ、紙類、プラスチック類、その他ということでの資源物を回収しており、このほとんどが現資源ストックヤードのほうに保管されておりますが、このうち新たなマテリアルリサイクル推進施設につきましては、瓶類、ペットボトル、それから牛乳パック等々を想定している状況でございます。瓶につきましては、透明瓶、茶瓶、その他瓶等、一升瓶、ビール瓶、これらの瓶の分別に活用したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

熊谷君。

○5番（熊谷善行君） 1番目のタイヤの件ですけれども、先ほど言いましたように表示等が分かりづらい、一貫性がないということは修正していただけるということですが、基本的

にタイヤは私は受けないほうが、はっきり受けないなら受けないと言ったほうがいいのかと思っていますのだけれども、これは昨年の9月だったか、さきの何回目かの定例会でも質問していますけれども、そう思っています。その辺については、今の答弁ですと、分かりやすく今の現状の記載を修正して一般廃棄物として受け入れるという答弁だったので、再度答弁をお願いします。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

令和元年度の熊谷議員からの質問の中にもありましたけれども、廃タイヤの処理につきましては、やっぱり現在の処理施設の機能等々を考えますと、なるべく入れないのがいいのかなというふうには感じておりますが、ただ、今、入れないということを急に決定する段階にあっては、従前から入れていた方の対応につきまして、まだ担当としては確固たる制度設計を持っておりませんので、その辺の部分をクリアした中で受け入れるかどうかというところも含めて検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 熊谷君。

○5番（熊谷善行君） それと、先ほど答弁にありましたけれども、やはり破碎することによって破碎機の刃の摩耗とか、それを燃焼するための助燃剤といいますか、薬剤が非常に上がっている。これは、たしか厚生文教委員会の所管事務調査報告にも記載されておりました。そういう意味では、コスト等も比較して、やはり基本的には難しいものはやめていくと、専門業者に任せていくと、そういう方向がいいのではないかと思います。

それから、2つ目の中で、一般廃棄物と産業廃棄物の確認ですね。一般廃棄物の中に産業廃棄物らしきものが混じったりしていることはなかったのですか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

それにつきましては、完全にこれが産業廃棄物であるというふうな確認は取れていないというふうに考えております。ただ、紛らわしい案件はあったというふうには聞いておりますけれども、持ち込んだ方が違うと言われれば、そのように対応するしかないのかなというふうには思っております。

○議長（菊地誠道君） 熊谷君。

○5番（熊谷善行君） 今の、持ち込んだ人が産業廃棄物ではないよと言ったら、それでオーケー、そのものは確認しないのですか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） 目視できると思いますので、目視の段階では判断されているというふうには考えております。

○議長（菊地誠道君） 熊谷君。

○5番（熊谷善行君） 受付のところで目視をして確認しているということですか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

受付のほうで目視で確認されて、一般廃棄物となるか産業廃棄物となるかというところで確認されているというふうに考えております。

基本的に産業廃棄物につきましては、事前に契約を結んだ業者あるいは産業廃棄物での許可を得ている運搬業者等々が搬入されていますので、基本的には産業廃棄物として受け入れる部分については判断できるというふうに思いますけれども、一般廃棄物についてはやはり受付の判断が必要になってくるのかなと思いますけれども、なかなか難しい部分もございますので、全て100%かと言われると、なかなか私もそこははっきりとは言えませんが、基本的には事業者の責任において入れるべきであって、事業者がきちんとルールを守った中で法にのっとって入れるべきだというふうには考えております。

○議長（菊地誠道君） 熊谷君。

○5番（熊谷善行君） やはり最終的には排出する側のモラルとか、いろんなものが関係してくるのだと思うのですけれども、そういう意味では、分別の徹底をお願いする中にも、その辺の廃棄物について触れていたほうがいいのではないかと思います。

3番目ですが、これはいろいろ書いた部分についての、情報はまだいろいろ示されていない、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、これからいろいろ示されてくるのだらうなと思います。私がちょっと聞いた話では、今、町の分別マニュアルでは、プラスチックのバケツとか洗面器とかは廃プラという扱いになっていないのです。そういうのも今後、今、環境省とか経産省で出しているやつには廃プラとして回収しなさいみたいなものが出てくると思うのです。ただ、やっぱりこれらは汚れているとそれを処理しなければならない、また、それらに係ることが生まれてきますので、十分に情報を確認して進めていただきたいと思います。

それで、資源ストックヤードの件なのですが、今のあるD型、以前にも質問しましたがけれども、環境改善の話をしましたけれども、その辺の整備は終わっていますか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

環境整備につきましては、徐々に現資源ストックヤードにつきましては改善されているというふうに考えております。具体的には、照明設備の設置でありますとか、移動式の洗浄機の設置ですとかというような形で、徐々にではありますけれども、改善してきているというふうに考えているところであります。

○議長（菊地誠道君） 熊谷君。

○5番（熊谷善行君） ちょっと気になったこと、聞いたことがあるのですけれども、これはやっぱり分別する側の問題もあるのだと思うのですけれども、廃プラでも基本的にはマニュアルにも書いていますとおり、きれいに洗って分別して出してくださいと。ところが、やっぱり多少なりとも汚れたままの状態のやつが混じっている状況なのか、それらの臭いとか、そういうものを嗅ぎつけて、ネズミが随分出ているというふうに聞いたのですよ。ネズミがそれらのところにたかって殖えると、当然ふんとかも垂れますから、ちょっとあまり環境的

にはよろしくないなと思っているので、やはり徹底してその辺の分別のやり方、出し方とい
いますか、それを再度きちっと周知するべきだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

昨年度来から広報誌を通じまして、ごみの出し方等々に関する周知をしてきたところです。
コロナの影響もございまして、そういった感染症を防ぐためにも、例えばごみ袋については、
満杯に入れないで縛れる程度にして、きちんと縛って出すようにと。それから、なるべく中
の見える袋を使ってほしいというようなことで周知をしてきたところでございますし、議員
ご指摘のとおり、いまだに洗っていない缶ですとか瓶ですとかペットボトル等々の排出は実
際でございます。それらにつきましては、今後、丁寧な周知方法を含めて、紙媒体だけではな
いのですけれども、そのほかに違った情報を提供できる媒体を活用しながら周知徹底に努
めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 熊谷君。

○5番（熊谷善行君） 特に資源ストックヤードで分別の作業をされている方は、たしかハ
ート釧路ですね。障がい者の方々が主立ってやっています。そういうところの環
境が悪いと、ほかに違う影響が出る可能性もありますので、十分留意していただきたい。そ
して、さらには、今言ったようなことを、分別の徹底をいま一度町民に知らせていただきた
いと思います。

以上で終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で5番、熊谷君の一般質問を終わります。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君）（発言席） それでは、通告に従い2件質問をさせていただきます。

まず、1点目ですが、成年後見人制度利用者の権利は適正に保護されるべきではないか、
この点について質問をいたします。

成年後見人制度は、認知症や障がいなどで判断能力が不十分な人に代わり、第三者が財産
管理などを行う制度です。

従来、成年後見人制度を利用した人、いわゆる成年被後見人には、公務員試験の受験など
を制限する法規定「欠格条項」が適用されてきました。

しかし、2019年6月7日、欠格条項を原則削除する一括法が成立したことにより、面接や
試験で個別に適性を判断することとなり、被後見人の公務員試験などの受験機会やその他の
可能性が保障されたのであります。

一方、欠格条項削除に関連する法律が多岐にわたることから、国や地方自治体において削
除が徹底されず、被後見人の権利を奪っている可能性があると言われております。欠格条項の
削除について、本町の実態を把握しているかどうか。また、削除漏れがあった場合、被後見
人の働く権利や社会参加の機会を奪っていることになり、あってはならないことと思うがど
うか。削除漏れにより失われた権利の回復は、どのような形で行うことになるか。

あえて欠格条項を制定する場合、「障害者の権利に関する条例」や「障害者差別解消法」に

抵触しないことはもちろん、障がい者の意見が反映されなければならないとされています。本町において欠格条項をあえて制定した事例があるかどうか。制定した事例がある場合、その理由は何か。そして、その場合どのように障がい者の意見を反映させたか。

以上、伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2番、類瀬議員の成年被後見人制度利用者の権利は適正に保護されるべきではお尋ねについてお答えいたします。

令和元年6月、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されております。この整備法の概要は、成年被後見人等について、欠格条項により資格等を一律に排除する仕組みから、各資格、職務、業務等に適した能力の有無を個別的、実質的に審査し、判断する仕組みに移行させる内容でございまして、議員ご指摘のとおりでございます。

1点目の本町の実態でございますが、整備法の趣旨に基づき改正法が必要とされた条例5本につきましては、令和元年12月定例会でご審議、可決の上、改正させていただきました。

また、規則、訓令につきましても、成年被後見人を欠格条項と規定しているものは、5本ありました。

そのうち、保証人あるいは連帯保証人になれないという規定が2本あります。保証人あるいは連帯保証人については、民法によるものでございまして、整備法では民法は改正されておきませんので、それに基づく保証人あるいは連帯保証人に関する本町の例規の改正の必要はないものと認識しているものであります。

また、3本につきましては、入札参加等の制限でございまして、成年被後見人の方につきましては、民法の規定により契約、いわゆる法律行為が制限されております。また、地方自治法施行令第167条の4第1項第1号では、一般競争入札について、さらには地方自治法施行令第167条の4第11項では、指名競争入札について、一般競争入札の規定を準用し、成年被後見人などの方については契約ができないものとして定めているところでございます。

これらの民法、地方自治法施行令につきましても、整備法による改正はされておらず、入札参加等の制限に係る本町の例規の改正の必要はないものと認識しているものであります。結果、規則、訓令の5本については、法律を根拠として改正しなかったものでありますので、ご理解願います。

2点目の削除漏れの場合の被後見人の権利や社会参加の機会を奪っていることになり、あってはならないことと思うがどうかの質問につきましては、全くそのとおりと思いますが、議員ご質問の整備法による改正については、改正しなければならない条例、規則につきましては、適正に改正したものと考えております。

3点目の削除漏れがあった場合の失われた権利の回復はどのような形で行うこととなるかのお尋ねにつきましては、一般的な対応として、個々の事案によってどういった不利益処分となったのかにもよりますが、その処分を取り消す、その行為をやり直すなどが想定されているところです。いずれにしましても、個々の事案によるものと判断しているところであります。

ます。

後段の、あえて欠格条項を制定する場合、「障害者の権利に関する条例」や「障害者差別解消法」に抵触しないことはもちろん、障がい者の意見が反映されなければならない。本町において欠格条項を制定した事例はあるか。また、その理由は何か。制定事例がある場合、どのように障がい者の意見を反映させたかの点につきましては、今般の規則、要綱において欠格条項を残したものは全て法律に基づいたものであり、本町が法律に反して制度を残したものはありません。そういった理由により本町独自の考えで欠格条項を制定した事例はなく、制定事例がないので、その理由、障がい者の意見等の反映についてもお答えしかねますので、ご理解願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 一括整備法は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由として不当に差別されないよう、地方公務員法なども含め各法律において定められている資格、職種、業務等における成年被後見人等に係る欠格条項その他権利の制限に係る措置を見直すものであります。

町長は答弁の中で、この一括整備法の趣旨に基づき、関連条例等の改正を漏れなく行ったというふうに答弁されました。その改正等を進める中で、最も意識して大切にすることは何であったか伺います。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答えしたいと思います。

整備法につきましては、国の法律に従い欠格条項、資格を一律に排除することから個別に実質的に審査し判断する仕組み、これは法律でございますので、それに従って行ったということでございます。個別に一括して排除されるということが成年被後見人の制度がなかなか進まなかったという要因も、その法律を審議する委員会の中で、国において議論されていたという経過がありますので、そういった成年被後見人の制度が進むように、それに被後見人を選択したことによって、そういった一律排除されないようなノーマライゼーションの仕組みを進めるということが今回の整備法の趣旨だというふうに考えているところでございまして、その趣旨に基づいて条例改正を行ったというのが経過でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） まさにそのとおりであると思います。とすれば、町長の答弁で、入札については地方自治法施行令第167条の4第1項、それから民法第9条、それから地方自治法施行令第167条の4第11項とか、そこが改正されていないという理由で、成年被後見人であることを欠格条項として残しているわけです。確かに法律違反かと言われれば、法律には違反していませんが、例えば逆に「成年被後見人」という言葉を「心身の故障により業務等を遂行できない者」というふうに置き換えることにどれほどの問題があるのか、また、それが法律違反になるのかどうか、それについては、どのようにお考えですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答えしたいと思います。

本町の欠格条項を残している訓令、規則の要綱を見ますと、成年被後見人という言葉そのまま記載しているというのが多いかと思います。一方、国において、また、他の市町村においては、最終的には言っていることは同じなのですけれども、その表現の方法として、例えば法律行為を制限しているものですとか、議員ご指摘の部分につきましては競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の改正規定かと存じ上げますが、この180本の整備法の中の一つでございまして、そういった部分の表現方法もあろうかと思います。

私どもで表現方法の部分につきましては、既存の例規改正の中で、そういった表現がいいのか、どういった表現がいいのかについても議論させていただきましたが、一方で明確にしておいたほうが分かりやすいという表現もありますので、今回は改正しなかったというものでございまして、先ほど申し上げましたノーマライゼーションの考え方、当然推進していかなければならないというふうに考えてございます。国のほうの表現の動向についても注意しなければなりませんと思いますけれども、今回に限っては法律に基づいた表現で、それに基づいては違法性がないものというふうに判断して、既存の例規は改正しなかったということでございますので、ご理解を頂きたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 最終的には結果が同じになる可能性が高いわけですが、要するに門前払いするかしないかという、そういうことだと思うのですね。それが差別につながるのではないか、そうならないようにということで、一括整備法は、この欠格条項の削除ということを決めているわけです。日頃町が示している障がい者差別等に関する姿勢、そういったものの整合性というのは、やはり慎重に考えなければいけない、そういったものであると思います。確かに表現の問題ではあるかもしれませんが、決してその部分を行政として看過してはならないのではないかと思います。

今後、検討されるということでもありましたけれども、個々の案件として申し上げますと、昨年10月に公募された茅沼地区観光宿泊施設の指定管理者、この入札というのは、一般競争入札でも指名競争入札でもありません。プロポーザル方式で入札を実施しているわけです。ご存じのようにプロポーザル方式というのは、まさに個々を審査する、そういった入札の方式でありますから、その部分に関する公募要項なども一括整備法の趣旨を酌んで町が独自に定められる、そういう部分であったかと思いますが、実際にはプロポーザル方式であるにもかかわらず、その部分は排除されている。これまで答弁していただいたように違法ではないと思いますけれども、先ほども答弁の中にあつた競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条第1号に規定する「総務省令で定めるもの」を定める省令のように、公共施設あるいは公共サービスの提供において、ほぼ指定管理と同じ、共通点の多い、そういったものを管理する法律での欠格条項を削除しているということは、課長がおっしゃるように、これは無視できないと思うのですね。

つまり、指名競争入札やプロポーザル方式あるいはプレゼン方式のような個別審査を行う

入札では、条例等の改正によらずとも募集要項等の中で、そういった思想というか、町の考え方というのを表してもいいのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答えしたいと思います。

指定管理者制度につきましては、公の施設の管理運営を株式会社はじめ法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度であり、管理運営内容を適正に履行していただくことを確保する観点から、その参加者の確保について一定の制限をさせていただいているところでございます。

町の指定管理者制度の成年被後見人の方に関わる欠格条項につきましては、民法の法律行為を制限する方、結果的にその方がオーケーであっても契約は結べない、法律行為が日常生活以外は制限されていることは議員ご承知のことかと思いますけれども、そういったことも踏まえると、実際のところ、その方と契約はできないということになりますので、また、そういった趣旨から民法は今回の整備法では改正されなかったことにより、それを準用している町の例規の改正についても必要がないということで、指定管理者につきましては、民法の規定により指定管理者制度の欠格条項を残したということでございますので、ご理解を頂きたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬議員。

○2番（類瀬光信君） 繰り返しになりますけれども、そういった一連の改正に関わる行為や個別の案件について申し上げましたけれども、違法であるというふうには思いません。ただ、そういったことで排除しないということもまた違法ではないのではないかと思いますので、今後これら今回改正されなかった法律がどうなっていくかということがあると思うのですけれども、ぜひ可能な範囲で、法律の許す範囲の中で、結果が仮に同じであったとしても、そういった一律に排除しないのだという姿勢を示すということは、行政として大切なことではないかと思いますけれども、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答え申し上げたいと思います。

今回、民法のほうと、それから地方自治法施行令に基づいて改正しなかったというのは、これまでも繰り返しご答弁申し上げているところでございます。例えば民法で言いますと、先ほど保証人の部分、町長がおっしゃいましたけれども、保証人、それから連帯保証人については、民法の規定で成年被後見人の方にはなれないという規定がございまして、これは成年被後見人の方の財産権を守るという観点が裏にあるかというふうに考えておりまして、それは拡大するべきではないというふうに判断しているところでございます。

一方、議員ご指摘の入札の参加に関わる制限につきましては、個々の事案に一律排除する方式がいいのか悪いのかというのは、いろいろご意見があらうかと思います。その中でもその方々の能力が最大に発揮される業務があるやもしれません。それが一律にこれまで排除されてきた可能性がないのかということは、私も即答しかねるところでございます。

いずれにしても、国の考え、国の法律の改正、先ほども申し上げましたが、ノーマラ

イゼーションの考え方は当然推進していくという障がい者福祉計画の考え方もありますので、国あるいは法律の動向を踏まえまして見極めていきたいというふうに考えておりますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） それでは、2点目の質問に移りたいと思います。

コロナ禍にあえぐ商工業者に効果的な経済支援が必要ではないか。

標茶町では、クラスターの発生はおろか、個々の感染もほぼない状態を維持しています。これはひとえに町と町民による感染防止対策の徹底が奏功した結果であり、称賛に値するものです。

しかし、一方で、感染防止対策を厳格に実行すればするほど、町民の感染防止に真剣に取り組む宿泊業、飲食業、観光業に携わる事業者の経営状況は、現在、最悪の状況となっています。昨夏まで、雪印メグミルク磯分内工場の施設整備が、宿泊と飲食業に好影響を与えていました。また、昨秋、国の経済対策として実施されたGo Toトラベルは、一時的にせよ観光業の業績を回復させましたが、早々と中止となっています。令和3年に入り、感染拡大傾向となったことを受け、国が緊急事態宣言を発動してからは、道内外はおろか町内の人出も激減しています。この状況は、単に当該事業者だけでなく、他の業種にも影響を与えています。コロナ禍となって1年がたちますけれども、町内の商工業者からは、あるいは観光関連業者からは今が一番苦しいとの声が聞かれます。

町としては現状をどう分析していますか。「一件の倒産も出さない」という決意で、これまで以上の経済支援を迅速に行うべきと思いますが、町長の考えを聞きます。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2番、類瀬議員のコロナ禍にあえぐ商工業者に効果的な経済支援が必要ではないかとのお尋ねにお答えいたします。

昨年からはまったコロナ禍による影響は、世界的な規模となっておりますが、本町においては感染防止対策については、町と町民による一体となった取組が効果を発揮しており、一定の評価を頂いているところでございます。

商工業者への支援としましては、昨年4月、地域応援資金の創設、経営応援給付金の支給、5月と6月に「飲食店テイクアウト・配達情報」の配布、7月と11月に感染症拡大防止対策助成金の支給、7月と11月に助け合いしべちゃ応援券の発行、10月には標茶商工会が発行したプレミアム付きお買い物商品券への補助を行い、役場職員による弁当プロジェクトを4月から6月にかけて計11回、2,054個を発注し、現在は弁当プロジェクトの第2弾を12月から継続実施中でございますし、JAしべちゃでも同様の取組をさせていただいております。

初めに、町としては現状をどう分析しているかのお尋ねであります。コロナウイルス感染症の影響に関する実態調査で寄せられた町の経済対策に対しては、「泊まっ得キャンペーンの売上げが8割くらいあった」「助け合いしべちゃ応援券、商品券で非常に助かった」「お弁当プロジェクトで大変助かった」「助け合いしべちゃ応援券、商品券のおかげで例年どおりの営業ができた」「感染対策助成金、経営応援給付金で非常に助かった」「助け合いしべちゃ応

援券、商品券のおかげで売上げが昨年より増えた」といったお言葉を頂いているところです。また、事業者から寄せられた主な心配事、要望としては、「今のところ自己資金で賄っているが、返済のめども立ちにくいので、借入れにはちゅうちょする」「昨年は自己資金や身内からの借金で乗り越えた」「預金を切り崩したり、年金で賄っている」「1月から3月のお客さんがほぼキャンセルとなっている」「商品券の利用がなくなると、お客さんの動きが見えなくなる」「来客数が減少し、宿泊がキャンセルとなっている」「経費が重なるので休みが多くなり、廃業に追い込まれるのではないかと心配している」など、大変苦慮されている状況であると捉えているところであります。

次に、以上の経済支援を迅速に行うべきと思うが、考えを聞くのお尋ねについてですが、先日鈴木議員のご質問にもお答えしましたが、調査結果などを踏まえ、より効果的なものとなるよう、交付金を活用し、実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 町内の商工業者の方々が大変苦勞している状況であるというふうにお答えいただいたわけですが、その状況に関するこの調査というのは、いつの時点の調査ですか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えをさせていただきます。

今回の実態調査につきましては、12月30日に事業者さんに送付いたしまして、1月15日を締切りとして回答を頂いているところであります。ただ、この時点で3割程度の回答しかありませんでしたので、再度郵送いたしまして、1月25日に締切りをいたしまして、最終的な回答率が68.8%というふうになったところでございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 町長の答弁の中でも調査結果を踏まえてということで、るる説明を頂いたわけですがけれども、今のお話ですと、この調査自体は1月15日の時点、そこからたまたま回収率が低いので、1月25日まで延長しているわけですがけれども、国が緊急事態宣言を発動したのは1月11日です。そこから今日まで約2か月時間がたっているわけです。この調査結果自体は大変有意義なものではありますがけれども、国の緊急事態宣言が出てからの期間が長過ぎて、現状の把握ということに、現状と少し実態に乖離があるというふうに思うのですが、担当の方としてはどのように考えますか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えをさせていただきます。

実態調査の内容が、まず前年の12月と昨年の12月の比較、それから4月から12月の前年の比較、それから4月から3月の1年間の前年の比較となっております。緊急事態宣言が出た後も回答を頂いていますので、ある程度その辺の内容を酌んでいただいた内容で回答を頂いているというふうに理解しているところであります。

また、調査以外でも商工会のほうとも連絡は取り合って情報交換をしまして、その話の中では、人が外に出ていなくなっているので集客がなくなって、売上げがないので厳しいというような状況、話は聞いているところであります。ただ、飲食店につきましては、商品券が活用されているということで、それほど落ち込んでいないのではないかと聞いているところであります。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 昨年の応援給付金を給付する過程でもそうだったのですが、結局実際に経営難に直面している方々、あるいはその周辺の方々と、町のほうで思っているそういった方々の状況というのに開きがある。それは去年の時点でも、当初、応援給付金、要するに現金給付は必要ないのだと、無駄になる可能性があるのだと、それよりは借入制度を充実させたほうがいいのだということを町長はおっしゃっていました。ただ、その後、状況の見極めをしていただいて、幸いにも給付金支給にこぎ着けたわけですが、そういった情報収集とか、現状の把握というものを随時行って正確に見極めていかないと、潰れる業者さんも当然出てくると。本議会の始まった3月5日に釧路市は、4月に一律に20万円の給付金を給付するという、それを決定しています。それは、減収に対する補償ではなくて、まさに事業を継続するための、一件も事業者を潰さないのだという、そういった内容で一律の支給というものを決めています。いろんな考え方があると思いますが、今まさに必要なのは、売上げが減ったからそこを補填するとか、前年度との差、さらにその前の年との差とか、そういうことではないのですかね。今まさに年を越せるかどうかという、事業を継続できるかどうかという、そういった瀬戸際に立たされている業種が明らかにあるということです。

そういった意味で、課長から、商工会のほうから例えば情報収集をしているというふうに聞きましたけれども、たまたまシーズンの端境にかかって、そもそもお客さんの少ない、例えばカヌー業者であるとか、それから自転車を貸している業者であるとか、そういった方の話というのを直接には聞いておられますか。どこが苦しいかというのは、そういう意味では想像するのは全然難しくないですが、そういった方のお話というのは直接には聞いておられますか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） 2月の時点で、私もカヌー事業者の方からお話は聞いているところであります。それから、自転車の貸し事業者の方につきましても、直接ではありませんが、大変厳しいのだという話は聞いているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） そうですね。その大変厳しいのだというのは、ちょっとぐらいではないのですよ。本当に食っていけるか食っていけないか、潰れるか潰れないか、そういう状況で非常に逼迫しているということであります。

そういった意味で、先ほどの実態調査の時期、タイミングというか、いつの時点の状況を把握していくかというのも、もちろん日々状況は変わっていますし、緊急事態宣言のような特別なことが起きているわけですから、もっとタイムリーな情報を収集するということに努

めていただきたいと思います。そうした情報をしっかりと把握した上で、商工会であるとか、業界団体の意見もくみ上げて、先ほど紹介した釧路市の例のように、いち早く経営を継続するための支援というものを、その仕組みを構築して一件の廃業、倒産も起きないように、そんなふうにしていただきたいと思います。その件に関して、これはなかなか担当課ではお答えしにくいのかと思いますが、町長はいかがですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今、議員から、昨年の状況からる経過のご指摘を頂いております。

まず1点、確認させていただきたいのですけれども、応援給付金、その創設の過程なのですが、町長は現金給付について必要がないということではなくて、選択肢として融資制度、資金制度のほうがいいのではないかというふうに考えているということでご説明をさせていただいたのかなというふうに思っております。当時は金融機関、商工会関係含めて相談する中で、当時の見通しの中では、こういった経済の悪化については融資制度、そこに対する保証金の補助とか、あるいは利息の減免とか、そういった形が一番効果的であるという、そういうご助言を頂いて、当時はそういう判断をさせていただきました。ただ、議員の皆さんの多くから現金給付のほうが必要ではないかという声を頂きまして、再度検討して資金制度創設に至ったという経過がございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

それから、釧路市の取組のこと、今、議員からご指摘がございました。私も拝見しておりますけれども、減収補填ではなくて事業継続のための20万円だという、そういうことで、報道されておりました。これについては、これまでの本町が取ってきた政策と目的については合致するのかなと。個々の事業体によって損失の額が非常に開きがあるというところでは、損失補償によって経営を継続させるには、あまりにも予算規模の見通しがつかなくなってしまふ。そういったところでは一定額のものにせざるを得ないのかなというふうに考えておりましたし、方向性としてはそういったことで減収補填ではなくて事業継続の方向性ということでこれまでもやってまいりましたし、国の3次補正については、さきの鈴木議員の答弁でも項目について頭出しをさせていただいておりますけれども、今後、さらに積み上げを図っていききたいというふうに考えているところであります。

議員のほうから調査の時点ということでお話がありましたけれども、担当課のほうで12月に取り組んで、そして1月、2度の締切りでやっている、あるいはそれ以降も話を方々から聞いているということでもありますけれども、一つは3月定例会、この議会での皆さんとの議論の中で積み上げをするために一定程度のものを収集しようということで、期限を切って集めております。これまでの経験の中から、では1月25日の締切りからこの間どうなっているのかというのは、悪化しているということは、まさしく火を見るよりも明らかな状況であります。それらを勘案しながら、今後さらに練っていききたいというふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） まさにそういったことで日々情報収集、それから得られた情報から

町内の経営状況の分析を進めて、必要なときに必要な支援が迅速に行われるということ、今回に関して言うと、迅速にというのは非常に大切なことであると思います。

昨年の応援給付金のことに關しては、そういった選択肢の中でどちらがということであったというふうに、今、副町長おっしゃられたわけですが、ただ、その時点での状況が、例えば私たち議員との間では少し差があったという、そういうことが現実にあるわけですから、そういった情報収集と分析というものをとにかく細やかに、そして相手の立場に立った形で進めていただきたい。迅速ということについてお願いして、私の質問は終了いたします。

○議長（菊地誠道君） 以上で2番、類瀬君の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

◎議案第3号

○議長（菊地誠道君） 日程第2。議案第3号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君）（登壇） 議案第3号、標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、国民健康保険の被保険者に対する傷病手当金の支給に関する規定において、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月3日に公布、施行期日は令和3年2月13日ですが、当該改正において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正がされたことに伴い、条文の改正が必要になりましたので条例改正を提案するものです。

なお、本案につきましては、2月17日から2月24日にかけて書面により開催しました標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案による答申をいただいておりますことを申し添えます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の1ページ、及び議案説明資料1ページをお開きください。なお、議案説明資料につきましては、新旧対照表となっておりますので、併せてご参照ください。

議案第3号 標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページをお開きください。

標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険条例（昭和34年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正するものです。

新型コロナウイルス感染症につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2により、新型インフルエンザ等とみなして、法の規定を適用していたところですが、今回の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の改正により、当該法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ

等感染症の定義に新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症が追加されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象となったことから、附則第1条の2は不要になるために削除されることになりましたので、関係条文について改正するものです。改正文に移ります。

第7条の3第1項中「(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス)」を「(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である」に改める。

附則としまして

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の標茶町国民健康保険条例の規定は、令和3年2月13日から適用するというものでございます。

以上で、議案第3号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第3号は原案可決されました。

◎議案第4号ないし議案第5号

○議長(菊地誠道君) 日程第3。議案第4号、議案第5号を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長・伊藤君。

○住民課長(伊藤順司君)(登壇) 議案第4号、標茶町乳幼児等医療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第5号、標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案趣旨並びに内容について、一括してご説明いたします。

本案2件につきましては、令和3年3月から健康保険証としてマイナンバーカードの利用

が可能となりますことから、提示が必要な保険証が複数となり、包括的な表記に改めるため条例改正を提案するものでございます。

議案第4号の内容についてご説明いたします。

議案書の3ページ及び議案説明資料3ページをお開きください。なお、議案説明資料につきましては、新旧対照表となっておりますので、併せてご参照ください。

議案第4号 標茶町乳幼児等医療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町乳幼児等医療費助成事業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。次ページをお開きください。

標茶町乳幼児等医療費助成事業に関する条例（昭和48年標茶町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条中「又は組合員証」を「等」に改める。

附則としまして

この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上で、議案第4号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

続きまして、議案第5号の内容についてご説明いたします。

次ページ及び議案説明資料の4ページをお開きください。なお、議案説明資料につきましては、新旧対照表となっておりますので、併せてご参照ください。

議案第5号 標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。次ページをお開きください。

標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年標茶町条例第30号）の一部を次のように改正するものです。

第7条中「又は組合員証」を「等」に改める。

附則としまして

この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上で、議案第5号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 参考までに伺っておきますが、4号並びに5号のいわゆる「等」に該当する人数、これについては、どの程度とおさえていますか。

それからもう一点は、私は非常に不安に思っているのですが、こういうふうにマイナンバ

一カードがどんどん拡大していく、情報がね。ひも付きになっていくということになると、個人情報の漏洩について非常に不安を持っているんですけど、その点についてはどのような考え、あるいはどのような手立てをお持ちでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

これらの対象となる人数につきましては、実際のところ認定者数をベースになりますと、重度心身障害者医療の部分では170名程度、それから乳幼児医療給付では約300名、ひとり親家庭等では約270名というような、これはあくまでも認定者数でございますけれども、この方たちが全てマイナンバーカードを所有するかというと、そうではないと思いますので、数的にはさらに下がるかなと思っております。

議員ご指摘のマイナンバーカードの不安の部分でございますが、基本的にマイナンバーカードにつきましては基本4情報のみの掲載でございます、住所・氏名・性別・年齢ですので、これら以外の情報等は漏洩はないというふうに国のほうでは言うておりますけれども、国のほうでも情報を一元的に管理するのではなくて、分散して情報を管理するという事になっておりますので、ひも付けでの漏洩はないというふうに考えておりますので、本町としてはその辺も含めて丁寧に説明していきたいと考えております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） それでね、さっき重度身障者、ひとり親のそれぞれの人数が出ましたけれどもこの中で取得している人数というのは出せますか。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

本町において、個別にどなたがマイナンバーカードを取得しているというのを今のところ把握しておりませんので、この方たちが何人いるかというのはちょっとお答えできないという状況でありますので、ご理解いただきたいと思います。

（「わかりました」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより議題2案を一括して採決いたします。

議題2案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第4号、議案第5号は原案可決されました。

◎議案第6号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。議案第6号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第6号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町立病院及び特別養護老人ホームやすらぎ園に勤務している、看護師・准看護師または看護補助員あるいは介護員の夜間勤務に係る手当の待遇改善に資するため、特殊勤務手当のうち、夜間業務手当の額を改正しようというものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書7ページをお開きいただきたいと思います。別冊ですが議案説明資料の5ページの新旧対照表を併せてご覧いただきたいと思います。

議案第6号 標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものです。次のページにまいります。

標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年標茶町条例第5号）の一部を次のように改正する。

夜間業務手当につきましては、条例第10条で額の上限が定められています。

第1号では、看護師または准看護師についてこれまで1回の夜勤で7,000円以内だった額を1万2,000円以内に改正するというものでございます。1万2,000円の額につきましては、管内他の公立病院等の平均額相当に引き上げることとしております。

また、第2号では町立病院の看護補助者、第3号ではやすらぎ園の介護員について、看護師と同様にそれぞれ夜間業務手当の額の上限が定められています。これにつきましては、いずれも5,200円以内を8,900円以内に引き上げるというものでございます。額の算定につきましては、看護師の7,000円から1万2,000円に引き上げた率と同程度引き上げたものでございます。

条文にまいります。

第10条第2項第1号中「7,000円」を「1万2,000円」に改め、同項第2号及び第3号中「5,200円」を「8,900円」に改めるというものでございます。

附則としまして

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに係る特殊勤務手当の支給については、なお従前の例によるというものでございます。

以上で、議案第6号の提案の趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 一つはですね、値上げ幅って言い方していいのかな、かなり率が大いそうですね。この点についてちょっと1回説明をお願いしたいということと、もう一つは会計年度任用職員というのは該当するのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答えしたいと思います。

この上げ幅につきましては、この勤務手当につきましては長いこと改正がなかったということでございまして、今般見直す中で、管内、他の釧路・根室管内の公立病院の平均を出してみましたところ、うちの7,000円よりもはるかに高い、倍以上でしているところもありますし、同程度のところもあります。そういった管内状況の平均額をとったところ、1万2,000円程度が支給されている実態を受けまして、今般見直しをさせていただいたというのが実態でございます。

二つ目のご質問、会計年度任用職員の適用があるかというご質問だったと思いますけれども、ご指摘のとおり会計年度任用職員につきましては一般職の職員の手当を準用している部分もありまして、特殊勤務手当につきましてはまさしく議員ご指摘のとおり準用しているので、会計年度任用職員にもこの手当は支給されるということでございます。

これは令和2年4月1日から適用されています。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） この長いことというのはどのくらいの期間というのを聞きたい。それは、なぜそういうことを言うかといったら今説明をお聞きするまではコロナの対策かなと、あるいはこの職種について人員が不足していると、それで思い切っただけかなと思ったけど、他と比較して長いこと安く使っていたと、平たく言えばね。そういうことなので、長いことってどのくらい、なんでそういうことが起きちゃったのかそのことを…… 反対しているわけではないんですよ、大賛成なんですけど、どうしてそういううっかりしたことが起きちゃったのかなと、原因を聞きたいと思うのですが。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） うっかりしていたわけではないのですが、現行の特殊勤務手当に関する条例につきましては、平成11年に全面改正、これは行革等の考えもあったのですが、平成11年に全面改正をしております、現行の項目になっているかと思います。

正直申し上げまして、額が今の額7,000円がいつからというのは、大変申し訳ございません、

今手元の資料がないのですけれども、11年のときには看護師でいいますと6,800円でしたので、その後いくらか改正はあったということでございますが、定期的な、毎年調査をしてそれを手当に反映させるということはしてこなかったと思います。

それが、なんでよという話になると大変申し訳ございませんが私もここで答えを持ち合わせておりませんが、今般、そういった手当を改善することによって、一方では看護師の不足、介護員の不足等も指摘されておりますので、そういった部分に結果として資することができればというのも、原課からは出ておりますので、今回改定をさせていただいたという経過がございますので、大変申し訳ございませんがなぜ改定しなかったのかという理由についてはすぐにはお答えできませんことをご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） これ、夜間業務ですから相当厳しい労働条件だったと思うんですよ。だからそういう職種に就かれている方に対して長いこと改正してこなかったという反省、やっぱりすべきだと思うんですよ。これ意見ですから。これどうですか、そういう議論があったかという、悪かったなというような。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

詳しい経過については資料ではわからないという担当課長から答弁したとおりなんですけど、さらに議員から長い間改正をしなかったことに対する反省というような、そういうお尋ねでございます。

これまでの経過の中で悪く言ってしまうと、安く使っていた、そのとおりのかもしれないのですけれども、社会情勢であるとかあるいは周辺の状況とかそういったことを鑑みながら見直しについては考えてきたというふうに思っております。その中でこれについてはそのままだったと。総務課長のほうから今回について管内情勢の平均値を算出して、それに近づく形でという答弁がありましたが、先ほどの答弁にもありましたように、今の本町と同じ水準と同じところも中にはあるというところでもあります。ですから、同水準のところもあるというところでは、いわゆる行革の発想を持ちながら改正にいたらなかったのかなというふうに思います。

私たちが安く使っていると職員から言われることがないように、それについては今後についても留意してまいりたいというふうに思いますけれども、これも人件費総額の中で簡単にはいかないケースも中にはあるのかな、あるいは多いのかなというふうに思っておりますけれども、全体的なバランスの中で考慮していくべきものというふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第6号は原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第7号ないし議案第8号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。議案第7号、議案第8号を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君）（登壇） 議案第7号、標茶町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第8号、標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての提案趣旨並びに内容について、一括してご説明いたします。

本案2件につきましては、従来から印鑑登録証明書の交付等については、都度、交付申請書に登録されている印鑑を押印していただくこととしておりましたが、紛失などの防止や登録印鑑の照合誤りなどの回避等、窓口での交付業務を効率的に行うためカード型の印鑑登録証による交付及び申請方法に変更したいことから、関係する条例の条文の改正が必要になりますので条例改正を提案するものでございます。

議案第7号の内容についてご説明いたします。

議案書の9ページ、及び議案説明資料6ページをお開きください。なお、議案説明資料につきましては、新旧対照表となっておりますので併せてご参照ください。

議案第7号 標茶町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページをお開きください。

標茶町印鑑条例の一部を改正する条例

標茶町印鑑条例（平成12年標茶町条例第16号）の一部を次のように改正するものです。

印鑑登録の申請において委任する場合においても印鑑が必要となるため、第3条ただし書き中「登録をうけようとする印鑑を押印した」を削るものです。

次に適切な用語に改めるため、第4条第1項中「及び」を「又は」に改めるものです。

次に適切な用語に改めるため、「及び」「新たに」二つの条を加えるため、第6条第1項中「及び」を「又は」に改め、同条の次に次の2条を加えるものです。

新たな条につきましては、印鑑登録証の交付及び再交付の規定を加えるものでございます。

(印鑑登録証の交付)

第6条の2 町長は、前条の規定により印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けた者(以下「印鑑登録者」という。)に対し印鑑登録証を交付する。

(印鑑登録証の再交付)

第6条の3 印鑑登録者は、印鑑登録証が著しく汚染又は毀損した場合に限り、申請により印鑑登録証の再交付を受けることができる。この場合、印鑑登録証再交付申請書に当該登録証を添えなければならない。

次に、法に基づく届出、委任による住民基本台帳の記録に変更があった場合に、届出を求めないことができることとするため、第7条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、同項を同条とするものでございます。

次に、登録印鑑を廃止する場合に印鑑登録証の提出を加えるため、第8条各号列記以外の部分中「を」を「に印鑑登録証を添えて」に改め、同条に次のただし書きを加えるものです。

ただし、印鑑登録証を紛失したときは、印鑑登録証を添える必要はない。

次に、印鑑登録証の明示及び適切な表現に改めるため、第8条第2号中「印鑑」の次に「又は印鑑登録証」を加え、同条第3号中「き損」を「毀損」に改めるものです。

次に、適切な表現に改めるため、第9条第1項中「町長は、」の次に「印鑑登録者が」を加え、同項第2号中「失そう宣告を受けたとき。」を「町外に転出したとき。」に改め、同項第3号中「町外に転出したとき。」を「失踪宣告をうけたとき。」に改めるものです。

次に、印鑑登録証を明示させるため、第10条第1項中「印鑑登録者は、」を「印鑑登録者が」に改め、「するときは」の次に「、当該印鑑登録者又はその代理人が」を加え、「より」を「印鑑登録証を添えて」に改めるものです。

次に、既存の規定を用いることとしたため、第11条第1項中「次の各号」を「第6条第3号から第6号」に改め、同項各号を削るものです。

次に、改められた条、また、内容を適用させるため、第12条中「第7条第1項、」を「第6条の2、第6条の3及び」に改め、「及び第10条第1項」及び「登録している印鑑を押印した」を削るものです。

次に、標茶町手数料徴収条例に印鑑登録証の交付手数料を規定するため、第14条中「証明」の次に「及び印鑑登録証の交付」を加えるものです。

次ページをお開きください。

附則としまして

(施行期日)

1 この条例は、令和3年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の条例に基づき印鑑の登録を受けている者は、この

条例の施行の日において、この条例の相当規定に基づき登録されたものとみなす。

(準備行為)

3 この条例の施行に関して必要な手続きその他の準備行為は、附則第1項に掲げる施行の日前においても行うことができるというものでございます。

以上で、議案第7号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

続きまして、議案第8号の内容についてご説明いたします。

次ページ及び議案説明資料10ページをお開きください。なお、議案説明資料につきましては、新旧対照表となっておりますので、併せてご参照ください。

議案第8号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページをお開きください。

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例

標茶町手数料徴収条例（平成12年標茶町条例第5号）の一部を次のように改正するものです。

議案第4号での内容説明で申し上げましたとおり、印鑑登録証に関する手数料を加え、併せて既に存在しない証明を削除するため、別表第2項中、「(13) 身分に関する証明、1件につき300円、(14) 生存又は死亡の証明、1件につき300円、(15) 家族親族に関する証明、1件につき300円」を「(13) 印鑑登録証の再交付手数料、1件につき200円、(14) 身分に関する証明、1件につき300円」に改め、同項中第16号を第15号とし、第17号を第16号とし、第18号を第17号とする。

附則としまして

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の別表第2項第13号の規定については、令和3年12月1日から施行するというものでございます。

以上で、議案第8号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

質疑は議案ごとに行います。

はじめに議案第7号、ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第7号の質疑を終了いたします。

次に、議案第8号の質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

議案第8号の質疑を終了いたします。

以上で、議題2案の質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより議題2案を一括して採決いたします。

議題2案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第7号、議案第8号は原案可決されました。

◎議案第9号

○議長(菊地誠道君) 日程第6。議案第9号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長(石塚 剛君)(登壇) 議案第9号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、標茶町介護保険条例の一部を改正する条例案で、令和3年4月1日から取り組む、第8期介護保険事業計画の事業期間が令和3年度から令和5年度の3年間となることから、保険料率の適用期間及び保険料等の改正を提案するものです。

以下、内容について説明申し上げます。

議案書15ページ、議案説明資料11ページをお開きください。なお、議案説明資料については新旧対照表となっております。

議案第9号 標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにまいります。

標茶町介護保険条例の一部を改正する条例

標茶町介護保険条例(平成12年標茶町条例第25号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項は、第8期介護保険事業の保険基準段階6万7,100円をもとに、介護保険法の施行令に基づく内容の改正となります。

第7条中「令和元年度から令和2年度における」を「令和3年度から令和5年度における」に改め、同条第1号中「2万600円」を「3万3,500円」に改め、同条第2号中「3万4,300円」を「4万2,200円」に改め、同条第3号中「4万8,000円」を「5万300円」に改め、同条第4号中「6万400円」を「5万9,000円」に改め、同条第5号中「6万8,700円」を「6万7,100円」に改め、同条第6号中「8万5,800円」を「8万3,800円」に、「(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規

定する特別控除額を控除して得た額」を「をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等にかかる所得が含まれている場合には、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、令第22条の2第2項に規定する租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から同条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」に改め、同条第7号中「9万2,700円」を「9万500円」に改め、同条第8号中「10万3,000円」を「10万600円」に改め、同条第9号中「12万200円」を「11万7,400円」に改め、同条に次の3項を加えるというものであります。

第2項から第4項までは、各保険料段階について本町独自の施策に基づく保険料について、読み替え規定を設けているものです。

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万100円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「2万100円」とあるのは、「3万3,500円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「2万100円」とあるのは、「4万6,900円」と読み替えるものとする。

附則といたしまして

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第7条の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるというものでございます。

以上で、議案第9号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第9号は原案可決されました。

◎議案第10号ないし議案第13号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君）（登壇） 議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和3年1月25日に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和3年厚生労働省令第9号）が公布されたことに伴い、市町村の条例で定めることとされている基準 について、高齢者虐待防止のための措置、・ハラスメント対策の強化、感染症や災害の発生時における必要な介護サービス提供体制の構築等について、省令に基づき、所要の改正を行うものであります。

なお、議案第11号、議案第12号、議案第13号の改正内容につきましても、改正趣旨が同じであることから、共通する改正内容につきましては、最初に説明させていただき、個別の条文の説明の際には、詳細な説明を省かせていただきます。

一つ目として、高齢者の虐待の防止のための措置であります。

改正の内容といたしましては、1点目は、虐待の防止のための検討委員会の設置の義務付け、また委員会の開催について、テレビ電話装置等の活用を可能とするものです。

2点目は、介護事業者等に虐待防止のための指針の整備を義務付けるものです。

3点目は、介護サービス事業者等の従業員に対する研修の定期的な実施。

4点目として虐待の防止を適切に行うための担当者を置くことの義務付けであります。

次に、二つ目として、ハラスメント対策の強化です。

これは、すべての介護サービス事業者に対し、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を求めるものとなっています。

三つ目として、感染症の予防及びまん延防止に関する対策の強化であります。

1点目といたしまして、感染症対策に関する委員会の設置の義務付け、また委員会の開催におけるテレビ電話装置の活用に係る規定の追加。

2点目として、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備。

3点目として、感染症の予防及びまん延防止のための研修や訓練の実施に関する規定の追加であります。

四つ目として、業務継続計画の策定についてであります。感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、あらかじめ計画を作成し、研修の実施や訓練等について義務付けるものです。

議案第10号の説明に移ります。

議案書18ページ、議案説明資料14ページをお開きください。

標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものであります。

本案につきまして、同様の改正内容で改正箇所が多岐に渡るため、議案説明資料の新旧対象表により説明させていただきます。

議案説明資料14ページをご覧ください。

新旧対象表であります。右側が改正前、左側が改正後となっており、改正後の内容について説明させていただきます。

14ページ、第3条第4項については、新たに人権擁護及び虐待防止について必要な体制の整備及び職員への研修実施についての規定の追加になります。

第5項については、介護関連データの収集や活用についての推奨について規定したものです。

第6条から第40条の2までは、定期巡回・随時対応型訪問型介護に関する改正となります。

15ページをご覧ください。

第6条第5項各号については、各号に定める事業所等が、第47条第4項各号に規定されたことによる参照条文を追加するものです。

16ページをご覧ください。

第31条第8号については、事業所の運営規定に虐待防止のための措置に係る規定の追加を求める改正であります。

第32条第5項については、ハラスメント対策の規定の追加。

次ページ、第32条の2は、業務継続計画の策定に関する規定の追加。

第33条第3項については、感染症の予防等に関する規定の追加になります。

18ページをご覧ください。

第34条に第2項を追加し、重要事項説明書の閲覧方法の追加により、掲示に代えることができる規定の追加であります。

第39条、テレビ電話等による会議について、利用者の同意を得たうえで認めるものです。

第40条の2については、虐待の防止に関する規定の追加であります。

第47条から第59条までは、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護・看護に係る改正で、20ページをご覧ください。

第47条第1項第1号及び第3号については、オペレーターの配置基準の緩和について、第3項以降に新たに追加するため、ただし書き以下を削除するものです。

同第3項から第7項については、オペレーターの配置基準の緩和について新たに第3項から第7項として条文の構成を整えるものです。

22ページをご覧ください。

第55条第8号については、虐待防止のための措置を運営規定に定める規定の追加になります。

第56条については、オペレーターの配置基準を緩和するものです。

次ページにまいります。

第57条第2項については、サービス付き高齢者向け住宅における適正なサービス提供の確保について規定したものです。

第59条については、参照条文の整理となっております。

第64条から第80条までは、認知症対応型共同生活介護に係る改正になります。

24ページをご覧ください。

第64条については、省令改正による略称を本体事業所とするものです。

25ページです。

第65条については、参照条文の追加。第66条については、管理者の配置基準について、柔軟な対応を可能とする改正になります。

26ページをご覧ください。

第73条第10号については、事業者の運営規定に虐待の防止の措置に関する事項を追加するものです。

第80条については、準用条文の整理となっております。

第82条から第108条までは、小規模多機能型居宅介護に係る改正になります。

27ページをご覧ください。

第82条第6項について、人員配置基準の見直しを行うものです。

第83条第3項については、参照条項の整理となります。

28ページにまいります。

第87条は、会議についてテレビ電話装置の活用を可能とするものです。

第100条第10号については、事業所の運営規定に、虐待防止措置に関する規定を追加するものです。

29ページにまいります。

第101条第2項については、過疎地域における効率的な運営のため、一時的な定員の超過について市町村が認めた場合に限り、一定期間について報酬の減算を行わないとするものです。

第108条については、参照条項の整理であります。

第110条から第128条までは、認知症対応型共同生活介護に係る改正となります。

30ページにまいります。

第110条については、夜間の職員体制の緩和や計画作成者配置基準の緩和についての改正になります。

32ページにまいります。

第111条及び第113条については、グループホームのユニット数及び管理者の弾力的な運用を可能にするための改正であります。

第117条第7項については、テレビ電話等の活用を新たに追加し、第8項ではみずからの評価に加え、外部評価及び公表に関する規定を追加しています。

33ページにまいります。

第121条については、第111条の改正により、管理者の兼務制限を除外するものです。

第122条については、運営規定に虐待防止措置に関する事項を定める規定の追加になります。

34ページにまいります。

第123条第3項は、従業員の研修受講について、必要な措置を求める規定の追加、第4項については、ハラスメント防止に関する規定の追加となっています。

第128条については、準用規定の改正及び読み替え規定の改正となります。

第138条から第149条までは、地域密着型特定施設入居者生活介護に関する改正になります。

35ページをご覧ください。

第138条第6項第1号では、会議等におけるテレビ電話装置の活用についての規定の追加。

36ページにまいります。

第146条第4項については、研修受講義務について、必要な措置を求める規定の追加、第5項ではハラスメント防止に関する規定の追加となっています。

第149条については、準用規定の改正及び読み替え規程の改正となります。

37ページです。

第151条については、栄養士の配置基準の緩和を行う改正となります。

39ページにまいります。

第157条第6項第1号については、事業者の行う会議における、テレビ電話装置の活用を追加しています。

第158条第6項については、事業者の行う会議等におけるテレビ電話装置の活用及び活用への同意についての改正になります。

40ページにまいります。

第163条の2については、栄養管理を計画的に行うことを求める改正です。

第163条の3についても、口腔衛生の管理を計画的に行うことを求める改正となります。

40ページです。

第169条第3項、従業員の研修受講義務について、必要な措置を求める規定の追加、第4項については、ハラスメント対策の強化に係る規定の追加となっています。

41ページにまいります。

第171条については、感染症の予防及びまん延対策に関する規定を追加しています。

42ページにまいります。

第175条については、施設の事故の防止に係る委員会の開催について、テレビ電話装置の活用についての規定の追加及び担当者の配置を義務付けるものです。

第177条については、準用規定の改正及び読み替え規定の改正となります。

第180条から第189条までは、「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に係る改正で、43ページの第180条については、人員基準の改正及び感染症等の対策のため個室化を進める観点からユニット型個室的多床室を新たに設置することを禁止するものです。

44ページにまいります。

第182条第8項第1号については、身体的拘束等の委員会の開催について、テレビ電話装置の活用について追加するものです。

第187条第4項については、研修受講義務について、必要な措置を求める規定の追加、第4項については、ハラスメント対策強化に係る規定の追加となっています。

45ページにまいります。

第189条は、準用規定及び読み替え規程の改正となります。

46ページにまいります。

第202条については、小規模多機能型居宅介護に係る、準用規定及び読み替え規程の改正となります。

第213条から第221条については、「地域密着型通所介護」に関する改正で、47ページ、第214条第3項については、従業員の研修受講義務について、必要な措置を求める規定の追加、第4項については、ハラスメント対策強化に係る規定の追加となっています。

第216条第2項については、災害対策等の訓練において、地域住民の参加及び連携等に努める努力義務を追加するものです。

48ページにまいります。

第217条第2項については、感染症の予防対策の強化に関する規定の追加となります。

49ページにまいります。

第221条、第221条の3については、準用規定及び読み替え規程の改正となります。

第235条から第239条は、「療養通所介護」に関する改正で、51ページにまいります。

第239条については、準用規定及び読み替え規程の改正になります。

第240条を新設し、地域密着型サービス事業において作成・保存され、紙で保存される書面の類いについて、当該書面に代えて電磁的記録により行うことができる規定を追加するものがあります。

附則といたしまして

平成36年3月31日を令和6年3月31日に改正するものです。

54ページまでお進みください。

附則といたしまして

この条例の施行期日については、令和3年4月1日とするものです。

附則第2項では、虐待防止に係る経過措置、第3項では、業務継続計画の策定に係る経過措置、第4項では、感染症の予防及びまん延の防止のための経過措置、第5項では認知症に係る基礎的な研修受講に関する経過措置、第6項では、栄養管理に係る経過措置、第7項では、口腔衛生に係る経過措置、第8項では、指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置、第9項では、事故発生の防止及び

発生時の対応に係る経過措置、第10項及び第11項では、ユニットの定員に係る経過措置について、経過措置期間をこの条例の施行の日から令和6年3月31日までとするものです。

以上で議案第10号の説明を終わります。

次に、議案第11号について説明いたします。

議案第11号は、標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正趣旨については、議案第10号と同様のため省かせていただきます。

内容説明につきましては、議案第10号同様に、議案説明資料の新旧対象表により説明させていただきます。

議案書45ページ、議案説明資料59ページをお開きください。

議案説明資料に沿ってご説明いたします。

第3条に第3項及び第4項を追加し、第3項では、虐待の防止に係る規定の追加、第4項については、地域密着型介護予防サービスの提供にあたり、介護関連情報及びその他の情報について、有効活用を求めたものとなります。

第8条については、施設の略称を「本体事業所等」として定めるものです。

61ページをご覧ください。

第10条については、管理者の配置基準について、人材の有効活用を図る観点から、管理上支障のない場合は、他の事業所に従事することを可能とするものです。

第27条から第39条までは、「介護予防認知症対応型通所介護」の改正で、62ページをご覧ください。

第27条第10項については、事業所の運営規定に虐待防止に関する措置に関する事項を定める規定を追加するものです。

第28条第3項については、従業員への研修の義務付けについての規定を追加したものです。さらに第4項を追加し、ハラスメント対策の強化に関する規定の追加をしております。

新たに第28条の2を追加し、業務継続計画の策定の規定を追加しています。

63ページをご覧ください。

第30条第2項を追加し、災害対策の訓練について、住民の参加が得られる努力義務を追加しています。

第31条については、第2項第1号から第3号までを新たに追加し、第1号では、会議や多職種連携におけるテレビ電話等のICTの活用についての規定を追加しています。第2号及び第3項については、感染症の予防等に関する規定を追加しています。

64ページをご覧ください。

第32条については、第2号を追加し、運営規定等の啓示について、事業者の負担軽減と利用者の利便性の向上の観点から掲示以外の方法についても可能にするものです。

第37条の2を追加し、高齢者虐待の防止についての規定を追加しています。

第39条については、会議等におけるテレビ電話等のICTの活用及びICT活用における

利用者の同意についての規定を追加しています。

65ページにまいります。

第44条については、人員の配置基準の改正が必要となったものです。

67ページにまいります。

第45条第3項については、参照条項の改正です。

第46条から第65条は、「介護予防小規模多機能型居宅介護」に関する改正で、第49条については、会議等におけるテレビ電話等のICTの活用及びICT活用における利用者の同意についての規定を追加しています。

68ページにまいります。

第58条に第2項を追加し、過疎地域等において、地域の実情に応じ、効率的な運営に必要であると市町村が認めた場合に、人員・基準を満たすことを条件に登録定員を超過した場合に、一定期間報酬減産を行わず、登録定員及び利用定員を超えることを可能とする規定を追加するものです。

第64条第2項第8号については、語句の整理による改正になります。

69ページにまいります。

第65条第1項については、省令の改正により、新たに準用することとなった事業について改正する規定の整理、および後段部分につきましては、読み替え規程の改正及び整理となります。

第71条から第87条は、「介護予防認知症対応型共同生活介護」に係る改正で、70ページにまいります。

第71条第1項については、認知症グループホームの夜勤体制について、職員の負担に考慮しつつ、人材の有効活用を図る観点から、夜勤体制の緩和について改正するものです。

第5項については、語句の整理、第9項を新設し、複数事業所での人材の有効活用を行いながら、地域の特性に応じた認知症グループホームの確保に関する規定の追加となります。

72ページにまいります。

第72条第2項を新たに追加し、地域の実情に応じた、認知症グループホームの確保という観点から、管理者についても配置基準の緩和を図る改正となります。

第74条第1項については、認知症グループホームのユニット数の弾力化を図る改正となっています。

第78条第3項第1号については、会議等におけるICTの活用を可能とする改正になります。

第79条については、語句の整合性を図るための改正となります。

73ページにまいります。

第81条第3項については、事業者の従業員に対し、研修受講に関する必要な措置を講じるための規定の追加になります。

また、第4項を追加し、ハラスメントの強化に係る措置を追加しています。

74ページにまいります。

第86条については、準用条項の整理および読み替え規定の整理となります。

第87条第2項については、介護予防認知症対応型共同生活介護の評価についての改正で、第1号で、外部の評価、第2号では、評価の方法として、第39条第1項の準用規程を追加するものです。

75ページにまいります。

第91条については、電磁的記録に関する規定を新たに追加し、事業所において、作成または保存される書面等について電磁的記録による保存を可能とすることとしたもので、第2項については、サービス提供について、交付、説明、同意、承諾等、書面で行うこととされている規定されているものに関し、承諾の上電磁的記録によることを可能とする規定の追加になります。

附則といたしまして

第1項では、施行期日を令和3年4月1日とするものです。

第2項では、虐待の防止に係る経過措置

第3項では、業務継続計画の策定等に係る経過措置

第4項では、感染症の予防及びまん延防止のための措置に係る経過措置について、いずれも経過措置期間を令和6年3月31日とするものです。

第5項については、認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置について、前3項と同様の期間における読み替え規程となっています。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

次に、議案第12号についてご説明いたします。

議案第12号は、標茶町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに標茶町指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正で、改正趣旨については、議案第10号と同様のため省かせていただきます。

本案につきましても、議案説明資料の新旧対象表により説明させていただきます。

議案書60ページ、議案説明資料79ページをお開きください。

議案説明資料により説明させていただきます。

議案説明資料79ページをご覧ください。

第4条に第5項、第6項を新たに追加し、第5項では、高齢者虐待の防止に関する規定を追加しています。第6項では、PDCAサイクルの推進や情報収集及びその活用についての規定を追加しています。

第20条第2号は、語句の整理、第6号は、運営規程への虐待防止に関する措置について規定することを定めることを追加するものです。

80ページをご覧ください。

第21条に第4項を追加し、ハラスメント対策の強化に規定を追加するものです。

第21条の2を新たに追加し、業務継続計画の策定に関する規定を追加しています。

第23条の2を新たに追加し、感染症の予防等に係る措置のについての規程を追加しております。

81ページです。

第24条第2項を新設し、重要事項説明書の掲示のほか、事業所の労力削減や利用者の利便性の向上を図る規定の追加になります。

第29条の2を新設し、指定介護予防支援事業者における虐待の防止等に関する規定を追加したものです。

第33条第7号については、語句の整理、第9号については、会議等におけるテレビ電話装置の活用を可能とするものです。

82ページをご覧ください。

第8章雑則を新たに追加し、第36条として、介護サービス事業者における、諸記録の保存等について、電磁的記録による保存を可能とするものです。

附則といたしまして

施行日を令和3年4月1日とし、第2項で、虐待防止に係る経過措置、第3項で業務継続計画の策定等に係る経過措置、第4項では、感染症予防及びまん延防止のための措置に係る経過措置を規定し、いずれも経過措置期間を令和6年3月31日とするものであります。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

次に、議案第13号についてご説明いたします。

議案第13号は、標茶町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正で、改正趣旨については、議案第10号と同様のため省略させていただきます。

議案説明資料の新旧対象表により説明させていただきます。

議案書68ページ、議案説明資料86ページをお開きください。

第3条に第5項、第6項を新たに追加し、第5項では、虐待の防止等に関する規定の追加、第6項では、PDCAサイクルの推進や情報収集及びその活用についての規定を追加しています。

第6条第2号は、質の高いケアマネジメントを推進する立場から、ケアマネジメントの中立性を確保するため、同一事業所のサービス提供割合について、利用者に対し説明を求める規定の追加になります。

87ページにまいります。

第15条第9項については、会議等において、テレビ電話装置の活用を可能とする規定の追加になります。また、新たに第20号の2を追加し、訪問介護事業者を事業所単位で抽出し、点検・検証の仕組みを新たに追加するものです。

88ページをご覧ください。

第21条に第4項を追加し、ハラスメント対策の強化についての規定を追加しています。

新たに第21条の2を追加し、業務継続計画の策定に関する規定を追加しています。

89ページにまいります。

第23条の2を追加し、感染症の予防等に関する規定を追加しています。

第24条に第2項を追加し、利用者の利便性の向上や、事業者の負担軽減の観点から、運営

規定の掲示のほか、閲覧可能な形で備えおくことを可能としたものです。

90ページをご覧ください。

第29条の2を新たに追加し、高齢者の虐待の防止等に関する規定の追加をしたのもです。新たに第7章雑則を追加し、第33条として、居宅介護支援事業所で作成・保存される書類等について、電磁的記録等による方式により行うことを可能とするものであります。

附則といたしまして

施行期日を令和3年4月1日とするものであります。

第2項では、虐待防止に係る措置についての経過措置。

第3項では、業務継続計画の策定に係る経過措置。

第4項では、感染症の防止及びまん延防止に係る経過措置について規定しています。

なお、附則第2項から第4項までの経過措置期間については令和6年3月31日までとするものであります。

以上で、議案10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号の提案趣旨及び内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

質疑は議案ごとに行います。

はじめに、議案第10号、ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 例えば、虐待に関してなんかは、はじめて目にする内容なんですけれど、これは10号に限らず全般に渡ることなんですけど、どのように介護の事業所にこれを徹底していくのか。施行がもう迫っていますよね。どのように徹底していくのか、どういう方法でやっていくのか、ちょっと聞かせてもらえますか。

それからもう一つ、これいろいろ一部改正になっていますけれど、実際に本町で提供できていないサービスも入っているんじゃないかと思うんですけどね、それはどういう内容のものなのかというのを知りたいなと思ひまして。

それから説明資料の25ページなんですけども、平たく言うと柔軟な対応と書いてありますけど、例えば夜間の業務、当直といいますか、2名のところを3名にできるよというような意味のことですか。そしてその必要性というのもちよつと教えていただきたいなと。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えします。

どうやって説明するのかという最初のご質問でありましたが、今考えておりますのは、議会が終わって、この条例案が可決された折にはですね、まずは町内にある介護事業者に集まっていだいて、今般、改正内容が多岐にわたっておりまして、それぞれについて説明をし、理解をしてまずは準備をしていただきながら、最終的な経過措置期間としては令和6年までございますので、その中で虐待防止のための措置を重要事項説明書と言っはいるんですけ

れど、各事業所の規定の中に盛り込んでいただきたいというお願いをしていこうと思っております。

それから２点目の本町の提供事業所というところかなというふうに思ってお答えをいたします。本町の中には居宅介護サービス事業所、グループホーム、それからデイサービス等の介護事業所がございます。各種設備の基準の条例については、それ以外の物もできてから作るのでは遅いので、最初からこういうふうにならしていくという国の考え方の中で整備を行っているものであります。

夜間業務の考え方でございますが、これについては今回の条例改正の中では基本的に緩和をするという考え方で国の基準が改正されております。例えば人員的に余裕があって、建物が別棟ではなく、同じ棟の中で１階と２階であるとか、そういうところである程度余裕があればその部分は緩和してもいいという考え方でありまして、議員のほうから２名を３名にするというようなことでありましたが、その逆でありまして、例えば２名を１名にするとかという緩和の方法での改正となっております。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○８番（深見 迪君） 最後のご答弁なんですけどね、現場の事業所では１番苦労してきたところだと思うんですね。保険者としては、そういう緩和がサービスそのものを弱めることにならないだろうか、無理させることにならないだろうかという疑問も持っているんですよ。その点はどうなんでしょうかね。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、ある意味緩和をするということは一人でたくさんの人数を受け持たなくてはならないということも当然、想定されます。ただ、今回の趣旨というのは人員的な余裕がある場合に緩和ができるというところでありまして、地域全般で専門職が少ない中でどうやってやり繰りをしていくかというところでは、ある程度余裕があればそういうようなことも緩和をして、基準を緩和することで、より多くの人を受け入れサービスを提供していきたいという考え方のもと改正になっているというふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第10号の質疑を終了いたします。

次に、議案第11号の質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○８番（深見 迪君） これは、質問があるというよりもちょっとレクチャーして欲しいなという内容なんですけど、68ページ、これ13号か。失礼しました。また、13号で質問します。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第11号の質疑を終了いたします。

次に、議案第12号の質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第12号の質疑を終了いたします。

次に、議案第13号の質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

議案第13号の質疑を終了いたします。

以上で、議題4案の質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより議題4案を一括して採決いたします。

議題4案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号は原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時19分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第14号

○議長（菊地誠道君） 日程第8。議案第14号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第14号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、今日的な行政課題や施策の推進、また事務改善委員会からの提言も

あり、業務の円滑な遂行をもって住民サービスの向上を図るため事務分掌の一部を改正したいというものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書77ページをお開きいただきたいと思います。併せて別冊ですが議案説明資料94ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

議案第14号 標茶町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町事務分掌条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものでございます。

次のページにまいります。

標茶町事務分掌条例の一部を改正する条例

標茶町事務分掌条例（平成15年標茶町条例第14号）の一部を次のように改正する。

総務課の事務分掌にデジタル化の推進に関することを加えるものです。これは光回線の敷設後を見越し、町内の情報化を促進するために事務分掌に明記するものです。条文にまいります。

第2条総務課の項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4） デジタル化の推進に関すること。

続いて、企画財政課ですが、自主財源の確保と町内経済活性化を目的とし、企業版もあわせ、ふるさと納税を推進していくため事務分掌に明記するものです。条文にまいります。

第2条企画財政課の項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8） ふるさと納税に関すること。

続きまして、管理課ですが、これまで建設課で担っていた契約事務の総合調整に関する事務について、管理課の事務分掌とするものです。条文にまいります。

第2条管理課の項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 契約に関すること。

最後に、建設課ですが、これまで管理課で担っていた町営住宅の事務について、建設課の事務分掌とするものです。条文にまいります。

第2条建設課の項に次の1号を加える。

（5） 町営住宅に関すること。

附則としまして

この条例は、令和3年4月1日から施行するというものでございます。

以上で、議案第14号の提案の趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第14号は原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時25分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第15号

○議長（菊地誠道君） 日程第9。議案第15号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君）（登壇） 議案第15号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、標茶町予防接種健康被害調査委員会設置条例の新規制定であります。

今後、始まる新型コロナウイルスワクチンの予防接種に向けて、ワクチン接種後の副反応により健康被害が発生した場合の調査等につきまして、委員会の位置づけをより明確化する必要があるとの判断に至り、要綱を廃止し、新たに設置条例として提案するものであります。

なお、本提案に関連し、本条例で規定する委員の報酬等についても、定める必要があることから、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の改正についても、附則において規定させていただいております。

議案書79ページ、議案説明資料96ページをお開きください。

なお、議案説明資料は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表となっております。

議案第15号 標茶町予防接種健康被害調査委員会設置条例の制定について

標茶町予防接種健康被害調査委員会設置条例を別紙のとおり制定するというものであります。次ページへまいります。

標茶町予防接種健康被害調査委員会設置条例

第1条は、設置する委員会の目的と位置付けを規定するものであります。

条文にまいます。

(設置)

第1条 予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定に基づいて、町長が実施する予防接種（以下「予防接種」という。）により発生した健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、標茶町予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2条については、委員会が所掌する事務について定めております。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の要請に基づき、予防接種による健康被害について、医学的な見地から調査を行うものとし、次に掲げる事項について調査し、町長に報告するものとする。

- (1) 疾病の状況等に関すること。
- (2) 診療内容についての資料収集に関すること。
- (3) 必要な特殊検査又は剖検についての助言等に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

第3条は委員の委嘱と任期について定めるものです。

(委員)

第3条 委員は、町長が委嘱する次の者とする。

- (1) 釧路市医師会が推薦する医師 2名
- (2) 北海道知事が推薦する医師 1名
- (3) 釧路保健所長 1名

2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とするというものであります。

第4条につきましては、委員長を選任及び会務の処理に関する規定となります。

(委員長)

第4条 委員会の委員長は、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を処理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理するというものであります。

第5条は、会議の招集について定めたものであります。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

第6条は、健康被害調査のために委員以外から情報収集等について定めるものです。

(意見聴取)

第6条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

第8条は、委員の報酬及び費用弁償についての規定であります。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償の支給方法は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年標茶町条例第4号）の定めるところによる。

附則といたしまして

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

この改正は、予防接種健康被害調査委員の報酬を新たに定めるものであります。

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1号ただし書中「第14項」を「第15項」に改める。

第5条第1項ただし書中「第14項」を「第15項」に改め、同条第2項中「第9項」を「第10項」に、「第11項」を「第12項」に改める。

別表（第2条関係）中の15の項を同表の16の項とし、同表の8の項から14の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の7の項の次に次のように加える。

8 予防接種健康被害調査委員会、委員、1回、1万6,900円。

以上で、議案第15号の提案趣旨並びに内容について説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第15号は原案可決されました。

◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

(午後 2時34分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 5 番 熊 谷 善 行

署名議員 6 番 鈴 木 裕 美

署名議員 8 番 深 見 迪

令和3年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第3号）

令和3年 3月 9日（火曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第16号 令和2年度標茶町一般会計補正予算
議案第17号 令和2年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第18号 令和2年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第19号 令和2年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第20号 令和2年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算
議案第21号 令和2年度標茶町病院事業会計補正予算
議案第22号 令和2年度標茶町上水道事業会計補正予算

○出席議員（12名）

1番 渡 邊 定 之 君	2番 類 瀬 光 信 君
3番 長 尾 式 宮 君	4番 松 下 哲 也 君
5番 熊 谷 善 行 君	6番 鈴 木 裕 美 君
8番 深 見 迪 君	9番 本 多 耕 平 君
10番 黒 沼 俊 幸 君	11番 鴻 池 智 子 君
12番 後 藤 勲 君	13番 菊 地 誠 道 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 吉 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	齊 藤 正 行 君
企 画 財 政 課 長	武 山 正 浩 君
税 務 課 長	齋 藤 和 伸 君
管 理 課 長	村 山 裕 次 君
農 林 課 長	長 野 大 介 君
住 民 課 長	伊 藤 順 司 君
保 健 福 祉 課 長	石 塚 剛 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
水 道 課 長	平 間 正 通 君
育 成 牧 場 長	常 陸 勝 敏 君

病 院 事 務 長	浅 野 隆 生 君
やすらぎ園長	中 島 吾 朗 君
農 委 事 務 局 長	相 撲 浩 信 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教 委 管 理 課 長	穂 刈 武 人 君
指 導 室 長	秋 山 豊 君
社 会 教 育 課 長	服 部 重 典 君
中 央 公 民 館 長	松 本 修 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐 藤 弘 幸 君
議 事 係 長	中 嶋 禎 之 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開議)

◎議案第16号ないし議案第22号

○議長(菊地誠道君) 日程第1。議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号を一括議題といたします。

議題7案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長(武山正浩君)(登壇) 議案第16号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和2年度一般会計補正予算(第11号)であります。年度末を前に各款、項、目にわたり精査を行い、可能な限り決算数値に近づけるよう計数の整理を行い、また現状において急を要するものについて追加をするもので、歳入歳出それぞれ6億1,673万8,000円を追加し、総額を151億3,286万6,000円としたいというものでございます。

歳出の主なものは、畜産競争力強化対策整備事業補助金5億380万8,000円、除雪委託料3,500万円、公立学校情報機器整備事業、小中あわせて2,483万3,000円などであります。なお減額につきましては、事業実績等に基づく精査となります。

基金積立として、町有施設整備基金に4,745万2,000円、新型コロナウイルス感染症対策基金4,249万円を追加しております。

他会計への繰出し等につきましては、国民健康保険事業特別会計567万4,000円の追加、介護保険事業特別会計は6,409万3,000円の追加、下水道事業特別会計は1,062万8,000円の減額、病院事業会計は525万円の追加であります。

一部事務組合負担金につきましては、釧路北部消防事務組合で2,338万円の減額、川上郡衛生処理組合で609万7,000円の減額であります。

歳入につきましては、それぞれの特定期源を見込むとともに、地方交付税の増額により収支バランスを図ったところであります。

また、継続費2件、繰越明許費9件、債務負担行為1件、地方債で4件の補正提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

令和2年度標茶町一般会計補正予算(第11号)

令和2年度標茶町の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,673万8,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億3,286万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第5条 地方債の補正は、「第5表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従い、ご説明いたします。

18ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページから4ページの「第1表 歳入歳出予算補正」については、ただいまの説明と重複しますので説明を省略いたします。

5ページをお開きください。

第2表 継続費補正でございます。

10款教育費、3項中学校費、事業名標茶中学校講堂防音事業。補正前の総額5億9,315万3,000円。年割額、2年度1億773万1,000円、3年度4億8,542万2,000円を補正後の総額を5億8,302万2,000円。年割額2年度1億773万1,000円、3年度4億7,529万1,000円とするものです。

次に10款教育費、6項保健体育費、事業名学校給食共同調理場改築事業。補正前の総額13億4,426万6,000円。年割額2年度4億1,010万円、3年度9億3,416万6,000円を補正後の総額12億992万3,000円。年割額を2年度4億190万円、3年度8億802万3,000円とするものです。

31ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。

10款教育費、3項中学校費、事業名は標茶中学校講堂防音事業。全体計画の計で申し上げます。補正前でございますが、年割額5億9,315万3,000円、財源内訳ですが、国道支出金3億6,603万8,000円、地方債2億2,700万円、一般財源11万5,000円、当該年度支出予定額1億773万1,000円、当該年度末までの支出予定額1億773万1,000円、翌年度以降支出予定額4億8,542万2,000円。継続費の総額に対する進捗率ですが、2年度は18.2%、3年度は81.8%、計100%を補正後の年割額、5億8,302万2,000円、財源内訳ですが、国道支出金3億5,994万6,000円、地方債2億2,280万円、一般財源27万6,000円、当該年度支出予定額1億773万1,000円、当該年度末までの支出予定額1億773万1,000円、翌年度以降支出予定額4億7,529万1,000円。継続費の総額に対する進捗率ですが2年度18.5%、3年度81.5%、計で100%とするものです。

次に10款教育費、6項保健体育費、事業名学校給食共同調理場改築事業。補正前の計ですが、

年割額13億4,426万6,000円、財源内訳ですが、国道支出金5,924万円、地方債12億8,490万円、一般財源12万6,000円。当該年度支出予定額4億1,010万円、当該年度末までの支出予定額4億1,010万円、翌年度以降支出予定額9億3,416万6,000円。継続費の総額に対する進捗率ですが、2年度30.5%、3年度69.5%、計で100%を補正後の年割額12億992万3,000円、財源内訳ですが国道支出金9,221万2,000円、地方債11億1,760万円、一般財源11万1,000円。当該年度支出予定額4億190万円、当該年度末までの支出予定額4億190万円、翌年度以降支出予定額8億802万3,000円。継続費の総額に対する進捗率ですが、2年度33.2%、3年度66.8%、計で100%とするものです。

6ページをお開きください。

第3表 繰越明許費補正でございます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名は光回線敷設事業、金額は9億9,543万9,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、事業名新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、137万2,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、道営草地整備事業負担金（標茶南部地区）、1,250万円。同（標茶西部地区）、87万5,000円。畜産競争力対策整備事業で5億380万8,000円。

10款教育費、2項小学校費、事業名が学校保健特別対策事業、480万円。公立学校情報機器整備事業、2,450万3,000円。

10款教育費、3項中学校費、事業名学校保健特別対策事業で320万円。公立学校情報機器整備事業で1,711万3,000円とするものでございます。

次のページをお開きください。

第4表 債務負担行為補正でございます。

事項はセーフティネット利子補給資金、補正前の期間でございますが、令和3年度から令和11年度、限度額でございますが融資金4,000万円に対する利子補給（年1.0%～1.2%）127万4,000円を補正後の期間、令和3年度から令和11年度、限度額を融資金6億750万円に対する利子補給（年1.0%～1.2%）3,827万8,000円とするものです。

32ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

事項でございますが、セーフティネット利子補給資金、補正前の債務負担行為の限度額でございますが、融資金4,000万円に対する利子補給（年1.0～1.2%）127万4,000円、当該年度以降の支出予定額、期間ですが令和3年度から令和11年度、127万4,000円。財源内訳ですが、一般財源127万4,000円を補正後の債務負担行為の限度額、融資金6億750万円に対する利子補給（年1.0～1.2%）3,827万8,000円、当該年度以降の支出予定額、期間ですが令和3年度から令和11年度、金額が3,827万8,000円、財源内訳ですが、その他で2,685万8,000円、一般財源で1,142万円とするものでございます。合計では債務負担行為の限度額6億1,248万1,000円、前年度末までの支出（見込）額ですが、3億3,272万円、これは当初と変更はございません。当該年度以降の支出予定額でございますが2億7,976万1,000万円、括弧内の3,254万1,000円につ

きましては、令和2年度の支出予定額となっております。これは当初と変更はございません。財源内訳ですが、国道支出金2,579万7,000円、その他で2,685万8,000円、一般財源は2億2,710万6,000円とするものでございます。

8ページをお開きください。

第5表 地方債補正でございます。

起債の目的、1過疎対策事業、補正前の限度額16億3,010万円から標茶中学校校舎防音事業2億3,800万円の減、学校給食共同調理場改築3,990万円の減額の計2億7,790万円を減額し、補正後の限度額を13億5,220万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じであります。

次に、3公営住宅整備事業、補正前の限度額1億3,520万円から2,310万円を減額し、補正後の限度額を1億1,210万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法については補正前に同じでございます。

次に、8学校教育施設等整備事業、新規の借入でございます。補正後の限度額でございますが、2億3,800万円とするものです。起債の方法は証書借入、利率は7.0%以内、償還の方法につきましては、政府資金については融資条件によりその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

次に、9減収補てん債、これにつきましても新規の借入でございます。補正後の限度額でございますが1,200万円とするものです。起債の方法ですが、証書借入、利率でございますが7.0%以内。（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法については、政府資金については融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができるというものでございます。

合計では補正前の限度額25億6,022万8,000円から5,100万円を減額し補正後の限度額を25億922万8,000円とするものです。

33ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額25億6,022万8,000円から補正額5,100万円を減額し、補正後の額を、25億922万8,000円とするものです。当該年度末現在高見込額ですが、補正前の額136億4,875万1,000円から補正額5,100万円を減額し、補正後の額を135億9,775万1,000円とするものです。

以上で、議案第16号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君）（登壇） 議案第17号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和２年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第４号）で、年度末を控え、歳入歳出各款にわたり精査した結果、歳出は、総務費の旅費で、コロナ禍によるリモート会議や書面会議の開催による影響により25万円の減額、保険給付費療養諸費で1,221万9,000円の増額、国民健康保険事業費納付金について、令和元年度に納める額が確定したことに伴い、287万7,000円の減額、国保資格喪失後においてもなお国民健康保険税を納めていたことなどによる保険税還付金としまして、110万円を増額しております。

歳入は、保険税で、当初課税後の収納状況から把握できました現計予算との差を調整するもので、1,383万円の減額、保険給付費等交付金の普通交付金、道の補助金になりますが、1,221万9,000円の追加、負担金として一般会計に入る保険基盤安定制度負担金を、国保会計に一般会計繰入金として繰り入れる予算措置としまして、567万4,000円の追加、平成元年度からの繰越金、612万9,000円を追加し、保険税の還付金や保険税収入の減少により不足する納付金に財源充当し、収支の均衡を図るものです。

なお、本案につきましては、２月17日から２月24日にかけて書面により開催しました標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、答申をいただいていることを申し添えます。

以下、補正予算書に基づきご説明いたします。

別冊補正予算書１ページをお開きください。

令和２年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第４号）

令和２年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,019万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,782万5,000円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いましてご説明いたします。

９ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、２ページ及び３ページの「第１表 歳入歳出予算補正」は、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第17号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君）（登壇） 議案第18号、令和２年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第１号）の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、歳出につきましては、執行精査に伴う消費税及び地方消費税の増額補正、処理場管理費の執行精査による減額補正、公共下水道整備費の執行精査及び公債費の減額補正、それに伴い、歳入では、国庫支出金及び繰入金並びに町債の減額補正です。

以下、内容についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

令和2年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,632万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,067万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は「第2表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従いましてご説明をいたします。

9 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2 ページをお開きください。

2 ページ、3 ページの「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

4 ページをお開きください。

第2表 地方債補正

起債の目的、1 公共下水道事業、補正前の限度額、1億540万円を760万円減額し、補正後の額を9,780万円とするもので起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

11ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

変更合計額で申し上げます。

当該年度中増減見込み、補正前の額1億540万円を760万円減額し、補正後の額9,780万円。同じく当該年度末現在高見込額も760万円を減額し、補正後の額は18億2,062万3,000円です。

以上で、議案第18号の説明を終わります。引き続き、議案第20号の説明をいたします。

議案第20号、令和2年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、事業費精査による補正で受託工事に伴う、収入・支出の減額及び令和元年度繰越金による増額、それに伴い町債の減額と道営農地整備事業における事業費精査により、負担金が減額になったものです。また、この道営事業では繰越明許費を提案しております。

以下、内容についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

令和2年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度標茶町の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによ

る。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,440万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億659万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、内容につきまして歳入歳出補正予算事項明細書に従いまして説明いたします。

10ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページをお開きください。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 繰越明許費

2款簡易水道事業費、1項簡易水道事業費、事業名は道営農地整備事業負担金、金額は2,090万円です。

5ページをお開きください。

第3表 地方債補正

起債の目的、1. 簡易水道事業、補正前の限度額9,660万円に3,440万円を減額し、補正後の限度額を6,220万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

11ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。変更合計で申し上げます。当該年度中増減見込み、補正前の額9,660万円に3,440万円を減額し、補正後の額6,220万円。同じく当該年度末現在高見込額は、3,440万円を減額し、補正後の額1億8,616万2,000円です。

以上で、議案第20号の説明を終わります。引き続き、議案第22号の説明をいたします。

議案第22号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は令和2年度標茶町上水道事業会計補正予算(第1号)で、執行精査に伴う消費税及び地方消費税の増額補正、建設改良費の減額補正とこれに伴う企業債の減額補正、及び前年度決算に伴うキャッシュ・フロー計算書、貸借対照表の補正を行うものでございます。

1ページをお開きください。

令和2年度標茶町上水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度標茶町上水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和2年度標茶町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、支出、第1款水道事業費用、補正予定額32万円の追加で、8,776万9,000円。第2項営業外費用、補正予定額32万円の追加で、780万円。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「5,617万1,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額356万2,000円及び過年度分損益勘定留保資金5,260万9,000円」を「5,394万4,000円は減債積立金934万9,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額324万2,000円及び過年度分損益勘定留保資金4,135万3,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入、第1款、資本的収入、補正予定額130万円の減額で950万円。第1項企業債、補正予定額130万円の減額で950万円。

支出、第1款、資本的支出、補正予定額352万7,000円の減額で6,344万4,000円。第2項建設改良費、補正予定額352万7,000円の減額で、3,565万5,000円。

2ページをお開きください。

（企業債）

第4条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的、配水管整備事業、補正前の限度額1,080万円を130万円減額し、補正後950万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

以下、内容についてご説明いたします。

7ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

4ページをお開きください。

令和2年度 標茶町上水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（補正後）（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）です。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー、（1）当年度純利益から（14）利息の支払い額までの合計で、補正前と比較して136万4,000円増加し3,559万7,000円です。

次に、2 投資活動によるキャッシュ・フロー、（1）有形固定資産の取得による支出から（3）他会計からの繰入金による収入までの合計で、補正前と比較して320万7,000円増のマイナス3,241万3,000円です。

3 財務活動によるキャッシュ・フローは（1）から（3）までの合計額は補正前と比較

し、130万円減少しマイナス1,828万9,000円です。

以上のことから、4 資金増加額は補正前と比較して327万1,000円増加し、マイナス1,510万5,000円となります。

5 資金期首残高は補正前と比較し、907万円増加し2億2,758万9,000円です。

6 資金期末残高は補正前と比較して1,234万1,000円増加し2億1,248万4,000円となります。

次の5ページをお開きください。

令和2年度 標茶町上水道事業予定貸借対照表（補正後）（令和3年3月31日）です。

資産の部。1 固定資産、（1）有形固定資産から（2）無形固定資産までの合計で申し上げます。補正前と比較して310万8,000円減の6億1,058万9,000円です。

2 流動資産については、（1）現金預金から（3）貸倒引当金までの合計で、補正前と比較し1,239万8,000円増の2億1,932万1,000円です。資産合計は補正前と比較して929万円増の8億2,991万円です。

次の6ページをお開きください。

負債の部。3 固定負債から5 繰延収益までの合計額は、補正前と比較し5万9,000円減の4億6,910万8,000円となります。

次に資本の部。

6 の資本金と7 剰余金については補正前と比較し、934万9,000円増の3億6,080万2,000円です。負債資本合計は補正前と比較し929万円増の8億2,991万円です。

3ページをお開きください。

令和2年度標茶町上水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第22号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君）（登壇） 議案第19号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、令和2年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）で、年度末を控え予算内容を精査した結果、保険事業勘定につきましては、サービス給付費を給付実績見込み額により減額し、歳入・歳出とも1億2,831万5,000円減額し、総額を8億6,904万2,000円とするものであります。

サービス事業勘定につきましては、サービス費収入の実績見通しにより歳入・歳出とも264万2,000円を減額し、総額を6億115万1,000円とするものであります。なお、財源につきましてはそれぞれ繰入金により収支の調整を図ったところであります。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

介護保険事業特別会計補正予算書1ページをご覧ください。

令和2年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和2年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによ

る。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,831万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,904万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ264万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億115万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書により説明いたします。

12ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページから5ページの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」並びに「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」については、ただいまの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第19号の提案趣旨並びに内容について説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 病院事務長・浅野君。

○病院事務長(浅野隆生君)(登壇) 議案第21号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は、令和2年度標茶町病院事業会計補正予算(第5号)でございまして、収益的収入のうち、他会計補助金475万円を減額し、国庫補助金325万円及び道補助金150万円を追加したいというものであります。

資本的収支につきましては、収入に1,000万円追加し、総額を1億1,613万4,000円にしたいというものであります。

以下、内容につきまして1ページからご説明申し上げます。

令和2年度 標茶町病院事業会計補正予算(第5号)

(総則)

第1条 令和2年度標茶町病院事業会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 予算第4条本文括弧書中「7,783万4,000円は、減債積立金320万8,000円及び過年度分損益勘定留保資金7,462万6,000円」を「6,783万4,000円は、減債積立金320万8,000円及び過年度分損益勘定留保資金6,462万6,000円」に改め、資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款、資本的収入、補正予定額1,000万円を追加し、1億1,613万4,000円に、第3項負担金、補正予定額1,000万円を追加し、1,056万7,000円にするものです。

(他会計からの繰入金)

第3条 予算第6条に定めた一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額を、次のとおり補正する。

(1) 医療対策費補助、補正予定額475万円を減額し、2億8,518万3,000円に。(5) 施設整備費負担、補正予定額1,000万円を追加し、1,056万7,000円に。合計、補正予定額525万円を追加し、7億7,825万8,000円とするものです。

次に補正予算説明書により説明いたします。

7ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

次に4ページをお開きください。

こちらはキャッシュ・フロー計算書の補正後です。

1 業務活動によるキャッシュ・フローは、(1)の当年度純利益から、(15)の利息の支払額までの合計は、補正前と同じマイナス597万円であります。

2 投資活動によるキャッシュ・フローは、(1)の有形固定資産取得による支出から、(3)の他会計からの繰入金による収入までの合計は、補正前と比べ1,000万円増加し、マイナス5,048万8,000円であります。

3 財務活動によるキャッシュ・フローは補正前と同じ、マイナス1,070万9,000円であります。

以上のことから4の資金増加額は、補正前と比べ1,000万円増加し、マイナス6,716万7,000円となります。

5の資金期首残高は、補正前と同じ2億308万1,000円です。

従いまして、6の資金期末残高は、補正前と比べ1,000万円増加し、1億3,591万4,000円となります。

次のページをお開きください。貸借対照表の補正後です。

資産の部。

1 固定資産、(1)有形固定資産は、イの土地から、へのリース資産までの合計は補正前と同じ16億1,994万円。(2)無形固定資産、補正前と同じ38万8,000円。(3)投資、補正前と同じゼロ。固定資産合計は、補正前と同じ16億2,032万8,000円となります。

2 流動資産、(1)現金・預金は補正前と比較して1,000万円増の1億3,591万4,000円、(2)未収金は補正前と同じ6,000万円。(3)貯蔵品は補正前と同じ795万円。流動資産合計は、補正前と比較して1,000万円増の2億386万4,000円。資産合計は、補正前と比較して1,000万円増の18億2,419万2,000円となります。

次のページへまいります。

負債の部。

3 固定負債、(1)企業債と(2)リース債務の合計で補正前と比較して1,000円減の4億4,549万6,000円。

4 流動負債、(1)企業債から、(5)預り金までの合計で補正前と比較して1,000円増の

2億2,406万円。

5 繰延収益、長期前受金から長期前受金収益化累計額を差し引いた額で補正前と比較して、1,000円増の1億6,418万7,000円。負債合計は、補正前と比較して1,000万円増の8億3,374万3,000円となります。

資本の部。

6 資本金、補正前と同じ9億8,714万2,000円。

7 剰余金、(1) 資本剰余金と(2) 利益剰余金の合計で補正前と同じ330万7,000円。資本合計は、補正前と同じ9億9,044万9,000円となります。

負債資本合計は、補正前と比較して1,000万円増の18億2,419万2,000円となります。

次に2ページから3ページですが、こちらは補正予算実施計画で、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので省略させていただきます。

なお、本案につきましては2月18日書面開催の第5回町立病院運営委員会において、承認されておりますことをご報告申し上げます。

以上で、議案第21号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） 先ほど、議案第17号の提案趣旨の説明の中で、国民健康保険事業費納付金について、令和元年度に納める額が確定したことによるという説明を申し上げましたが、実際は令和2年度に納める額が確定したことに伴うものでございます。

お詫びして訂正いたします。大変失礼いたしました。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議題7案の審議に入ります。

質疑は逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案第16号から議案第20号までの歳入歳出予算は歳入と歳出に分け、議案第16号の歳出は款ごとに行います。

はじめに議案第16号、一般会計補正予算。

第1条、歳入、歳出予算の補正。

歳出から行います。

1款・議会費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、2款・総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 20ページの地域交通対策費の市町村単独補助路線維持費補助金162万円、ちょっとこれを説明してください。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

市町村単独補助路線維持費補助金でございますけれども、これにつきましてはですね、釧路標津線のバス運行にかかわる部分でですね、関係市町村の負担金により運行されているものでございます。

本町は272号線、一部路線バスが走っているものですから、標茶に該当する走行距離としましては、33.5キロ分の負担金として、バス会社のほうへ負担金を出して運行しているということでございます、その額が162万円というふうになってございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） つまりこれは走行実績に応じてということになるんですか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

お見込みのとおりで、負担金を支出している市町村につきましては、釧路市、釧路町、本町、厚岸町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、それぞれの町で負担して運行しているということでございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） その上のほうの役務費の手数料の400万というのは。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

この手数料でございますけれども、ふるさと納税にかかわる手数料でございます。これまで、寄附金の寄附をいただく額、歳入のほうを増額しながら手数料のほうも増額してきたわけなんですけれども、このふるさと納税には一般的な特産品というか返礼品を支出して出すふるさと納税と1番最初に始めましたガバメントクラウドファンディングによる寄附がございます。このクラウドファンディングにかかる手数料が一般の部分から比べて、若干高めでございます。実際、寄附額のこのクラウドファンディングによる寄附額が本町は結構多く入っているものですから、最終的に今までは手数料総体の中で回してこれたわけなんですけれども、年度末を迎えるに当たって、精算するに当たって手数料が足りなくなっているというところで、クラウドファンディングにかかわる部分で増えたと。

手数料の額ですけれども、クラウドファンディングにかかる部分については、寄附額の22%、そのほかの寄附金にかかる手数料としましては、大体で平均で15%程度というふうになっていますので、若干クラウドファンディングが高めになっているという部分でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、3款・民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番(鈴木裕美君) 21ページの児童福祉費、学童保育所運営委託料330万の増額となっておりますけれども、これって多分職員費をみていたと思うんですが、増えた理由を教えてください。

○議長(菊地誠道君) 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長(石塚 剛君) お答えします。

学童保育運営委託料の部分でございますが、これについては昨年の春先、コロナの関係で学校が休業になった部分で学童保育所を休業日数分だけ開設していたと、その部分に対する補助金が5か所で104日分として増えたということであります。

以上でございます。

○議長(菊地誠道君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、4款・衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、5款・労働費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、6款・農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

本多君。

○9番(本多耕平君) 34ページで、先ほど説明がありましたけれどもこの畜産競争力強化対策整備事業補助金、これも後段の収入の部の繰越明許費との関連なのかなと思いますけれども、先にお聞きしておきたいと思いますが、事業内容についてお聞きしたいと思います。

○議長(菊地誠道君) 農林課長・長野君。

○農林課長(長野大介君) お答えしたいと思います。

こちら畜産競争力強化対策整備事業補助金の事業内容ですが、今回フリーストール牛舎を3棟建てる予定でございまして、それに付帯する家畜排せつ物処理施設等一式と搾乳ロボットになっております。牛舎の規模ですが、150頭規模、120頭規模、110頭規模の3棟を予定しております。

以上でございます。

○議長(菊地誠道君) 本多君。

○9番(本多耕平君) 補助金いっぱいありますけれども、この補助率、全体の事業の中でどういう補助金割合になっているのか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） 全体の2分の1でございますけれども、補助対象という額もありますので、全般的にいうと総事業費の2分の1以下にはなっているところでございます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、7款・商工費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 25ページのセーフティネット利子補給補助金なんですが、これ、何件で総額にしたら、どのくらいの金額に対する利子補給の補助金になるのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

セーフティネット利子補給補助金でございますが、現在、借りられている方、それから想定する件数を含めて28件で総額6億750万円に対する利子補給でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、8款・土木費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、9款・消防費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、10款・教育費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 28ページ、29ページの機器購入費、小中学校それぞれどういうものですか。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えいたします。

小学校費、中学校費ともこの機器購入費につきましては、GIGAスクール構想にかかわる児童生徒1人1台端末の整備の関係であります。当初、国の補助対象となる3分の2の端末整備をしてきましたが、先行してやってきましたが補助対象とならない単費の部分の残り3分の1の端末の整備、それプラス先生方の指導用の端末も整備するという内容でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、12款・公債費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、13款・諸支出金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、14款・職員費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳入、9款地方交付税から20款町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 13ページの保健体育費補助金の学校施設環境改善交付金というのはどういう性質のものですか。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えいたします。

この交付金につきましては、給食調理場の改築事業に関する交付金でありまして、交付金の算定基礎となる特別加算がつけましたので、交付金の額が上がったということの追加の補正となります。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番n（深見 迪君） 同じく16ページ、ちょっとわからないので教えてほしいのですが、最後のところ減収補てん債というのはどういう性質のものですか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

この減収補てん債でございますが、年度途中の減収に対して、減収を補てんするための特別な地方債の発効可能とされているものでございます。今回のこの減収補てん債につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる消費や流通にかかわる7税目について令和2年度限りの措置として地方財政法を改正し、減収補てん債の対象税目に追加されたものがございます。

今年度、計上させていただいたものでございますけれども、地方消費税交付金の減収分、それと地方揮発油譲与税の減収分を見込んでこの額を減収補てん債として借り入れるということでございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 一応、補てん債になっているんですけどね、これはやはり100%返さなきゃならないものなんではないでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたしたいと思います。

今回、私どもの町で借りました地方消費税交付金、地方揮発油譲与税交付金につきまして、充当率は100%となっております。交付税措置率でございますけれども地方消費税交付金につきましては通常分の減収分としてございますので、交付税措置率については75、地方揮発油譲与税につきましては、100ということでございます。100であれば、全額ということでありましてけれども75につきましては交付税措置率が75%でございますので、残りの25%につきましては、単独費を入れて返済しなければならないということでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） 14ページの物品売払収入でめん羊の売払収入で34万円、源泉水売払収入12万になっておりますけれども、当初、おのおのどのくらいの収入をみていたんでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

まず、めん羊売払収入の当初の見込みとしては、115万7,000円を見込んでおりました。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

源泉水の売払い収入でございますが、当初は99万円見込んでおりました。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） おのおの、この売払収入の減額の理由はどういうことでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

めん羊のほうになりますけれども、当初、出荷として30頭程度見込んでおりました。ただ、このコロナ禍の影響も多々ありまして、昨年まで取引をさせていただいていた業者さん関係の部分で肉を買わないというところも出てきましたし、イベント等も中止になった部分もありまして使わなくなった部分での出荷が減りましたのでそういう理由でございます。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） 源泉水のほうでございますが、釧路のホテルのほうに売払いをしているものでして、直接は聞いておりませんが、おそらくコロナの影響でお客さんが減ったことによって買う量が減ったのかなというふうには予測しているところでございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条、継続費の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第3条、繰越明許費の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、第4条、債務負担行為の補正について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、第5条、地方債の補正について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、以上で、議案第16号、一般会計補正予算を終わります。
次に、議案第17号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算。
歳入・歳出予算の補正。
歳出について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、歳入・歳出予算の補正。
歳入について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

○議長(菊地誠道君) 深見君。

○8番(深見 迪君) 歳入の最後のところなんですが、繰入金で保険基盤安定繰入金567万4,000円が一般会計から繰り入れられているんですけど、これちょっと説明していただけますか。

○議長(菊地誠道君) 住民課長・伊藤君。

○住民課長(伊藤順司君) お答えいたします。

こちらにつきましては、一般会計のほうに国、あるいは道から軽減対象者にかかわる分の安定基盤の部分の繰入金として一般会計のほうに補助されています。その一般会計のほうに入りました補助分を特別会計のほうに一般会計繰入金として入れているという状況でございます。

以上でございます。

○議長(菊地誠道君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、以上で、議案第17号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第18号、下水道事業特別会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) なければ、第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳入について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条、地方債の補正について、質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） なければ、以上で、議案第18号、下水道事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第19号、介護保険事業特別会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。

保険事業勘定、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） これもちょっと説明をお願いしたいんですが、14ページの基金積立金、これは1,918万5,000円あったんですが、さらに999万8,000円ですか、これ合わせて2,900万なんですけど、この積立金の性質といいますか、どのように使われるのか、なんのためにこれを補正して増やしたのかその辺のところを説明してください。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

介護給付費準備基金積立金でございますが、これについてはまず今年度の999万8,000円については、元年度の決算で歳入と歳出差し引いて残った金額をこの準備基金に積み立てるとい形であります。これらの積立金については基金のほうで積み立てておりまして、最終的には後ほど提案して新年度予算の中でも、最終的に3年間の計画の中で不足額が出たときは基金から積み下ろすという形での運用になっております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） なければ、保険事業勘定、歳入について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条、歳入・歳出予算の補正。

介護サービス事業勘定、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） なければ、介護サービス事業勘定。

歳入について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） なければ、以上で、議案第19号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第20号、簡易水道事業特別会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条、繰越明許費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第3条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、以上で、議案第20号、簡易水道事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第21号、病院事業会計補正予算。

第1条・総則から第3条・他会計からの繰入金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、以上で、議案第21号、病院事業会計補正予算を終わります。

次に、議案第22号、上水道事業会計補正予算。

第1条・総則から第4条・企業債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、以上で、議案第22号、上水道事業会計補正予算を終わります。

以上で、議題7案の逐条質疑は終了いたしました。

続いて、議題7案の総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） それでは、私は2点についてお伺いしたいと思います。

まず1点目は、町道の除雪に関してであります。

ラニーニャ現象の影響もあって、日本全体としては降雪の非常に多い年でした。幸い本町ではここ数年ではやや多いかなという程度で、特段、除雪に窮するという年ではありませんでした。しかしそんな中ではありますが町道の除雪の状況について、多くの町民が次のような不満を述べております。

まず1点は、除雪後の路面の状況、これが例年に比べると残っている分が多いと感じている方がかなりいます。それと除雪の初動の遅れなのか、そういった指示なのかわかりませんが、一般の稼ぎ人が仕事に出る時間帯でまだ除雪のされていない道路がけっこうあってですね、私も非常に苦勞して出勤しておりました。それから排雪の状況が町道から国道などに出るときに、非常に見通しが悪い状態が長く続いて、S Lの運行まで排雪が行われておりませんでした。降雪量に対して除雪の作業時間が比較的短かったのかなと感じていますが、何かそういった除雪そのもの、それから排雪に関する基準というものに変更があったかどうか伺います。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

最後の質問の除雪の出動方針等に変更があったかという部分については、例年と変わりございませんけれども、通常除雪の場合、おおむね積雪が10センチに達した場合に除雪に出動しております。それで、初動の遅れというご指摘もございましたけれども、通常の場合、朝パトロールをして業者さんに4時半くらいまでには除雪必要か必要じゃないかという連絡をしております。それで業者さんに5時半出動ということで、除雪の出動を指示しているところでございます。また、降雪状態によっては、朝一、除雪するかしないかという部分ですごく迷う部分というのがあります。雪がまだ午前中降り続くような場合ですと、朝早くから除雪しても結局そのあとまた雪が積もってしまうという状況もございますので、その辺の判断で、まだ自然現象の天候ですので難しい部分でございますけれども、なるべく迷惑が掛からないような形で除雪出動の指示をしているところでございます。

排雪の関係についてですけど、排雪につきましては基準といたしまして、市街地で車道の幅が狭く、交通の安全確保ができない場合とか、あと、除雪スペースが確保できない場合、交差点の雪山が高い場合とか部分的な排雪も含めて排雪の指示をしているところでありますけれど、それも市街地のパトロールによって、まだ大丈夫かとか、もう危険だとかそういう部分も含めて判断しながら排雪の出動を指示しているところで、今年度については、標茶市街については2回出動を指示しております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 除雪に関してとくに基準等が変わっていないということは理解しました。ただ、感覚的な問題もあるかと思っておりますけれども、路面状況がよくない、例えば砂まきとかもなかなか行われないということに関して、町民の中にはもしかすると除雪に関して少し経費の削減とかそういったことが原因としてあるのかなと、そういう見方をする方もいるものですから、そうではないんだということをこれから伝えていかなければならないなど

思ったところですが。ただ、いずれにしても初動の遅れのことに関して言うと、特定の業者さんに除雪の出動の連絡がいていなくて、担当する路線が除雪が遅れたというケース、その路線だけ除雪しなくていいよということは多分ないと思うので、そういった体制の構築というのはしっかりしていただかなければならないかなと思います。

それと排雪に関しては現状で1回行われただけですけれども、その1回の排雪のために専用機を所有している業者さんは専用機を維持するんですね。排雪の専用機ということはロータリーですけれども。それから除雪に関しても専用車を使って除雪されている方というのは、夏場のほかの作業と使いまわしがきかないわけです。いろんな業者さんと話しますと、このところの除雪の出動状況、排雪の出動状況を考えたときに、そういった専用の機械を維持することというのが非常に厳しいと。もし例えば民間の機械があてにしないからいいですよということであれば、専用機は手放したいという方、実際におります。仮にそのような状況になったときに本町の除雪体制の中で専用機を使う部分というのは穴埋めがきくものかどうか、おおよそのお話でいいですから聞かせていただければと。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

除雪の専用機ということで、最初はロータリー除雪車のことだったと思うんですけれども、ロータリー除雪車につきましては、町内今3社、市街地の会社が2社と磯分内の会社1社で排雪用のロータリー除雪車、3社所持しております。その会社は市街地につきましては2ブロックに分け、磯分内地区含めて3地区に分けての排雪契約をしている状況でございます。確かに議員ご指摘のとおり、ロータリー除雪車を維持するのは非常にお金がかかる部分もございます。その部分でいきますと最低保証額、契約時に最低保証額というのを設けていまして、それにつきましては、機械損料算定表という私たち積算に使っている損料表がございますけれども、その表の中から年間維持管理費相当額というのを算出しまして、その額に相当する額を補償という形で契約時に提示させていただいております。それは出動があってもなくてもという部分で、仮に出動がなくてもロータリー除雪車を維持できる、車検とか整備とかも含めて一般的にかかる費用という部分の考え方で補償させていただいているところでございます。

また、仮にロータリー除雪車が民間さんで所持しなくなった場合という部分でいきますと、町の車両としてロータリー除雪車2台持っていますので、元々、民間に委託する前は人もいた時代ですけど、直営で排雪作業を実施していた時代もありますし、直営でできる限り排雪するのか、それともロータリー除雪車を民間業者に貸し出す形で、そういう委託の方法で排雪するのかという部分が考えられると思いますけれども、その時点で最良の方法をとりながら排雪作業をやっていくという形になるのではないかと想像しております。

あと先ほど言った除雪の専用車に関しては、除雪の契約の中で先ほど言った形の最低保証額を契約時に契約しているところでございます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 今シーズンに関して言うと、役場のほうもオペレーターが少ない状態で、機械そのものは空いているという状況はあったと思いますし、民間の各社のおいてもオペレーターの不足というのがありますし、それから課長おっしゃられたように維持する経費というのがそれなりにかかるし、使わなくてもどんどん古くなっていて、どこかで更新しなければならないという状況もあります。公共事業の減少なんかもあってですね、除雪を担う土木関係の会社なんかもあんまり余分なものを持ってない、そういう時代に入っていますので、課長おっしゃられたように、役場の車両を民間に貸し出すなり、専用車に関してもですね。そういったことで町民の暮らしを守るために除雪を担っているそういった業者のほうに、最大限配慮した除雪体制というものを今後築いていただけたら良いかなと思います。1点目は終了します。

2点目ですけれども、めん羊の生産については昨年条例が整備されて、生産振興、それからブランド化を図ることというふうになっています。ただ、コロナ禍によって外食産業が苦境に陥っており、めん羊の販売も減ったということを先ほど逐条質疑の中でおっしゃられています。そこでお伺いしますが、現在、繁殖可能な月齢に達している母羊の数は何頭いますか。また、今シーズン、そのうち繁殖に実際に供した頭数は何頭であったか。観賞用として展望台周辺に放牧していた個体について、今シーズンは繁殖に供しなかったのではないかなと聞いていることから、そこが事実かどうかということと、事実であるとすればどういった理由で繁殖を見送ったかと、その点についてお伺いします。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えします。

繁殖用の集計している頭数でございますが、直近の数字で102頭います。それから出荷用では46頭になっていまして、そのうち、この後3月に売却が決まったものもいるものですから、もう少し減りますけれども、四十数頭いる状況でございます。

（何事か言う声あり）

（「答弁もれ」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） 観賞用を繁殖用にしなかったというようなご質問だったかと思いますが、コロナ禍もございまして出荷が滞っていた部分もあります。それらも含めて繁殖向け、それから出荷向け、年齢が高くなっていきますと出荷もできなくなっていくしますので、その辺のところも調整した上での群分けをしていた状況でございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君の本件に関する質疑はすでに3回目になりましたので、会議規則第53条の規定によって、発言を許可いたしません。

ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、議案第16号から議案第22号まで、7案一括して採決いたします。

議題7案は原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号は原案可決されました。

◎延会の宣告

○議長(菊地誠道君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

(午後 1時44分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 5 番 熊 谷 善 行

署名議員 6 番 鈴 木 裕 美

署名議員 8 番 深 見 迪

令和3年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第4号）

令和3年 3月10日（水曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第23号 令和3年度標茶町一般会計予算
議案第24号 令和3年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
議案第25号 令和3年度標茶町下水道事業特別会計予算
議案第26号 令和3年度標茶町介護保険事業特別会計予算
議案第27号 令和3年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
議案第28号 令和3年度標茶町簡易水道事業特別会計予算
議案第29号 令和3年度標茶町病院事業会計予算
議案第30号 令和3年度標茶町上水道事業会計予算

○出席議員（12名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 渡 邊 定 之 君 | 2番 類 瀬 光 信 君 |
| 3番 長 尾 式 宮 君 | 4番 松 下 哲 也 君 |
| 5番 熊 谷 善 行 君 | 6番 鈴 木 裕 美 君 |
| 8番 深 見 迪 君 | 9番 本 多 耕 平 君 |
| 10番 黒 沼 俊 幸 君 | 11番 鴻 池 智 子 君 |
| 12番 後 藤 勲 君 | 13番 菊 地 誠 道 君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|-------------|-----------|
| 町 長 | 佐 藤 吉 彦 君 |
| 副 町 長 | 牛 崎 康 人 君 |
| 総 務 課 長 | 齊 藤 正 行 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 武 山 正 浩 君 |
| 税 務 課 長 | 齋 藤 和 伸 君 |
| 管 理 課 長 | 村 山 裕 次 君 |
| 農 林 課 長 | 長 野 大 介 君 |
| 住 民 課 長 | 伊 藤 順 司 君 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 石 塚 剛 君 |
| 建 設 課 長 | 富 原 稔 君 |
| 観 光 商 工 課 長 | 三 船 英 之 君 |

水 道 課 長	平 間 正 通 君
育 成 牧 場 長	常 陸 勝 敏 君
病 院 事 務 長	浅 野 隆 生 君
やすらぎ園長	中 島 吾 朗 君
農 委 事 務 局 長	相 撲 浩 信 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教 委 管 理 課 長	穂 刈 武 人 君
指 導 室 長	秋 山 豊 君
社 会 教 育 課 長	服 部 重 典 君
中 央 公 民 館 長	松 本 修 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐 藤 弘 幸 君
議 事 係 長	中 嶋 禎 之 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長（菊地誠道君） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開会)

◎議案第23号ないし議案第30号

○議長（菊地誠道君） 日程第1。議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号を一括議題といたします。

議題8案の提案理由の説明を求めます。

副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君）（登壇） それでは、議案第23号から第30号までの令和3年度各会計予算について、その概要をご説明申し上げます。

令和3年度の国における予算の動向等につきましては、町長からの町政執行方針の中で触れられておりますので説明を割愛させていただきますが、閣議決定されました「令和3年度地方財政計画」では、地方交付税は5.1%の増額、臨時財政対策債は74.5%の増額となりましたが、地方財政は引き続き厳しい状況下に置かれております。

持続可能な財政運営は重要課題でありますので、経常経費等の抑制に加え、274本の事業費予算の行政評価を実施する中で、事業の精査を行い、予算削減だけではなく、補強の必要な事業につきましては措置し、効率的で簡素な行政運営に配慮してきたところであります。

また、行政改革につきましては、第5期行政改革実施計画に基づき、引き続き、事務事業の見直しを行いつつ、一方で、必要な事務事業については、積極的に取り組む努力をしていくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

冒頭、資料の説明に入る前に、令和3年度予算にかかわる特徴的な状況についてご説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。自主財源の主軸をなします町税につきましては、予算上の比較であります。町民税、固定資産税の増などにより、対前年比2.3%、2,457万9,000円の増額を見込み、全体で10億9,093万6,000円と見込んだところであります。

地方交付税につきましては、令和3年度地方財政計画において増額方向が示されておりますが、総額では対前年比1,301万4,000円、率にして0.3%減の40億8,967万6,000円を見込み、そのうち、普通交付分では対前年比1,301万4,000円減の38億467万6,000円を見込んだところであります。また、この額は交付税額の一番多かった平成11年度と比較して18億3,011万9,000円ほど減少しているところであります。

一方、歳出であります。義務的経費、継続的経費を優先させながら、かつ、今日的な経済情勢を鑑み、関係機関等との協議が整った建設事業等につきましては積極的に措置

し、経常経費につきましては、これまで同様、不要・不急のものについては精査し、削減に努力するとともに、財政の健全性に留意し、一方、子育て支援、安全・安心対策、住生活対策、環境対策、教育対策、農林業対策等を重点的に取り組むよう努力をしたところであります。

このような状況下、景気動向等を注視しつつ、自主財源や特定財源の的確な補足に努めるとともに、各種事業遂行のために財政調整基金 5 億 9,000 万円、備荒資金 6 億 8,000 万円を支消し収支を整えたところであります。

実質収支不足は基金等への理論積み立て分 3 億 9,907 万 4,000 円を除きますと 8 億 7,092 万 6,000 円となります。

また、当初予算策定時までに確定していない補助事業、または、内容の積み上げに時間を要するものなどについては、追って確定次第、補正措置を取らせていただくこととしておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

次に、一般会計をはじめとする各会計の予算額であります。一般会計につきましては、120 億 2,600 万円といたしましたが、前年度当初比では 3,700 万円の減、率で 0.3% の減でありまして、令和 2 年度 12 月末予算と比較しますと 24 億 7,400 万円の減で、率で 17.1% の減となっております。

主な経費項目における予算額の前年対比では、経常経費では基金積立の減分を除き 7,864 万 3,000 円、率では 3.4% の増であり、その内容は会計年度任用職員退職手当組合負担金の増などによるものであります。

他会計及び一部事務組合への繰り出し金ではトータルで 2,379 万 1,000 円の減となっております。主なものは下水道会計 385 万 3,000 円の減、介護会計 2,739 万 6,000 円の減、簡水会計 2,408 万 6,000 円の増、病院事業 2,246 万 2,000 円の減、北部消防 662 万 5,000 円の増、などとなっております。

ソフト事業では、6,444 万 8,000 円増の 16 億 890 万 9,000 円ですが、新規では、移住促進事業（お試し暮らし住宅）で 350 万 9,000 円、権利擁護の推進 59 万 8,000 円、マイホーム応援事業 150 万円などがございます。

普通建設事業費等の新規では、しべちや斎場火葬炉内改修 232 万 7,000 円、標茶霊園環境整備・階段補修 350 万円、常盤 10 号線道路改修事業 200 万円、標茶中学校外構整備実施設計調査業務 900 万円などとなっております。

次に、特別会計ですが、国民健康保険事業事業勘定では、対前年比 7,806 万 8,000 円増の 11 億 9,210 万 2,000 円といたしました。積算の基礎であります。被保険者の見込みが 2,405 人でありまして、医療費の見込みは総額 7 億 3,705 万 3,000 円であります。若人の一人あたりの医療費につきましては 28 万円、7 歳未満の一人あたりの医療費につきましては 20 万円、前期高齢者の一人あたりの医療費につきましては 51 万円と推計し、保険者負担額では 6 億 3,915 万 8,000 円を見込んでおります。

また、国民健康保険事業費納付金につきましては 4 億 1,992 万 9,000 円が北海道より示されております。

これらを基に算定いたしました令和3年度の保険税につきましては3億2,370万4,000円を見込ませていただき、一般会計から7,143万4,000円の繰り入れを行うことで会計維持に努めることとしております。

次に、下水道事業特別会計ですが、前年比400万円減の予算額5億4,300万円であります。公共下水道につきましては桜マンホールポンプ所機械電気設備更新工事委託、処理場電気設備更新工事、雨水函渠更新工事等で1億380万円を計上いたしました。

財源的には負担金、使用料が原則であります、施設整備のため財源が不足しますので、円滑な下水道事業運営のために一般会計から3億773万円を繰り入れし収支のバランスを図ったところであります。

次に、介護保険事業特別会計であります、保険事業勘定で8億5,365万1,000円、サービス事業勘定で6億1,014万6,000円、総体予算額14億6,379万7,000円で、対前年比6.4%の減でありまして一般会計からの繰出しは3億4,792万4,000円を予定しております。

保険事業勘定については、第8期介護保険事業計画に基づき積算をしたところであります。

サービス事業勘定の内容につきましては、通所介護事業費7,649万3,000円、短期入所生活介護事業費3,437万2,000円、介護老人福祉施設費4億8,129万3,000円、居宅介護支援事業費1,655万6,000円、介護予防支援事業費が128万2,000円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、予算額1億2,171万7,000円となりました。積算の基礎であります対象者の見込みは1,383人で、歳出の内訳ですが、大半が後期高齢者医療広域連合納付金で1億2,111万9,000円となっております。

財源につきましては、保険料8,446万5,000円が主であります、一般会計からは3,706万8,000円の繰り入れを行って費用の支弁を行うこととしております。

簡易水道事業特別会計につきましては、対前年比1,200万円増の2億6,300万円といたしました。本年度は老朽化した施設の補修、受託工事の実施、検定満了量水器取替、道営農地整備事業負担金等の事業費を1億546万8,000円としております。

財源につきましては、水道使用料1億384万6,000円をはじめ、それぞれの特定財源を見込んだところであります。

次に、企業会計のうち、病院事業会計であります、その業務予定量を年間入院患者数9,490人、一日平均26人、年間外来患者数2万6,620人、一日平均110人を見込みまして、収益的収支で12億6,290万5,000円、資本的収支のうち支出で1億5,707万円といたしました。

なお、病院事業の健全な運営と診療業務に支障が生じないよう、一般会計から負担分5億2,453万6,000円と補助分2億2,097万2,000円の合計7億4,550万8,000円を繰り入れ収支を整えたところであります。

また、今年度は医事会計システム及び内視鏡カメラシステム購入5,260万2,000円を措置しております。

次に、上水道事業会計であります、本年度の業務予定量につきましては給水戸数

2,199戸、年間総配水量46万9,900立方メートルであります。それらを基本として、その予算額を収益的収支の収入につきましては9,208万円、支出は8,896万1,000円、また、資本的収支のうち支出を5,855万4,000円としたところであります。

なお、上水道事業会計においては、一般会計から624万5,000円の負担を受け、また、下水道事業特別会計から量水器減価償却相当分として600万円の負担を受け財源調整に支障のないよう配意したところであります。

それでは、お配りしております、令和3年度予算説明資料につきましてご説明申し上げます。

1 ページをお開きいただきたいと思います。

令和3年度における「各会計の概要」であります。先ほど申し上げました一般会計120億2,600万円をはじめとして、それぞれ会計ごとに予算額を記載しております。

数値についての詳細については省略させていただきますが、一般会計、特別会計総体では156億964万2,000円で、対前年比0.3%の減となりましたが、一般会計部分と特別会計部分の重複分のやり取りがありますので、その金額が7億8,824万2,000円となり、実質的な一般会計、特別会計の純計は148億2,140万円で、対前年比0.2%減ということになります。

企業会計では、病院事業会計の収益的収入、資本的収入合算では対前年比2.0%減の13億5,845万9,000円、支出は1.1%減の14億1,997万5,000円となります。

上水道事業の収益的収入、資本的収入合算では対前年比0.3%減の1億148万円、支出は4.5%減の1億4,751万5,000円となったところであります。

次に2 ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計の歳入であります。1 款町税から21 款町債までそれぞれ数値を記載してございます。主なものについての数値を申し上げます。

町税が令和2年度と令和3年度の当初比較で、2,457万9,000円増の10億9,093万6,000円、地方交付税は1,301万4,000円減の40億8,967万6,000円、分担金及び負担金は232万1,000円増の2,712万7,000円、使用料及び手数料は2,595万8,000円増の6億4,687万3,000円、国庫支出金は2億1,272万円減の10億1,839万1,000円、道支出金は172万9,000円増の6億2,229万2,000円、寄附金は8,100万円増の1億110万円、繰入金は9,457万6,000円増の11億4,300万1,000円、諸収入は2,085万7,000円減の9億4,312万8,000円、町債は2,730万円減の18億5,800万円をそれぞれ見込んだところであります。

また、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入のいわゆる自主財源であります。39億8,724万1,000円であり、収入総額に占める割合は33.2%となっております。

なお、地方交付税、国道支出金、町債等の依存財源につきましては、80億3,875万9,000円で66.8%であります。ちなみに、前年度自主財源は31.3%、依存財源は68.7%でありました。

歳入の各款ごとの構成比であります。その主なものを申し上げます。町税9.1%、地方交付税34.0%、使用料及び手数料5.4%、国庫支出金8.5%、道支出金5.2%、繰入金9.5

%、諸収入7.8%、町債が15.5%となっております。

次に、3ページをご覧くださいと思います。

歳出についてであります。1款議会費から15款予備費までのそれぞれの数値を記載しております。前年度と比較いたしまして大きく増減があったものについて数値を申し上げます。

総務費が6,701万円増の10億5,307万2,000円、衛生費が1億4,552万5,000円減の14億1,045万6,000円、教育費が8,752万7,000円増の17億7,155万5,000円、職員費が1億6,699万円増の18億4,151万2,000円となりました。各款の構成比につきましては表に記載のとおりでありますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、4ページをお開きください。

一般会計予算前年度対比表であります。一般会計歳出のうち性質別に分けをし、前年度予算と対比している表で、1の人件費から13の予備費までそれぞれ分類しております。

人件費につきましては19億1,154万9,000円で、歳出総体に占める構成比は15.9%で、前年度と比較しますと額では1億812万3,000円、率で6.0%の増となっております。構成比でも0.9ポイント増加しております。増加の主な要因は、会計年度任用職員制度によるものです。

物件費につきましては、16億2,736万3,000円であり、構成比は13.5%で、前年度と比較しますと額で7,633万7,000円、率で4.9%の増、構成比でも0.6ポイントの増となっております。

以下、主なものを申し上げます。扶助費につきましては、5億4,445万7,000円で、構成比は4.5%、前年度と比較しますと額で1,509万4,000円、率で2.7%の減、構成比では0.1ポイントの減となっております。

補助費等につきましては、20億6,777万8,000円で、構成比は17.2%、前年度と比較しますと額で7,163万3,000円、率で3.3%の減、構成比では0.5ポイントの減となっております。

普通建設事業費につきましては、30億552万4,000円で、構成比は25%、前年度と比較しますと額で2億8,972万2,000円、率で8.8%の減となり、構成比でも2.3ポイントの減となりました。

公債費につきましては、11億4,961万9,000円で、構成比は9.6%、前年度と比較しますと額で1億2,128万9,000円、率で11.8%の増となり、構成比では1.1ポイントの増となりました。

積立金につきましては、4億6,061万2,000円で、構成比は3.8%、前年度と比較しますと額で6,009万7,000円、率で11.5%の減、構成比では0.5ポイントの減となりました。

繰出金につきましては、7億9,828万7,000円で、構成比は6.6%、前年度と比較しますと額で1,694万6,000円、率で2.1%の減、構成比でも0.2ポイントの減となっております。

歳出のうち、義務的経費といわれる人件費、扶助費、公債費の合計が36億562万5,000円あります。これに物件費、維持補修費、積立金と、さらには補助費等のうちの消防、衛

生処理組合、病院等の負担金、補助金と繰出金のうち他会計への繰出金を合計いたしますと78億281万8,000円となり、構成比で申し上げますと64.9%を占めます。

したがって、これらを除く普通建設事業費等の政策的予算に使える費用は35.1%となっております。これを前年度と比べますと義務的経費は2億2,359万4,000円の増、構成比では2.1ポイントの増となり、普通建設事業費等は2.1ポイントの減であります。

5 ページのほうにまいります。

一般会計予算款別性質別分類表であります、これにつきましては性質別経費を款別に振り分けた資料でありますので、お目通しをいただきご理解を賜りたいと存じます。

6 ページをお開きいただきたいと思います。

標茶町財政調整基金の運用状況であります、前段で申し上げましたとおり財政調整基金の一部を取り崩し、財源充当を行うこととしていますが、本年度は5億9,000万円の取り崩しを予定しております。

充当事業につきましては7 ページに記載しておりますが、林業事業をはじめ記載の事業等を予定しております。

なお、財政調整基金の現在高は、令和2年度末で15億1,958万8,000円を予定し、令和3年度につきましては記載の運用を予定し、年度末残高では12億7,251万円となる見込みであります。

8 ページをお開きいただきたいと思います。

人件費を含めた款項目別予算比較表であります。先ほどの表で説明いたしましたように、職員人件費に係る経費が、14款職員費において別枠で設けられております。それを、款項目ごとの費目別にそれぞれ職員を配置している費目に人件費を戻していくという想定をした場合の表であります。

例えば、議会費で申し上げますと、人件費を除く経費が5,879万6,000円で、それに人件費2,622万3,000円を加えますと議会費の総額は8,501万9,000円ということになります。

人件費に係る職員数は右端に記載してあるとおりであります、人件費及び職員数につきましては予算編成時に確認できる状態で示しておりますので、今後の人事異動等により変化する可能性があることをご理解願います。

また、表の右側には款項ごとの費目別経費の財源内訳を記載しております。この中で町民の皆様からの受益者負担をいただいている部分もありますので、その部分についてご説明をいたします。

まず、総務費のうち、ここには表示されておりませんが、地域交通対策費がありますが、町内6路線につきましてバス使用料を頂き運行しているわけであります。これにつきましては予算額が7,758万5,000円、バス使用料240万円を頂いており、一般財源を6,271万1,000円投入しております。その充当率は80.8%となっております。

また、民生費のうち、下から3行目であります常設保育所費につきましては、本年度の予算額が3億651万3,000円で一般財源の充当額は2億9,270万8,000円であり、これも95.5%と高い比率であります。

9 ページにまいります。

衛生費における塵芥処理費であります、数値はここに出てはおりませんが、予算額が2億2,878万9,000円で、ごみ処理手数料は1,607万円であり、一般財源を2億1,175万2,000円充当しており、その充当率は92.6%となっております。これにつきましても経費の削減と共に処理手数料のあり方について検討が必要と考えているところです。

土木費では、都市計画費のうち都市公園整備費であります、これも表示されておりますが、予算額が2,547万円で、75万円のパークゴルフ場使用料を予定しておりますが、一般財源が2,472万円で、その充当率は97.1%と高くなっております。

10ページをお開きいただきたいと思います。

教育費では、幼稚園費が予算額2,236万円で、その一般財源充当率は100%となっております。

保健体育費のうち保健体育総務費であります、これも表示されておりますが、予算額3,604万7,000円で、体育施設使用料を25万7,000円予定しておりますが、一般財源を3,579万円充当し、その充当率は99.3%と高くなっております。

議会費から予備費までの一般財源充当額は76億8,849万1,000円で、その充当率は63.9%となっております。ちなみに前年度の一般財源充当率は61.7%で2.2ポイント増加しており、引き続き高い水準であることから、継続して経費削減はもちろんのこと、ご負担のあり方についても引き続き検討する必要があると考えております。

なお、一般財源充当率関係につきましては、予算書上では人件費とその他の経費が分割されて計上されていますので、この数値が直接数字として現れていませんことをご理解いただきたいと思います。

11ページにまいります。

一般会計予算中の主な事業等経費の内訳ですが、当初予算に見込まれた事業に係る予算と財源内訳を記載しております。

総務費につきましては、町有施設整備基金事業から移住促進事業まで、それぞれの事業ごとに予算計上しております、事業費総額は3億372万7,000円で、一般財源の充当額は1億6,029万5,000円であり、その充当率は、52.8%であります。

次に、民生費に係る事業ですが、11ページから12ページにかけて記載しております。

事業費の総額につきましては12ページのほうに記載されております。3億7,599万円で、一般財源の充当額は1億3,042万9,000円であり、その充当率は34.7%であります。

次に、衛生費であります、事業費総額は1億3,107万4,000円、一般財源充当額は9,181万4,000円で、充当率は70%となっております。

次の労働費につきましては記載のとおりであります。

次に、農林水産業費につきましては、13ページから14ページにかけて記載しております。

事業費総額は14ページになりますが、10億7,568万1,000円であり、一般財源充当額は3億4,434万2,000円、充当率は32%となっております。

次に、商工費につきましては、事業費総額は2億4,403万7,000円、一般財源充当額は

4,403万7,000円で、充当率は18%であります。

次に、土木費につきましては、14ページから15ページにかけて記載しております。

事業費総額は15ページになりますが、9億1,679万4,000円、一般財源充当額は1億9,451万5,000円で、その充当率は21.2%となっております。

次の消防費については記載のとおりであります。

次に、教育費につきましては、15ページから16ページにかけて記載しております。

事業費総額は16ページに記載しておりますが、14億3,559万5,000円、一般財源充当額は1億3,566万5,000円で、一般財源充当率は9.5%となります。

次の災害復旧費につきましては記載のとおりであります。

ここまでの事業費の増加につきましては、主に標茶中学校講堂防音事業及び学校給食共同調理場改築事業の事業費の増加に伴うものであります。

合計ですが、事業費として押えております総額が45億3,112万4,000円で、この一般財源が11億1,902万3,000円であり、一般財源の充当率は24.7%となっております。

次に、1ページ飛ばしまして18ページをお開きいただきたいと思います。地方債の現在高見込み調書につきましてご説明申し上げます。

ご案内のとおり、地方債の借入や、これら残高につきましては財政の健全化を図る上で非常に重要な事項でありまして、これまで第1期～第5期行政改革を実施する中で、起債の抑制と共に、地方債残高を大幅に削減してきたところでありますが、一方で平成13年度から地方交付税の不足分を地方に肩代わりさせる方法、臨時財政対策債が措置されたことから、起債額は増加しまして臨時財政対策債残高は令和3年度末見込みでは19年前と比較し13.5倍の31億7,877万2,000円となり、一般会計全体残高の22.1%を占めているところであります。

なお、この臨時財政対策債の償還財源につきましては交付税措置されますことから特に問題はないというふうに認識しておりますが、地方債残高を見る場合、残高合計額にはこのような事情が含まれておりますことをご理解賜りたいと存じます。

なお、17ページの町税の説明資料、19ページの基金等の状況、20ページの一般会計当初予算のあらまし、及び、21ページの引き上げ分の地方消費税交付金が充てられる社会保障4経費その他社会保障に要する経費につきましてはお目通しいただきまして、ご理解を賜りたいと存じます。

また、議案第23号から第30号までの提案内容等につきましては担当課長より順次ご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

以上を持ちまして議案第23号から第30号までの令和3年度各会計予算の概要についての説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 議案第23号の提案内容についてご説明いたします。

令和3年度標茶町一般会計予算でございます。

令和3年度標茶町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ120億2,600万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12億円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費（パートタイム会計年度任用職員に係る報酬及び共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

以下、内容については、歳入歳出予算事項別明細書に従い、ご説明いたします。

45ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページから7ページの「第1表 歳入歳出予算」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略いたします。

8ページをお開きください。

第2表 継続費でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、標茶中茶安別線道路改良事業。総額は1億6,500万円、年割額は3年度2,930万円、4年度は1億3,570万円とするものです。

148ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、標茶中茶安別線道路改良事業。全体計画の計で申し上げます。初めに、2年度から3年度まで、年割額の計でございますが1億

9,130万円、財源内訳ですが、国道支出金1億3,391万円、地方債5,730万円、一般財源9万円。前年度末までの支出（見込）額3,430万円、当該年度支出予定額は1億5,700万円、当該年度末までの支出予定額1億9,130万円。継続費の総額に対する進捗率ですが、2年度17.9%、3年度82.1%、計100%とするものです。次に3年度から4年度までの分であります。年割額の計ですが1億6,500万円、財源内訳ですが、国道支出金1億1,550万円、地方債4,940万円、一般財源で10万円。当該年度支出予定額ですが2,930万円、当該年度末までの支出予定額2,930万円、翌年度以降支出予定額1億3,570万円。継続費の総額に対する進捗率ですが、3年度17.8%、4年度82.2%、計100%とするものです。

次に10款教育費、3項中学校費、事業名は標茶中学校講堂防音事業。年割額の計ですが5億8,302万2,000円、財源内訳ですが、国道支出金3億5,994万6,000円、地方債2億2,280万円、一般財源27万6,000円。前年度末までの支出見込額1億773万1,000円、当該年度支出予定額4億7,529万1,000円、当該年度末までの支出予定額5億8,302万2,000円、継続費の総額に対する進捗率ですが、2年度18.5%、3年度81.5%、計100%とするものです。

次に10款教育費、6項保健体育費、事業名、学校給食共同調理場改築事業。年割額の計ですが12億992万3,000円、財源内訳ですが、国道支出金9,221万2,000円、地方債11億1,760万円、一般財源11万1,000円。前年度末までの支出（見込）額4億190万円、当該年度支出予定額8億802万3,000円、当該年度末までの支出予定額12億992万3,000円。継続費の総額に対する進捗率ですが、2年度33.2%、3年度66.8%、計で100%とするものです。

9ページをお開きください。

第3表 債務負担行為でございます。

事項、パソコンLAN機器導入費。期間は令和4年度から令和7年度まで、限度額につきましては利子8万3,000円を含み、2,711万円とするものです。

149ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

事項でございますが、パソコンLAN機器導入費から、153ページをお開きください。下段になりますがセーフティネット利子補給資金まで、合計で44件の設定でございます。合計でございますが、債務負担行為の限度額5億9,741万9,000円。前年度末までの支出（見込）額3億4,311万6,000円。当該年度以降の支出予定額2億5,430万3,000円。財源内訳でございますが、国道支出金2,227万5,000円、その他4,264万9,000円、一般財源で1億8,937万9,000円とするものです。

10ページをお開きください。

第4表 地方債でございます。

起債の目的、1 過疎対策事業、標茶中茶安別線道路改良6,020万円、虹別61線道路改良1,540万円、桜13号線道路改良1,010万円、標茶中学校講堂防音事業1億8,190万円、学校給食共同調理場改築7億6,040万円、通信業務共同化システム統合整備2,100万円、医師

確保対策で4,500万円、子ども医療費助成1,400万円、森林整備対策事業1,290万円、あわせて限度額を11億2,090万円。起債の方法につきましては証書借入、利率7.0%以内。償還の方法でございますが、政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

以下、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、同じでございますので説明につきましては省略をさせていただきます。

2 地域活性化事業、限度額2億1,360万円。

3 公営住宅整備事業、限度額1億2,350万円。

4 公共施設等適正管理推進事業、限度額9,000万円。

5 緊急防災・減災事業、限度額2,970万円。

6 臨時財政対策債、限度額2億7,780万円。起債の方法につきましては、過疎債に同じであります。利率でございますが7.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法につきましては、過疎債に同じであります。

次に、7 災害援護資金貸付債、限度額250万円。起債の方法、償還の方法につきましては、過疎債に同じでございます。合計で限度額を18億5,800万円とするものでございます。

154ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

合計で申し上げます。前々年度末現在高120億3,802万6,000円、前年度末現在高見込額135億9,775万1,000円、当該年度中起債見込額18億5,800万円、当該年度中元金償還見込額10億7,249万9,000円、当該年度末現在高見込額は143億8,325万2,000円とするものです。

以上で、議案第23号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後12時37分

再開 午後 1時43分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君）（登壇） 議案第24号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

議案第24号は、令和3年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算でございます。

国民健康保険の運営主体が北海道へ移行されてから、4年目となりますが、新年度予

算の特徴といたしましては、被保険者数は年間の平均値で比較しますと、令和元年度との対比では、61名の減となっております。

療費給付費の試算については、過去5年間の平均をもって一人当たりの医療費を推計し、被保険者数を乗じた額として、6億3,915万8,000円を計上しています。

国保事業の運営につきましては、国民健康保険税が基本でございますが、保険税につきましては、現年課税分と滞納繰越分を合わせまして3億2,370万4,000円を見込み、一般会計から義務的経費として、6,531万5,000円、赤字補填として611万9,000円、あわせて7,143万4,000円の繰入を行い会計の維持に努めることといたしました。

なお、本案につきましては、2月17日から2月24日にかけて書面により開催しました標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを申し添えます。

以下、別冊の予算書に基づきご説明いたします。

1ページをお開きください。

令和3年度 標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算

令和3年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億9,210万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

以下、歳入歳出予算事項別明細書に基づきご説明いたします。

12ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算」は、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第24号の提案趣旨並びに内容の説明を終らせていただきます。

続きまして、議案第27号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

議案第27号は、令和3年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

令和3年度予算の概要につきましては、保険料、医療給付費、事務費等について、北海道後期高齢者医療広域連合での試算に基づき、予算計上させていただきました。

歳入歳出の総額1億2,171万7,000円で前年対比では、673万7,000円の増額予算となったものであります。

増額の要因といたしましては、決定保険料額が増額になったことによるものでございます。

以下、別冊の予算書に基づき説明させていただきます。

1 ページをお開きください。

令和3年度 標茶町後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度標茶町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,171万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

以下、歳入歳出予算事項別明細書に従いまして、ご説明いたします。

9 ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2 ページ及び3 ページの「第1表 歳入歳出予算」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第27号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君）（登壇） 議案第25号、令和3年度標茶町下水道事業特別会計予算の内容について、ご説明いたします。

歳入につきましては、主たる収入であります下水道使用料で、前年度71万円増の見込で計上しております。公共下水道整備事業費の事業費増により国庫支出金で前年度410万円の増、一般会計繰入金は前年度385万3,000円の減、町債は490万円の減としております。

歳出につきましては、総務費で前年度372万4,000円の減、公共下水道事業整備費では前年度1,574万5,000円の増です。主な事業は標茶処理場の電気設備改築更新、桜マンホールポンプ場の機械設備改築更新、標茶9号雨水管渠の更新を計画しております。

1 ページをお開きください。

令和3年度 標茶町下水道事業特別会計予算

令和3年度標茶町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億4,300万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

以下、内容について歳入歳出予算事項別明細書に従いまして説明いたします。

11ページをお開きください。

(以下、予算説明書に基づき内容説明のため、記載省略)

2ページをお開きください。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算」は、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 地方債です。

起債の目的、1. 公共下水道事業、限度額、8,420万円。2. 特定環境保全公共下水道事業、限度額、1,630万円。限度額の合計は1億50万円で、起債の方法はいずれも証書借入、利率は7.0%以内、償還の方法は、政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

23ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。合計で申し上げます。

前々年度末現在高20億434万8,000円、前年度末現在高見込額18億2,062万3,000円、当該年度中増減見込みの当該年度中起債見込額1億50万円、当該年度中元金償還見込額2億6,947万8,000円、当該年度末現在高見込額16億5,164万5,000円です。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

引き続き、議案第28号の説明をいたします。

議案第28号、令和3年度標茶町簡易水道事業特別会計予算の内容について、ご説明いたします。

歳入につきましては、使用料は前年度77万8,000円増を見込で計上としております。道支出金は、施設補修、管路移設、受電設備等の更新を計画し、前年度875万4,000円増を計上しました。昨年は一般会計に求めていなかった農業政策分、消火栓維持管理費分、公共施設無償給水分の繰入金ですが、今後、老朽化施設更新がピークを迎えるにあたり、起債残高をできる限り減少させたいとの考えで、前年度2,410万2,000円増を計上しております。

歳出につきましては、工事請負費中、補修工事請負費2,028万2,000円、移設工事請負費1,926万1,000円、計装機器設置工事請負費として、機器更新に1,837万円の計上、計量法に基づく水道メーターの更新で564万3,000円、負担金補助及び交付金で道営事業虹別地区において、水量及び水質安定に向けた施設整備で8,210万円、令和6年度簡易水道事業法適化移行事務負担金で76万3,000円を計上いたしました。

1ページをお開きください。

令和3年度 標茶町簡易水道事業特別会計予算

令和3年度標茶町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,300万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は7,600万円と定める。

以下、内容について歳入歳出予算事項別明細書に従い説明をいたします。

11ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページをお開きください。

2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算」はただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 地方債です。

起債の目的、1. 簡易水道事業、限度額7,520万円、起債の方法は証書借入、利率は7.0%以内、償還の方法は政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

21ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。合計で申し上げます。

区分、1 普通債、前々年度末現在高 1 億2,460万円。前年度末現在高見込額は1 億8,616万2,000円。当該年度中増減見込みの当該年度中起債見込み額は7,520万円。当該年度中元金償還見込額63万8,000円。当該年度末現在高見込額 2 億6,072万4,000円です。

以上で、議案第28号の説明を終わります。

引き続き、議案第30号の説明をいたします。

議案第30号、令和3年度標茶町上水道事業会計予算の内容についてご説明いたします。

収益的収支の収入につきましては、主たる収入である給水収益につきましては、前年度11万円増額見込で計上としております。一般会計負担金につきましては、基準内繰入金で、84万3,000円の増額、営業外収益につきましては、前年度7万2,000円の増額を計上しております。

一方、支出につきましては、営業費用で前年度181万7,000円の増、営業外費用で前年度30万5,000円の減となっています。資本的収支の支出につきましては、川上地区で1件、民地内排水管の移設と桜地区で1件、道路改良計画にあわせた老朽管の更新を計画しています。また計量法に基づく水道メーターの更新では、前年度346万5,000円減となります。

この他に既設配水池の耐震診断のための基礎調査を行います。

1 ページをお開きください。

令和3年度 標茶町上水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度標茶町上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給水戸数 2,199戸

(2) 年間総配水量 46万9,900立方メートル

(3) 一日平均配水量 1,287立方メートル

(4) 受託工事費 255万円

(5) 主要な建設改良事業 配水管整備事業235メートル、事業費947万1,000円。検定満了メーター取替事業、管径13ミリメートルから50ミリメートル408個で、事業費は2,483万8,000円。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入 第1款、水道事業収益9,208万円。第1項、営業収益8,129万3,000円。第2項、営業外収益1,078万7,000円。

支出 第1款、水道事業費用8,896万1,000円。第1項、営業費用8,128万6,000円。第2項、営業外費用717万5,000円。第3項、予備費50万円。

2 ページです。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,915万4,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額311万9,000円及び過年度分損益勘定留保資金4,603万5,000円で補てんするものとする。)

収入 第1款、資本的収入940万円。第1項、企業債940万円。

支出 第1款、資本的支出5,855万4,000円。第1項、企業債等償還金2,424万5,000円。第2項、建設改良費3,430万9,000円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水管整備事業。限度額、940万円。起債の方法、証書借入。利率7.0%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、ま

たはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

1、職員給与費、1,578万円。

2、交際費、2万円。

(他会計からの負担金)

第7条 他会計からこの会計へ負担を受ける金額は、次のとおりである。

1、一般会計、624万5,000円。

2、下水道事業特別会計（減価償却費分）、600万円。

以下、内容について予算説明書に従いまして、説明いたします。

15ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

5ページをお開きください。

令和3年度標茶町上水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）です。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 当年度純利益はありません。(2) 減価償却費、前年度303万7,000円減の3,416万3,000円。(3) 引当金の増加額、マイナス2,000円。(4) 長期前受金戻入額、前年度27万4,000円増のマイナス392万5,000円。(5) 受取利息及び受取配当金、マイナス1万円。(6) 支払利息、前年度57万3,000円減の493万8,000円。(7) 固定資産除却費、前年度44万6,000円減の213万8,000円。(8) 未収金の減少額、5万7,000円。(9) 未払金の増加額、前年度42万9,000円減のマイナス174万6,000円。(10) 前払金の増加額はありません。(11) その他、預り金及び前受金期首期末差引額、前年度10万円増のゼロ円。(12) 小計(1)から(11)までの合計で3,561万3,000円。(13) 利息及び配当金の受取額、1万円。(14) 利息の支払額、前年度57万3,000円増のマイナス493万8,000円。よって、業務活動によるキャッシュ・フローは前年度354万8,000円減の3,068万5,000円。

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

(1) 有形固定資産の取得による支出、前年度443万円増のマイナス3,119万円。(2) 国庫補助金による収入と(3) 他会計からの繰入金による収入はありませんので投資活動によるキャッシュ・フローはマイナス3,119万円です。

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 建設改良企業債による収入、前年度140万円減の940万円。(2) 建設改良企業債等の償還による支出、前年度354万4,000円増のマイナス2,424万5,000円。(3) 他会計からの出資による収入はありません。よって、財務活動によるキャッシュ・フローは前年度214万4,000円増のマイナス1,484万5,000円。

従いまして、4 資金増加額は前年度302万6,000円増のマイナス1,535万円。

5 資金期首残高は前年度603万5,000円減の2億1,248万4,000円で、6 資金期末残高は前年度300万9,000円減の1億9,713万4,000円となります。

9ページをお開きください。

令和3年度標茶町上水道事業予定貸借対照表（令和4年3月31日）でございます。

資産の部、1 固定資産、（1）有形固定資産、イ土地からホ工具、器具及び備品までの合計額で、6億497万6,000円。（2）無形固定資産、イ施設利用権で50万2,000円。固定資産合計は6億547万8,000円。

2 流動資産、（1）現金預金、1億9,713万4,000円。（2）未収金、678万円。（3）貸倒引当金はゼロ。流動資産合計は2億391万4,000円。資産合計は8億939万2,000円です。

10ページをお開きください。

負債の部。

3 固定負債、（1）企業債と（2）一般会計借入金で2億5,720万3,000円。（3）修繕引当金3,019万7,000円で固定負債合計は2億8,740万円。

4 流動負債、（1）一時借入金はございません。（2）企業債と（3）一般会計借入金で2,373万6,000円。（4）未払金92万7,000円。（5）前受金50万円。（6）引当金、イ賞与引当金で118万9,000円。ロ特別修繕引当金はありません。（7）その他流動負債で2万円。流動負債合計額は2,637万2,000円。

5 繰延収益、（1）長期前受金1億7,056万7,000円。（2）長期前受金収益化累計額3,574万9,000円。繰延収益合計は1億3,481万8,000円。負債合計は4億4,859万円です。

資本の部。

6 資本金、3億4,880万2,000円。

7 剰余金（1）利益剰余金、イ減債積立金からハ当年度未処分利益剰余金までの合計で1,200万円。資本合計は3億6,080万2,000円。負債資本合計は8億939万2,000円です。

次の11ページです。

令和2年度標茶町上水道事業予定損益計算書（前年度分）及び12ページ、13ページの令和2年度標茶町上水道事業予定貸借対照表（前年度分）につきましては決算見込みでございまして、ただいま説明いたしました予定貸借対照表作成の基礎となるものでございます。内容の説明は省略させていただきます。

3ページをお開きください。

3ページ、4ページの令和3年度標茶町上水道事業会計予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時20分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君）（登壇） 議案第26号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

議案第26号は、令和3年度標茶町介護保険事業特別会計予算であります。

令和3年度が初年度となる、標茶町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づき、当初予算につきましては、介護保険事業計画に基づく予算計上とさせていただいております。

保険事業勘定につきましては、8期計画に基づき保健給付費で1億2,389万3,000円減額、地域支援事業の給付費を341万5,000円増額などで、総額で対前年度1億2,045万8,000円減額し、歳入歳出それぞれ8億5,365万1,000円といたしました。

また、サービス事業勘定につきましては、会計年度任用職員の人件費等の増加により、対前年度2,118万1,000円増額し、歳入歳出それぞれ6億1,014万6,000円といたしました。

なお、財源につきましては、それぞれ繰入金等により収支のバランスを図ったところでございます。

以下、予算書に基づき説明いたします。

介護保険事業特別会計予算書1ページをお開きください。

令和3年度 標茶町介護保険事業特別会計予算

令和3年度標茶町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 保険事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億5,365万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算」による。

第2条 介護サービス事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億1,014万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費（パートタイム会計年度任用職員に係る報酬及び共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

14ページにまいります。

（以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略）

なお、2ページから5ページの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算」及び「第2表 介

護サービス事業勘定歳入歳出予算」につきましては、これまでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第26号の提案趣旨及び内容の説明について終わります。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・浅野君。

○病院事務長（浅野隆生君）（登壇） 議案第29号、令和3年度標茶町病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

令和3年度 標茶町病院事業会計予算

（総則）

第1条 令和3年度標茶町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）病床数、60床

（2）年間患者数、入院、9,490人。外来、2万6,620人。

（3）1日平均患者数、入院、26.0人。外来、110.0人。

（4）主要な建設改良事業、器械及び備品購入費で5,495万7,000円。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款、病院事業収益、12億6,290万5,000円。第1項、医業収益、6億9,105万9,000円。第2項、医業外収益、5億7,184万6,000円。

支出、第1款、病院事業費用、12億6,290万5,000円。第1項、医業費用、12億3,885万3,000円。第2項、医業外費用、2,355万2,000円。第3項、予備費、50万円。

次のページへ参ります。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,151万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,151万6,000円で補てんするものとする。）

収入、第1款、資本的収入、9,555万4,000円。第1項、出資金、9,555万4,000円。

支出、第1款、資本的支出、1億5,707万円。第1項、建設改良費、5,495万7,000円。第2項、企業債償還金、1億211万3,000円。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費、8億2,345万9,000円。

（2）交際費、150万円。

（他会計からの繰入金）

第6条 一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 医療対策費補助、2億2,097万2,000円。

(2) 医療対策費負担、5億1,319万1,000円。

(3) 企業債償還金負担、7,942万円。

(4) 施設設備費負担、2,747万9,000円。

合計、8億4,106万2,000円。

次のページへまいります。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産購入限度額は、1億1,790万円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第8条 重要な資産の取得及び処分は次のとおりとする。

1. 取得する資産、種類は機械・備品、名称は医事会計システム、内視鏡カメラシステム、医療器具除染用洗浄器、数量はそれぞれ1式です。

2. 処分する資産、種類は機械・備品、名称は医事会計システム及び内視鏡カメラシステム、数量はそれぞれ1式、処分の態様は廃棄となります。

次に予算説明書によりご説明申し上げます。

23ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

次に、6ページをお開きください。

令和3年度 標茶町病院事業予定キャッシュ・フロー計算書(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)でございます。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー。(1)当年度純利益、ございません。(2)減価償却費、6,533万5,000円、前年度比509万3,000円の増。(3)引当金の増加額、マイナス303万7,000円、前年度比384万6,000円の減。(4)長期前受金戻入額、マイナス581万9,000円、前年度比100万1,000円の減。(5)受取利息及び受取配当金、マイナス1,000円、前年度比163万7,000円の増。(6)支払利息、1,725万2,000円、前年度比445万1,000円の減。(7)固定資産除却費、375万3,000円で前年度比256万円の増。(8)未収金の減少額から(12)その他まではございません。(13)小計、7,748万3,000円で前年度比60万8,000円の減。(14)利息及び配当金の受取額、1,000円、前年度比163万7,000円の減。(15)利息の支払額、マイナス1,725万2,000円、前年度比445万1,000円の増。業務活動によるキャッシュ・フローの合計は6,023万2,000円で前年度比220万6,000円の増加。

2 投資活動によるキャッシュ・フロー。(1)有形固定資産の取得による支出、マイナス4,998万4,000円で、前年度比1,464万6,000円の減。(2)国庫補助金等による収入と(3)他会計からの繰入金による収入はいずれもございません。投資活動によるキャッシュ・フローの合計はマイナス4,998万4,000円で、前年度比1,464万6,000円の減。

3 財務活動によるキャッシュ・フロー。(1)建設改良企業債による収入はございません。(2)建設改良企業債等の償還による支出はマイナス1億211万3,000円で、前年度

比859万6,000円の減。(3) 他会計からの出資による収入9,555万4,000円、前年度比皆増。

(4) 他会計からの償還金による収入はございません。前年度比は皆減ということになっております。財務活動によるキャッシュ・フローの合計はマイナス655万9,000円で、前年度比415万円の増加。

4 資金増加額は、368万9,000円となり、前年度比829万円の減。

5 資金期首残高は、1億3,591万4,000円で、前年度比36万9,000円の増。

4 資金増加額に、5 資金期首残高を加えた、6 資金期末残高は、1億3,960万3,000円となり前年度比792万1,000円の減となる見込みであります。

次に、16ページをお開きください。

令和3年度 標茶町病院事業予定貸借対照表(令和4年3月31日)現在でございます。

資産の部 1. 固定資産、(1) 有形固定資産はイの土地からへのリース資産までの合計で15億9,867万2,000円、前年度比691万7,000円の増。(2) 無形固定資産、電話加入権で38万8,000円、前年同額。固定資産合計額は15億9,906万円で前年度比691万7,000円の増。

2. 流動資産について、(1) 現金・預金は1億3,960万3,000円、前年度比792万1,000円の減。(2) 未収金、6,000万円、前年度同額。(3) 貯蔵品、795万円、前年同額。流動資産合計は、2億755万3,000円で前年度比792万1,000円の減。資産合計は18億661万3,000円で前年度比100万4,000円の減となります。

次のページへ参ります。

負債の部 3. 固定負債、(1) 企業債、3億1,434万9,000円で前年度比1億571万1,000円の減。(2) リース債務、2,514万1,000円で前年度比213万円の減。固定負債合計は3億3,949万円で、前年度比1億784万1,000円の減。

4. 流動負債、(1) 企業債、1億571万1,000円で、前年度比359万9,000円の増。(2) リース債務、221万8,000円、前年度比280万2,000円の減。(3) 未払金、7,000万円で前年度と同額。(4) 引当金、賞与引当金で3,827万3,000円、前年度比303万7,000円の減。(5) 預り金、655万円、前年同額。流動負債合計は2億2,275万2,000円、前年度比224万円の減。

5. 繰延収益、(1) 長期前受金、1億9,879万7,000円、前年比1,613万4,000円の増。(2) 長期前受金収益化累計額、4,042万9,000円、前年度比581万9,000円の増。繰延収益の合計は1億5,836万8,000円で、前年度比1,031万5,000円の増。負債合計では7億2,061万円、前年度比9,976万6,000円の減となります。

資本の部 6. 資本金、10億8,269万6,000円、前年度比9,876万2,000円の増。7. 剰余金、(1) 資本剰余金、国庫補助金で330万7,000円、前年同額。(2) 利益剰余金、減債積立金、当年度未処分利益剰余金いずれもございません。剰余金合計は330万7,000円で前年同額となります。資本合計は、10億8,600万3,000円で、前年度比9,876万2,000円の増となります。負債と資本の合計は18億661万3,000円で、前年度比100万4,000円の減となります。

次のページへまいります。

こちらは令和２年度標茶町病院事業予定損益計算書（前年度分）です。19ページと20ページにつきましては令和２年度標茶町病院事業予定貸借対照表（前年度分）であります。こちらについては説明を省略させていただきます。

次に、４ページをお開きください。

４ページ、５ページは、令和３年度標茶町病院事業会計予算実施計画です。こちらの説明につきましてはただいまの説明と内容が重複いたしますので、省略をさせていただきます。

本案につきましては、２月18日書面開催の第５回町立病院運営委員会に報告し、原案どおり承認されておりますことをご報告申し上げます。

以上で、議案第29号の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案８案は、直ちに、議長を除く11名で構成する「令和３年度標茶町各会計予算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議案８案は、議長を除く11名で構成する「令和３年度標茶町各会計予算審査特別委員会」に付託し、審査することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

（午後 ４時18分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 5 番 熊 谷 善 行

署名議員 6 番 鈴 木 裕 美

署名議員 8 番 深 見 迪

令和3年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第5号）

令和3年 3月11日（木曜日） 午後 4時22分開議

- 第 1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
第 2 意見書案第1号 高齢者の医療費窓口負担の現行1割の継続を求める意見書
第 3 意見書案第2号 高齢者施設と医療機関の職員や入所・入院者全員を全額国費で一斉・定期的検査求める意見書
第 4 意見書案第3号 高齢者施設と医療機関への減収補填、介護・医療従事者に慰労金支給を求める意見書
第 5 意見書案第4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
第 6 意見書案第5号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書
第 7 閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
追 加 議案第23号 令和3年度標茶町一般会計予算
議案第24号 令和3年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
議案第25号 令和3年度標茶町下水道事業特別会計予算
議案第26号 令和3年度標茶町介護保険事業特別会計予算
議案第27号 令和3年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
議案第28号 令和3年度標茶町簡易水道事業特別会計予算
議案第29号 令和3年度標茶町病院事業会計予算
議案第30号 令和3年度標茶町上水道事業会計予算
(令和3年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告)

○出席議員（12名）

1番 渡 邊 定 之 君	2番 類 瀬 光 信 君
3番 長 尾 式 宮 君	4番 松 下 哲 也 君
5番 熊 谷 善 行 君	6番 鈴 木 裕 美 君
8番 深 見 迪 君	9番 本 多 耕 平 君
10番 黒 沼 俊 幸 君	11番 鴻 池 智 子 君
12番 後 藤 勲 君	13番 菊 地 誠 道 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 吉 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	齊 藤 正 行 君
企 画 財 政 課 長	武 山 正 浩 君
税 務 課 長	齋 藤 和 伸 君
管 理 課 長	村 山 裕 次 君
農 林 課 長	長 野 大 介 君
住 民 課 長	伊 藤 順 司 君
保 健 福 祉 課 長	石 塚 剛 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
水 道 課 長	平 間 正 通 君
育 成 牧 場 長	常 陸 勝 敏 君
病 院 事 務 長	浅 野 隆 生 君
やすらぎ園長	中 島 吾 朗 君
農 委 事 務 局 長	相 撲 浩 信 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教 委 管 理 課 長	穂 刈 武 人 君
指 導 室 長	秋 山 豊 君
社 会 教 育 課 長	服 部 重 典 君
中 央 公 民 館 長	松 本 修 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐 藤 弘 幸 君
議 事 係 長	中 嶋 禎 之 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長（菊地誠道君） 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員12名であります。

(午後 4時22分開会)

◎時間延長

○議長（菊地誠道君） 会議規則に定められた時刻が迫りましたが、議事の都合上、本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。
休憩いたします。

休憩 午後 4時23分

再開 午後 5時02分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諮問第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第1。諮問第1号を議題といたします。
本件について内容の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 諮問第1号の提案趣旨並びに内容について、ご説明申し上げます。議案書83ページ、説明資料は99ページをご覧ください。

本案につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。人権擁護委員候補者として次の方を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づいて、議会の同意を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町開運1丁目32番地1、氏名は成田節子、生年月日は昭和28年3月2日であります。職業は無職でございます。

成田氏の経歴につきましては、議案説明資料により説明を省略させていただきますが、成田氏は教員などの豊富な経験を有し、平成30年7月1日より人権擁護委員としてご尽力をいただいております。引き続きお願いいたしたく、推薦するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げ、諮問第1号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本件は、「適任と認める」答申といたしたいと思います。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（菊地誠道君） 起立全員であります。

よって、本件は「適任と認める」答申とすることに決定いたしました。

◎意見書案第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第2。意見書案第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより意見書案第1号を採決いたします。

意見書案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第1号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、意見書案第1号は、原案可決されました。

なお、本意見書は議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第2号

○議長（菊地誠道君） 日程第3。意見書案第2号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説

明と質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第2号を採決いたします。

意見書案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第2号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立少数であります。

よって、意見書案第2号は否決されました。

◎意見書案第3号

○議長(菊地誠道君) 日程第4。意見書案第3号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第3号を採決いたします。

意見書案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第3号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（菊地誠道君） 起立少数であります。

よって、意見書案第3号は否決されました。

◎意見書案第4号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。意見書案第4号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより意見書案第4号を採決いたします。

意見書案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第4号は、原案可決されました。

なお、本意見書は議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第5号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。意見書案第5号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより意見書案第5号を採決いたします。

意見書案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第5号は、原案可決されました。

なお、本意見書は議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(菊地誠道君) 日程第7。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

議会運営委員会の委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査としてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議会運営委員会の委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎日程の追加

○議長(菊地誠道君) ただいま令和3年度標茶町各会計予算審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、議案8案の審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第23号ないし議案第30号

○議長(菊地誠道君) お諮りいたします。

会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告は省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

委員長報告に対する質疑については、会議規則運用細則第42項の規定により省略いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより議題８案を一括採決いたします。

議題８案に対する委員長報告はいずれも原案可決すべきものであります。

議題８案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 ５時１５分

再開 午後 ５時２７分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、令和３年標茶町議会第１回定例会を閉会いたします。

(午後 ５時２８分閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 5 番 熊 谷 善 行

署名議員 6 番 鈴 木 裕 美

署名議員 8 番 深 見 迪

